



「ジェトロ世界貿易投資報告」2019年版
～揺らぐ国際経済秩序とグローバルビジネスの今後～
総論編 概要

2019年7月30日
日本貿易振興機構(ジェトロ)
海外調査部

目次

第1章	世界と日本の貿易	3
第1節	世界経済の現状	4
第2節	世界の貿易	6
第3節	日本の貿易	10
第4節	保護貿易主義の影響	13
第2章	世界と日本の直接投資	24
第1節	世界の直接投資	25
第2節	日本の対外直接投資	30
第3節	日本の対内直接投資	35
第4節	新たなビジネスパートナーとしての新興企業	38
第3章	世界の通商ルール形成の動向	47
第1節	世界と日本のFTAの現状	48
第2節	最近のFTAルール形成の動向	53
第3節	保護貿易主義の動向	54
第4節	多国間貿易体制の現状と課題	61

第1章 世界と日本の貿易

世界経済、2018年後半から減速

- IMFの推計によれば、2018年の世界の実質GDP成長率は3.6%で、2017年の3.8%から減速した。貿易紛争と関税引き上げ、多くの国・地域での景況感の低下、金融市場の引き締め、政策の不確実性の高まりなどが下押し要因として指摘されている。
- 主要国では、米国は18年第3四半期に純輸出がマイナスに転じ、2四半期連続で成長率を押し下げた。中国の成長率は、18年第2四半期から前年同期を下回っていたが、19年第1四半期に4四半期ぶりに減速が止まった。純輸出(外需)に比べ、内需(最終消費と資本形成)の動きが弱くなっている。

国・地域別実質GDP伸び率・寄与度の推移

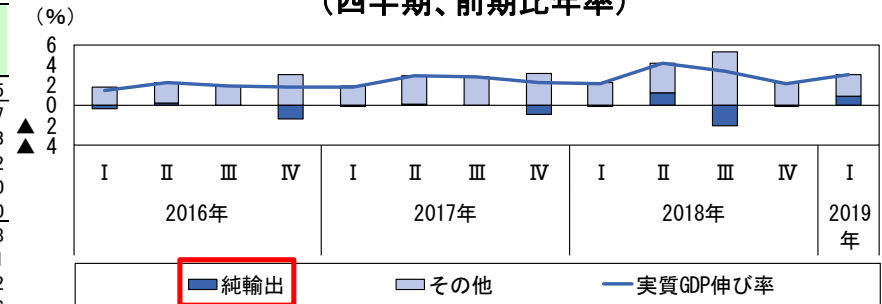
	2017年		2018年		2019年 (予測)		2020年 (予測)	
	伸び率	寄与度	伸び率	寄与度	伸び率	寄与度	伸び率	寄与度
世界	3.8	3.8	3.6	3.6	3.2	3.2	3.5	3.5
先進国	2.4	1.0	2.2	0.9	1.9	0.8	1.7	0.7
米国	2.2	0.3	2.9	0.4	2.6	0.4	1.9	0.3
ユーロ圏	2.4	0.3	1.9	0.2	1.3	0.1	1.6	0.2
英国	1.8	0.0	1.4	0.0	1.3	0.0	1.4	0.0
日本	1.9	0.1	0.8	0.0	0.9	0.0	0.4	0.0
新興・途上国	4.8	2.8	4.5	2.6	4.1	2.4	4.7	2.8
アジア新興・途上国	6.6	2.1	6.4	2.1	6.2	2.1	6.2	2.1
中国	6.8	1.2	6.6	1.2	6.2	1.2	6.0	1.2
インド	7.2	0.5	6.8	0.5	7.0	0.5	7.2	0.6
ASEAN5カ国	5.3	0.3	5.2	0.3	5.0	0.3	5.1	0.3
中南米	1.2	0.1	1.0	0.1	0.6	0.0	2.3	0.2
欧州新興・途上国	6.1	0.2	3.6	0.1	1.0	0.0	2.3	0.1
ロシア・CIS	2.2	0.1	2.7	0.1	1.9	0.1	2.4	0.1
ロシア	1.6	0.1	2.3	0.1	1.2	0.0	1.9	0.1
中東・北アフリカ	2.1	0.2	1.6	0.1	1.0	0.1	3.0	0.2
サブサハラアフリカ	2.9	0.1	3.1	0.1	3.4	0.1	3.6	0.1
南アフリカ共和国	1.4	0.0	0.8	0.0	0.7	0.0	1.1	0.0

[注] ① 先進国および新興・途上国の定義はWEO(IMF)による。ASEAN5カ国は、インドネシア、マレーシア、フィリピン、タイ、ベトナム。中東・北アフリカには、アフガニスタンとパキスタンも含む。

② 寄与度は、2019年4月発表の、前年のPPP(購買力平価)GDPウェイトで算出。

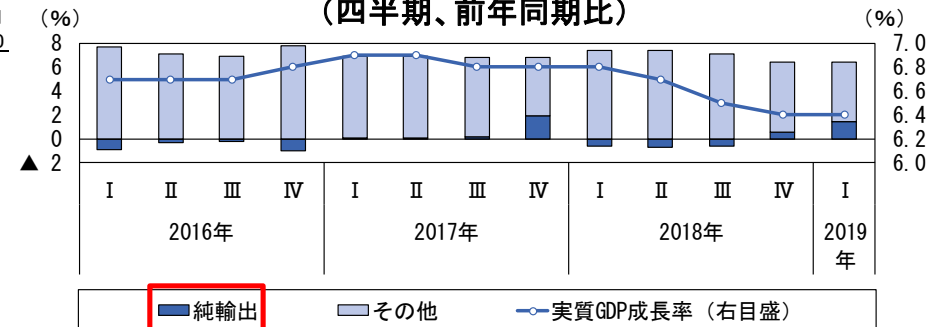
[資料] "WEO, April / July 2019" (IMF)から作成

米国の実質GDP伸び率と需要項目別寄与度の推移 (四半期、前期比年率)



[資料] 米国商務省 (2019年第1四半期二次推計) から作成

中国の実質GDP伸び率と需要項目別寄与度の推移 (四半期、前年同期比)

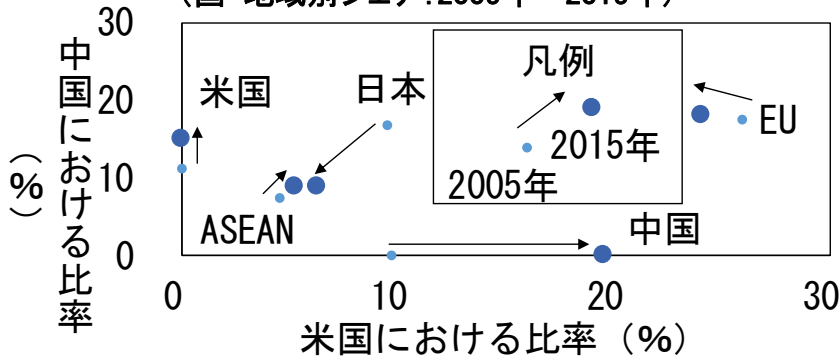


[資料] 国家統計局およびトムソン・ロイターから作成

通商問題が経済成長を下押し

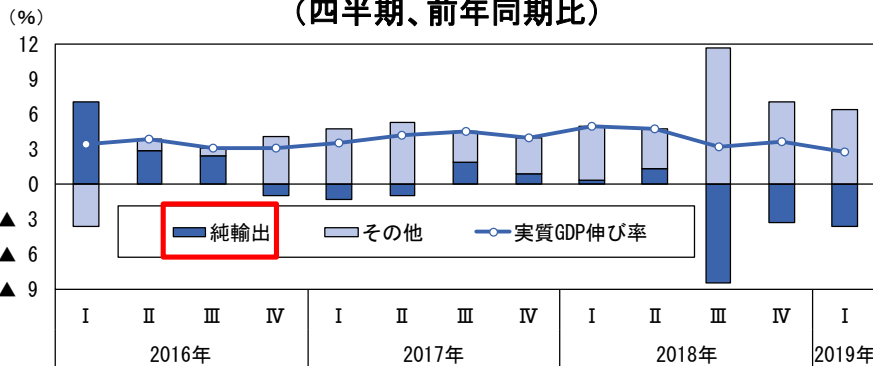
- 米中両国への付加価値輸出で存在感を増してきたタイの成長率は、18年第3四半期以降に純輸出がマイナスに転じ、19年第1四半期も鈍化傾向が続く。
- 世界経済見通しに対するリスクは、下振れが優勢。下振れリスクのうち、貿易摩擦は、国際機関等によって影響の試算が行われている。追加関税措置よりも、企業マインドや投資行動の悪化が及ぼす負の影響の方が大きい。

米国と中国の国内最終需要に占める海外付加価値額
(国・地域別シェア:2005年→2015年)



[資料] OECDから作成

タイの実質GDP伸び率と需要項目別寄与度の推移
(四半期、前年同期比)



[資料] トムソン・ロイターから作成

IMFによる貿易摩擦の経済(GDP)への影響分析の概要

シナリオ		経済(GDP)への影響(単位:%)			
		世界	米国	中国	日本
(1) 実施済みの関税措置	2019年	△0.11	△0.15	△0.56	0.03
	20年	△0.12	△0.16	△0.46	△0.00
	23年	△0.08	△0.16	△0.23	△0.03
(2) 米中両国が相互の全輸入に対し追加関税	19年	△0.20	△0.20	△1.16	0.08
	20年	△0.23	△0.27	△0.95	0.01
	23年	△0.14	△0.31	△0.37	△0.05
(3) 自動車・同部品に対する追加関税	19年	△0.25	△0.61	△1.00	△0.04
	20年	△0.35	△0.69	△0.88	△0.15
	23年	△0.25	△0.55	△0.41	△0.24
(4) 企業心理へ影響波及	19年	△0.50	△0.74	△1.27	△0.23
	20年	△0.51	△0.76	△1.04	△0.34
	23年	△0.29	△0.55	△0.47	△0.27
(5) 金融市場へ影響波及	19年	△0.78	△0.91	△1.63	△0.47
	20年	△0.82	△0.95	△1.41	△0.66
	23年	△0.32	△0.56	△0.51	△0.34

[注] 各シナリオは、以下のとおり:

- (1) 米国によるアルミニウムへの10%、鉄鋼への25%、対中輸入500億ドルへの25%、同2,000億ドルへの10%追加関税(19年から25%)、これらに対する貿易相手国の同規模の報復関税措置[ただし、対中輸入2,000億ドルへの追加関税に対しては、中国が対米輸入600億ドルに7%の追加関税(19年から17%)]を想定。
- (2) さらに米国による19年から対中輸入2,670億ドルへの25%、中国による対米全輸入(約1,300億ドル)に25%追加関税を想定。
- (3) さらに米国による19年から自動車・同部品輸入に25%の追加関税、貿易相手国による同規模の報復関税措置を想定。
- (4) さらに企業心理が悪化し投資が減退した場合を想定。
- (5) さらに金融市場に負の影響がもたらされた場合を想定。

[資料] "WEO, October 2018"(IMF)から作成

2018年の世界貿易は過去最高も伸びは鈍化

- 2018年の世界貿易(財貿易、名目輸出ベース)は前年比9.7%増の19兆243億ドル(ジェトロ推計)と過去最高額を記録したが、前年に比べ伸びが鈍化した。世界経済減速を受け、2018年後半の伸びが鈍化したことが主な要因である。

世界貿易関連指標

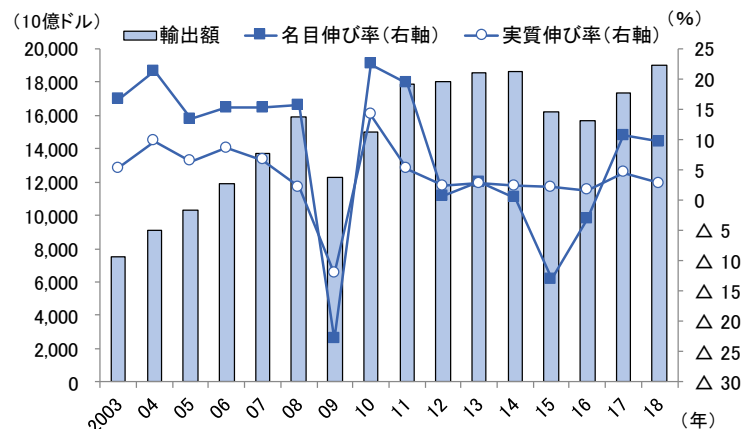
(単位: 末尾に記載がない限り%)

	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年
世界の貿易(輸出)(億ドル)	186,149	161,864	156,699	173,450	190,243
名目伸び率	0.4	△ 13.0	△ 3.2	10.7	9.7
実質伸び率	2.4	2.1	1.6	4.5	2.8
価格伸び率	△ 1.9	△ 14.8	△ 4.7	5.9	6.7
世界の貿易(輸入)(億ドル)	189,775	165,008	160,226	177,857	196,149
名目伸び率	0.4	△ 13.1	△ 2.9	11.0	10.3
実質伸び率	3.0	2.6	1.7	4.7	3.2
価格伸び率	△ 2.5	△ 15.3	△ 4.5	6.0	6.9
鉱工業生産指数伸び率(OECD)	2.3	0.6	0.4	3.0	2.3
燃料価格指数伸び率	△ 5.9	△ 44.1	△ 16.5	23.9	27.3
原油価格伸び率	△ 7.5	△ 47.2	△ 15.7	23.4	29.4
天然ガス価格伸び率	0.7	△ 34.8	△ 28.6	16.1	26.4
金属価格指数伸び率	△ 12.2	△ 27.3	△ 5.3	22.1	6.2
鉄鉱石価格伸び率	△ 28.1	△ 42.4	4.3	21.5	△ 1.4
食料・飲料価格指数伸び率	△ 0.1	△ 16.1	△ 0.3	3.2	△ 1.1
ドルの名目実効為替レート変化率	2.5	15.3	0.2	△ 1.0	△ 2.5

[注]①名目金額・伸び率はジェトロ推計値(推計手法は本文・資料「付注2」を参照)。②実質伸び率はWTOの数値。③価格伸び率は(名目金額/実質貿易指数)の伸び率。④資源価格は全て年平均値の伸び率。原油価格はドバイ・ブレント・WTIの平均、天然ガス価格は欧州・日本・米国の価格指数。鉄鉱石価格はCFR中国天津港価格。

[資料]各国・地域貿易統計および OECDデータ(2019年7月版)、“IFS(2019年6月版)”(IMF)、“WEO, April 2019”(IMF)、WTOデータから作成

世界貿易の推移(輸出ベース)



[資料]ジェトロ推計値(各国・地域貿易統計から作成)およびWTOデータから作成。

世界貿易の四半期別推移(輸出ベース、前年同期比)



[注]名目伸び率、実質伸び率ともに輸出ベース。

[資料]“DOTS(2019年6月29日版)”(IMF)およびWTOデータから作成

国別動向：関税引き下げで中国の輸入が大幅増

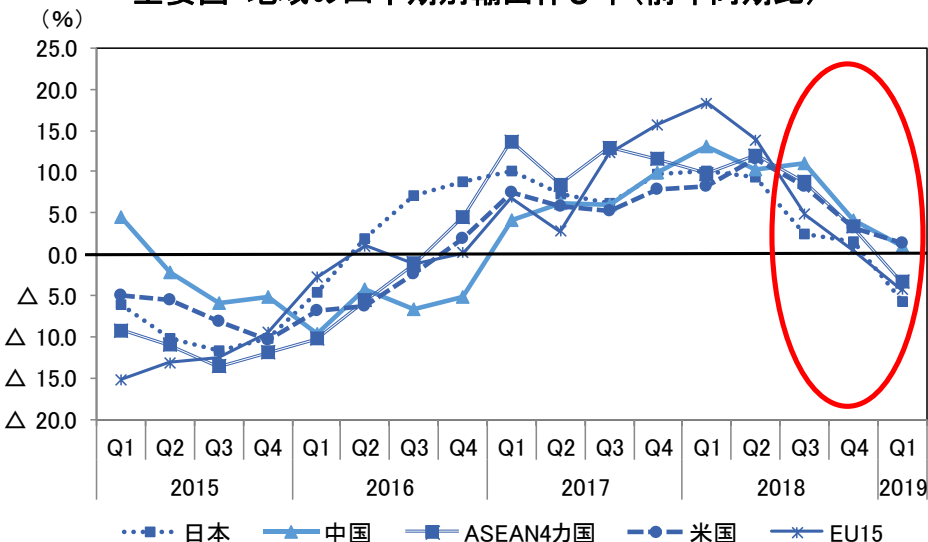
- 多くの国・地域で輸出がプラス成長するも、伸び率は前年に比べ鈍化した。
- 主要国・地域の四半期別輸出を見ると、2018年後半にかけて減速が顕著となった。
- 中国の貿易額(輸出入の合計額)は4兆6,003億ドルと過去最高を記録した。関税引き下げによる衣類や加工商品など消費財の輸入拡大が寄与した。
- 世界の輸出増加の26.2%は資源輸出国で説明することができる。第3四半期までの原油価格上昇が資源輸出国の貿易を押し上げた。

世界の国・地域別貿易(2018年)

(単位: 億ドル, %)

	輸出					輸入				
	金額	構成比	伸び率	寄与度	数量伸び率	金額	構成比	伸び率	寄与度	数量伸び率
NAFTA	25,656	13.5	8.0	1.1	4.3	34,667	17.7	8.5	1.5	5.0
米国	16,640	8.7	7.6	0.7	4.1	25,427	13.0	8.6	1.1	5.2
カナダ	4,507	2.4	7.1	0.2	2.3	4,597	2.3	6.2	0.2	3.8
メキシコ	4,509	2.4	10.1	0.2	7.2	4,643	2.4	10.4	0.2	5.3
EU	64,543	33.9	9.5	3.2	1.5	64,613	32.9	10.4	3.4	1.4
ドイツ	15,607	8.2	7.7	0.6	0.9	12,857	6.6	10.5	0.7	2.2
オランダ	7,238	3.8	11.0	0.4	1.7	6,457	3.3	12.3	0.4	3.3
フランス	5,819	3.1	8.7	0.3	1.5	6,725	3.4	8.7	0.3	0.5
イタリア	5,466	2.9	7.7	0.2	△ 0.5	5,008	2.6	10.5	0.3	0.7
英国	4,974	2.6	11.2	0.3	1.5	6,552	3.3	5.0	0.2	△ 3.6
日本	7,378	3.9	5.8	0.2	2.7	7,481	3.8	11.5	0.4	2.0
オーストラリア	2,570	1.4	11.2	0.1	5.0	2,271	1.2	2.6	0.0	△ 0.8
東アジア	48,047	25.3	9.2	2.3	n.a.	43,028	21.9	15.1	3.2	n.a.
中国	24,914	13.1	10.1	1.3	4.1	21,090	10.8	17.8	1.8	6.4
韓国	6,049	3.2	5.4	0.2	2.6	5,352	2.7	11.9	0.3	2.4
台湾	3,079	1.6	5.4	0.1	3.4	2,858	1.5	10.3	0.2	3.1
ASEAN6	14,006	7.4	10.0	0.7	n.a.	13,728	7.0	13.5	0.9	n.a.
シンガポール	4,118	2.2	10.3	0.2	3.4	3,705	1.9	13.0	0.2	4.2
タイ	2,499	1.3	5.9	0.1	3.0	2,510	1.3	11.8	0.1	6.7
マレーシア	2,475	1.3	13.6	0.2	4.8	2,176	1.1	11.7	0.1	2.7
ベトナム	2,437	1.3	13.3	0.2	12.1	2,369	1.2	11.2	0.1	10.8
インドネシア	1,802	0.9	7.5	0.1	0.9	1,879	1.0	19.7	0.2	11.9
フィリピン	675	0.4	6.7	0.0	△ 3.9	1,089	0.6	17.3	0.1	6.3
インド	3,244	1.7	8.3	0.1	4.3	5,144	2.6	14.3	0.4	3.1
ブラジル	2,399	1.3	10.2	0.1	4.6	1,812	0.9	20.2	0.2	11.5
ロシア	4,493	2.4	25.6	0.5	4.4	2,382	1.2	4.7	0.1	1.9
トルコ	1,679	0.9	6.9	0.1	4.6	2,230	1.1	△ 4.8	△ 0.1	△ 9.5
南アフリカ共和国	938	0.5	5.1	0.0	4.1	930	0.5	11.8	0.1	6.6
世界	190,243	100.0	9.7	9.7	2.8	196,149	100.0	10.3	10.3	3.2
先進国	114,615	60.2	8.0	4.9	n.a.	121,455	61.9	9.3	5.8	n.a.
新興・途上国	75,628	39.8	12.3	4.8	n.a.	74,694	38.1	11.9	4.5	n.a.
資源輸出国	30,088	15.8	17.1	2.5	n.a.	23,822	12.1	5.2	0.7	n.a.
燃料輸出国	16,332	8.6	25.2	1.9	n.a.	10,404	5.3	1.0	0.1	n.a.
非燃料輸出国	13,756	7.2	8.8	0.6	n.a.	13,418	6.8	8.7	0.6	n.a.
資源輸出途上国	20,927	11.0	20.6	2.1	n.a.	14,822	7.6	4.7	0.4	n.a.
資源輸出先進国	9,161	4.8	9.9	0.5	n.a.	9,000	4.6	6.1	0.3	n.a.

主要国・地域の四半期別輸出伸び率(前年同期比)



[注]データの制約上、ASEAN4カ国は、インドネシア、フィリピン、シンガポール、タイ。EUは2004年4月時点の15加盟国。

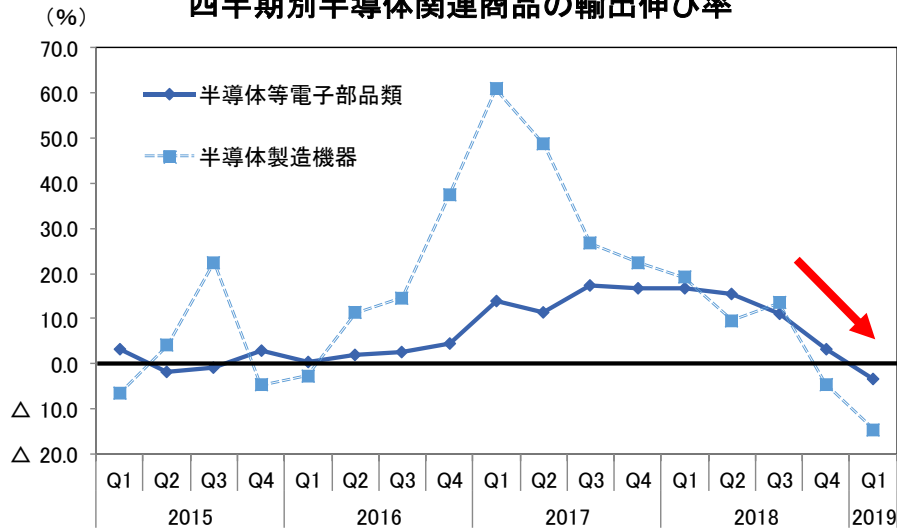
[資料]各国・地域貿易統計から作成

[注]①世界、EU、先進国、新興・途上国、資源輸出国(およびその内訳)はジェトロ推計値。②EUは域内貿易を含む。③ASEAN6は、シンガポール、タイ、マレーシア、ベトナム、インドネシア、フィリピンの6カ国。④東アジアは、中国、韓国、台湾およびASEAN6の9カ国・地域。⑤資源輸出国(40新興・途上国および7先進国)の定義は本文注を参照。一部データが入手できないまたは推計できない小国は計上対象外。⑥先進国はDOTS(IMF)の定義に基づく37カ国・地域。新興・途上国は世界一先進国で算出。⑦数量伸び率はWTOの数値。⑧網掛けは、2017年に比べて伸び率が減少した国・地域。
[資料]各国・地域貿易統計およびWTOデータから作成

商品別動向：半導体関連商品の伸びに一服感

- 多くの商品でプラスの伸びを記録したものの、2017年に比べ伸び率は鈍化した。寄与度の高い商品のうち資源関連商品や電気機器、一般機械では輸出の鈍化がみられた。
- 半導体関連商品は、2017年に貿易が拡大した反動に加え、スマートフォン向け需要が減少したことを受け輸出の伸びが減速した。世界半導体市場統計(WSTS)によれば、2018年の半導体市場規模は13.7%増で前年(21.6%)に比べ伸びが鈍化した。2019年は12.1%と減となるものの、2020年には回復する予測となっている。

四半期別半導体関連商品の輸出伸び率



[注]①輸出額の成長率(前年同期比)の推移。②半導体等電子部品類は、電子管・半導体等と集積回路の合計。③データの制約上、33カ国・地域(詳細はP.9参照)をもとに作成。

[資料]各国・地域貿易統計から作成

世界の商品別貿易(輸出ベース、2018年)

(単位: 億ドル、%)

	金額	構成比	伸び率	寄与度
総額	190,243	100.0	9.7	9.7
機械機器	77,129	40.5	7.6	3.1
一般機械	22,744	12.0	9.9	1.2
タービン	1,369	0.7	14.3	0.1
コンピューターおよび周辺機器類	6,084	3.2	11.0	0.3
半導体製造機器	837	0.4	9.4	0.0
産業用ロボット	60	0.0	△ 0.5	△ 0.0
電気機器	27,560	14.5	8.6	1.3
通信機器	6,120	3.2	4.9	0.2
電子管・半導体等	1,140	0.6	2.6	0.0
集積回路	7,146	3.8	14.5	0.5
リチウム・イオン蓄電池	298	0.2	32.8	0.0
輸送機器	20,190	10.6	4.6	0.5
自動車	9,313	4.9	3.9	0.2
ハイブリッド車	296	0.2	21.5	0.0
プラグインハイブリッド車	131	0.1	33.4	0.0
電気自動車	115	0.1	34.2	0.0
自動車部品(エンジン除く)	4,213	2.2	6.6	0.2
精密機器	6,634	3.5	5.4	0.2
化学品	26,307	13.8	11.3	1.5
医薬品および医療用品	6,052	3.2	12.8	0.4
食料品(a)	13,312	7.0	3.8	0.3
油脂その他の動植物生産品(b)	1,996	1.0	△ 1.4	△ 0.0
鉱石(c)	2,162	1.1	9.3	0.1
鉱物性燃料等(d)	24,604	12.9	28.5	3.1
卑金属および同製品(e)	13,025	6.8	11.0	0.7
資源関連商品(合計)	55,099	29.0	15.5	4.3
燃料(d)	24,604	12.9	28.5	3.1
非燃料(金属・食料・飲料)	30,495	16.0	6.8	1.1
金属(c+e)	15,187	8.0	10.7	0.8
食料・飲料(a+b)	15,308	8.0	3.1	0.3

[注]①ジェトロ推計値(推計手法は資料「付注2」を参照)。②商品分類は資料「付注1」を参照。③素材、中間財、最終財の定義は、BEC(国連)とRIETI-TID2017(経済産業研究所)に基づく。④網掛けは、2017年に比べて伸び率が減少した商品。ハイブリッド車、プラグインハイブリッド車、電気自動車は2017年の伸び率データがとれないため、網掛けをしていない。

[資料]各国・地域貿易統計から作成

2019年の世界貿易は減速見通し

- 2019年第1四半期までのデータが入手可能な主要33カ国・地域の貿易額を合計すると、輸出は前年同期比2.6%減となった。一般機械(2.3%減)や電気機器(3.4%減)、輸送機器(4.3%減)、化学品(0.9%減)など主要品目で伸びがマイナスとなった。とりわけ工作機械、半導体製造機器、携帯電話の落ち込みが顕著だった。
- WTOの予測(2019年4月)によると、世界の貿易数量(輸出入平均)は2018年の3.0%増から、2019年は2.6%増に減速する見通し。世界の新規輸出受注指数は2019年6月に48.8と、6カ月続けて増減の分かれ目となる50を割り込んでおり、今後の輸出減速が見込まれる。

主要33カ国・地域の四半期別貿易(前年同期比伸び率の推移)

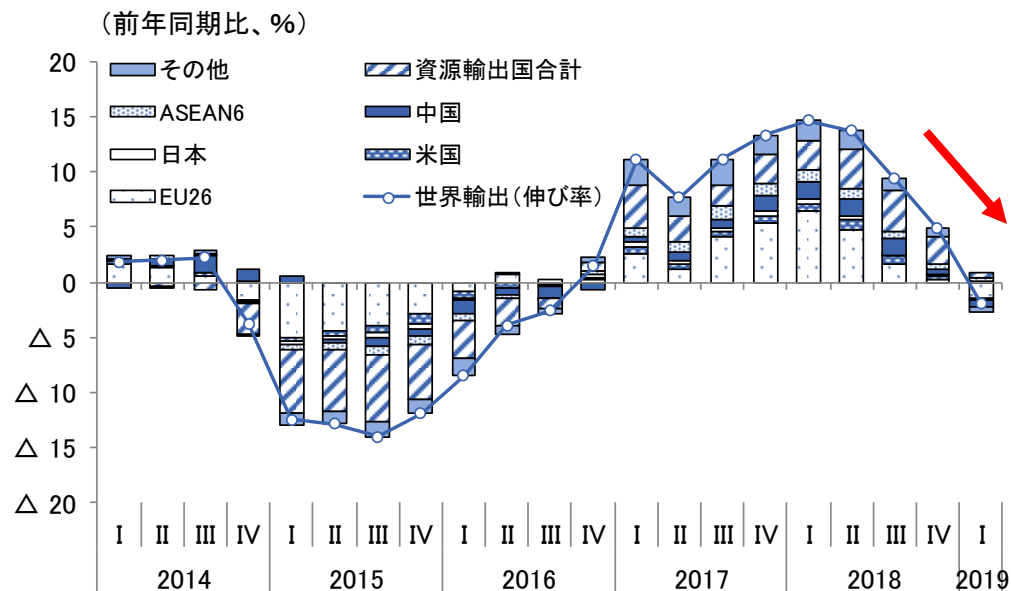
(単位:%)

	世界貿易 カバー率 (2018年)	2018年				2019年
		I	II	III	IV	I
総額(輸出ベース)	79.0	13.2	11.5	7.2	3.0	△ 2.6
機械機器	85.1	13.1	9.7	4.0	1.4	△ 3.2
一般機械	87.6	16.5	12.7	7.0	3.1	△ 2.3
鉱山・建設機械	93.6	21.3	22.6	11.0	4.6	△ 1.0
工作機械	95.4	35.3	17.3	8.5	△ 1.5	△ 12.8
タービン	91.1	15.8	11.4	18.6	13.3	10.0
エンジン	82.2	16.1	9.2	5.0	2.4	△ 3.8
コンピュータ及び周辺機器類	85.7	17.0	15.3	7.5	3.1	△ 3.6
半導体製造機器	97.7	19.1	9.6	13.4	△ 4.6	△ 14.6
産業用ロボット	97.6	8.3	△ 2.3	△ 4.9	△ 2.1	△ 10.3
電気機器	83.4	12.7	10.8	7.7	1.1	△ 3.4
通信機器	82.2	8.3	5.4	5.0	△ 0.3	△ 4.6
携帯電話	85.0	17.8	13.0	9.6	△ 3.3	△ 11.4
集積回路	89.1	17.6	16.6	12.6	4.8	△ 3.2
輸送機器	83.4	10.7	5.9	△ 3.8	0.2	△ 4.3
精密機器	88.9	10.4	7.5	2.6	0.3	△ 1.8
化学品	87.2	16.1	14.2	10.0	6.0	△ 0.9
資源関連商品(合計)*	76.6	17.5	20.4	20.1	10.4	△ 4.6
燃料*	78.6	21.3	32.6	41.0	21.7	△ 5.6
非燃料(金属・食料・飲料)	76.5	12.0	10.6	3.7	0.3	△ 3.7
金属	77.2	14.9	14.0	7.3	2.3	△ 4.6
食料・飲料	75.8	9.2	7.3	0.3	△ 1.5	△ 2.9

[注]①主要33カ国・地域は、アルゼンチン、オーストラリア、オーストリア、ベルギー、ブラジル、カナダ、中国、デンマーク、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、香港、インド、インドネシア、アイルランド、イタリア、日本、ルクセンブルク、オランダ、フィリピン、ポルトガル、ロシア、シンガポール、南アフリカ共和国、韓国、スペイン、スウェーデン、スイス、台湾、タイ、英国、米国。②*がついた商品は輸入ベース、それ以外は輸出ベース。2018年の世界貿易カバー率が大きい方(輸出または輸入)をベースにした。

[資料]各国・地域貿易統計から作成

国・地域別輸出寄与度の推移(四半期)



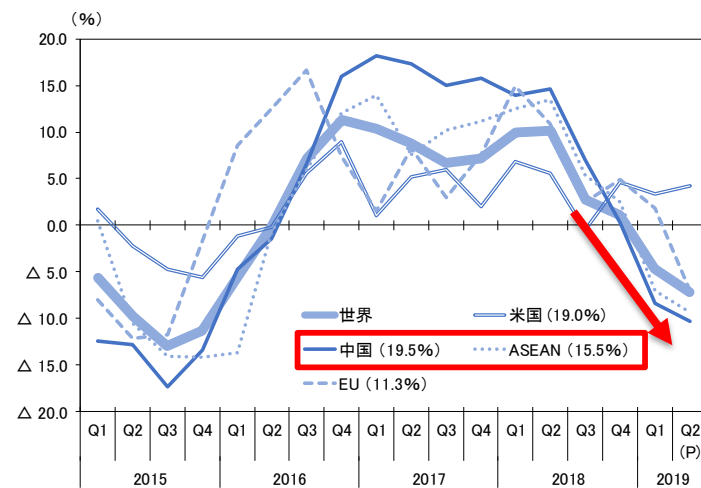
[注]①世界輸出は210カ国・地域をカバー。②資源輸出国の定義は本文注参照。EU26は資源輸出国のギリシャ、キプロスを除く26のEU加盟国。

[資料]"DOTS(2019年6月29日版)"(IMF)から作成

中国が6年ぶりに日本の最大の輸出相手国となるも、年後半の伸びは鈍化

- 2018年の日本の貿易(通関ベース)は輸出が前年比5.8%増の7,378億ドル、輸入が11.5%増の7,481億ドルとなり、貿易収支は103億ドルの赤字を計上した。
- 国地域別では、中国が6年ぶりに最大の輸出相手国となったが、輸出拡大をけん引したデジタル関連財の減少で年後半の伸びが鈍化した。ASEAN向けも複写機や半導体製造機器などが年後半に落ち込み、2019年第1四半期の輸出は前年同期比マイナスに転じた。輸入は最大の相手国である中国からはノートPCなどのコンピューター類、エアコンなどが増加した。米国からはシェールガス由来の液化天然ガスなどが伸びた。

日本の主要国・地域別輸出変化率(前年同期比)



[注]凡例のカッコ内は輸出総額に占めるシェア(2018年)
[資料]「貿易統計」(財務省)から作成

(年/期)

日本の貿易動向(2017年~2019年6月)

(単位:100万ドル、%)

	2017年	2018年	2019年						
			1~6月(P)	1月	2月	3月	4月	5月	6月(P)
輸出総額 (伸び率)	697,221 8.2	737,846 5.8	347,077 △ 5.9	51,149 △ 5.6	58,203 △ 1.7	64,772 △ 6.5	59,888 △ 6.6	52,656 △ 9.1	60,408 △ 5.9
輸入総額 (伸び率)	670,971 10.5	748,109 11.5	354,926 △ 2.3	63,945 2.0	55,211 △ 6.8	60,082 △ 3.0	59,433 1.8	61,289 △ 3.2	54,965 △ 4.6
貿易収支 (前年<同期>差)	26,250 △ 11,309	△ 10,263 △ 36,513	△ 7,849 △ 13,672	△ 12,797 △ 4,283	2,992 3,043	4,690 △ 2,676	455 △ 5,324	△ 8,633 △ 3,271	5,443 △ 1,160
輸出数量指数 (伸び率)	105.9 5.4	107.7 1.7	101.8 △ 5.6	87.6 △ 9.0	102.2 △ 0.6	114.4 △ 5.6	106.9 △ 4.3	93.0 △ 8.9	106.7 △ 5.5
輸入数量指数 (伸び率)	102.9 4.2	105.8 2.8	102.4 △ 1.0	110.3 0.5	95.0 △ 6.5	104.6 0.4	103.5 4.1	106.2 △ 1.2	94.9 △ 3.2
原油輸入価格 (ドル/バレル、伸び率)	54.2 30.2	72.8 34.3	67.6 △ 1.9	62.7 △ 3.0	62.3 △ 8.8	65.7 △ 1.7	68.8 3.9	73.0 3.0	73.1 △ 4.4
為替レート(円/ドル) (期中平均、変化率)	112.2 △ 3.0	110.4 1.6	110.4 △ 1.9	109.0 1.7	110.4 △ 2.3	111.2 △ 4.7	111.7 △ 3.8	109.8 △ 0.1	108.1 1.8

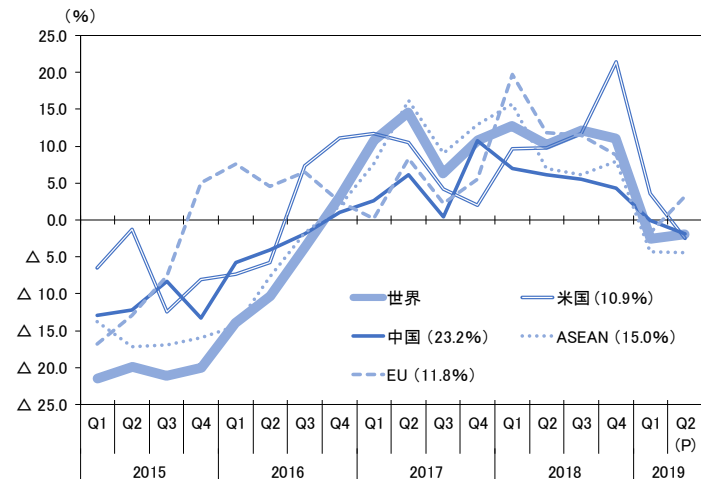
[注]①ドル換算レートは、財務省が96年3月まで発表していた方法を利用し、税関長公示レートを元に算出。

②数量指数は2015年基準。③為替レートはインターバンクレートを中心値の期中平均。

④伸び率は前年同期比。⑤2019年6月は速報値、5月の輸入は9桁速報値。

[資料]「貿易統計」(財務省)、「外国為替相場」(日本銀行)から作成

日本の主要国・地域別輸入変化率(前年同期比)



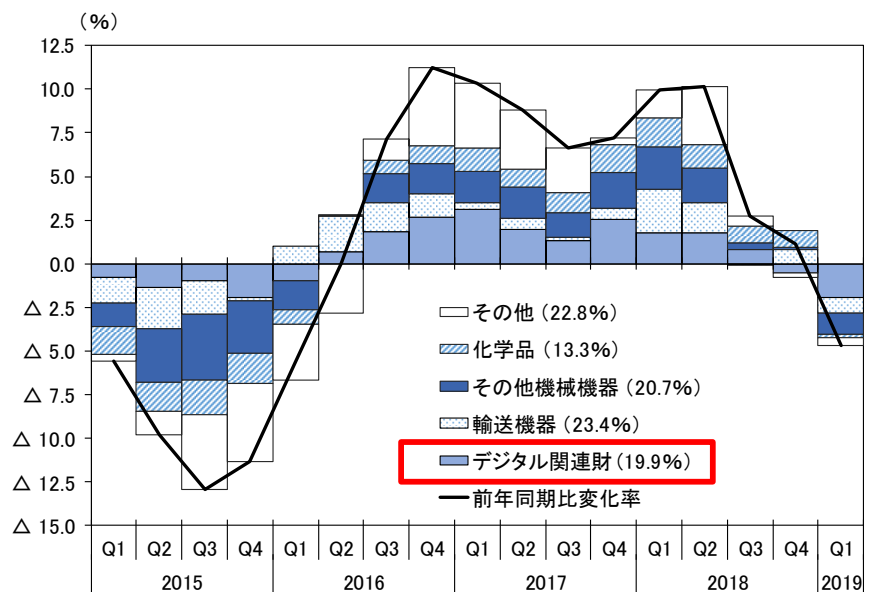
[注]凡例のカッコ内は輸入総額に占めるシェア(2018年)
[資料]「貿易統計」(財務省)から作成

(年/期)

2018年半ば以降、デジタル関連財などが失速

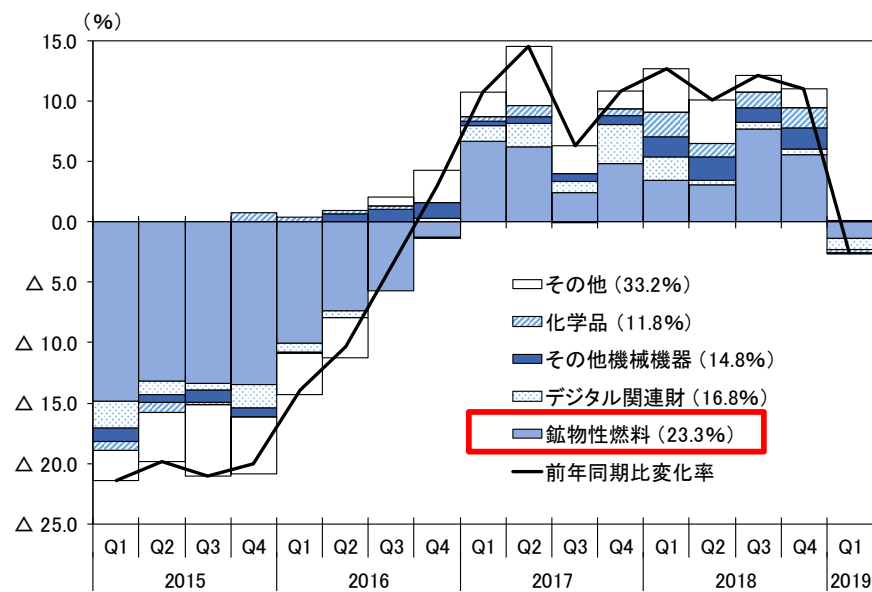
- 商品別輸出では、輸送機器が前年比5.2%増の1.727億ドルとなったほか、デジタル関連財が4.5%増の1,470億ドルとなった。2018年半ば以降、半導体投資需要の一巡や中国経済の減速に伴う中国向け輸出鈍化などによりデジタル関連財など機械機器類が失速した。
- 輸入はエネルギー価格の上昇が響き、鉱物性燃料が1,745億ドル(23.7%増)と前年(27.6%増)に続き大幅に増加、2018年の輸入の伸びのほぼ半分は鉱物性燃料によるものとなった。2019年第1四半期はエネルギー価格が前年同期比でマイナスに転じた影響もあり、輸入は縮小に転じている。

日本の主要商品別輸出寄与度(前年同期比)



[注]①カッコ内は2018年の輸出総額に占めるシェア②デジタル関連財は半導体製造機器や集積回路など。[資料]「貿易統計」(財務省)から作成 (年/期)

日本の主要商品別輸入寄与度(前年同期比)

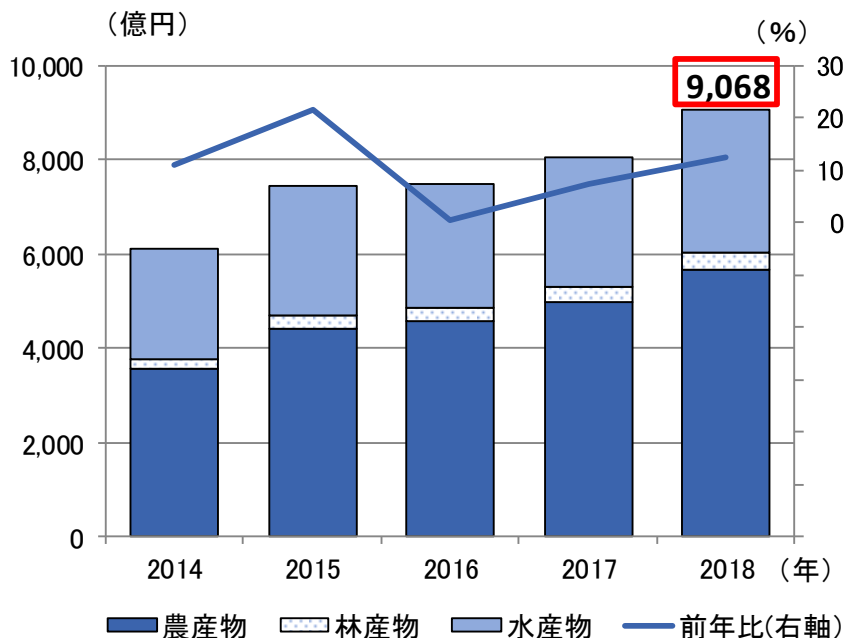


[注]カッコ内は2018年の輸入総額に占めるシェア [資料]「貿易統計」(財務省)から作成 (年/月)

日本の農林水産物輸出額は9,000億円台に

- 2018年の日本の農林水産物輸出額は、前年比12.4%増の9,068億円となり、初めて9,000億円を超えた。輸出額が最も大きかった品目は「アルコール飲料」で前年比13.4%増(618億円)と前年に続き大幅に増加した。輸出額上位品目では、さば、牛肉など多くの品目で前年比20%超の増加率となった。
- 日本の農林水産物輸出に大きな影響をもたらすものとして、2018年以降に発効された大型の経済連携協定(EPA)があげられる。例えば日EU・EPA(2019年2月発効)では、牛肉などで対日関税が即時撤廃されており、日本産食品の欧州市場における価格競争力向上が期待できる。

農林水産物輸出額の推移



[注]アルコール飲料、たばこ、真珠を含む。

[資料]「農林水産物輸出入概況」(農林水産省)から作成

EUの対日関税が即時撤廃された主な農林水産品(輸出重点品目)

品目	これまでの関税率
水産物	無税～26%(なまこ調整品等)
しょう油等調味料	7.7%(しょう油)
アルコール飲料	無税～32ユーロ/100リットル
緑茶	無税～3.2%
牛肉	12.8%+141.4～304.1ユーロ/100キログラム
花き	6.5または8.3%(植木、盆栽、鉢物) 8.5または10%(切り花)
林産物(木材・木材製品)	無税～10%
青果物	12.8%(かんきつ(ゆず等)) 9.5ユーロ/100キログラム
豚肉※	46.7～86.9ユーロ/100キログラム
鶏肉※	6.4%、18.7～102.4ユーロ/100キログラム
鶏卵(粉卵等含む)※	16.7～142.3ユーロ/100キログラム
牛乳・乳製品※	118.8ユーロ/100キログラム(脱脂粉乳) 189.6ユーロ/100キログラム(バター)

[注]①ホタテ貝(段階的に8年目に撤廃)、アイスクリーム(段階的に6年目までに70%削減)、ココア粉(段階的に8年目までに25%削減)等を除く。②※印:2019年6月現在、輸出解禁に向け協議中、または解禁を合意し輸出に当たっての諸条件を協議中の品目

[資料]農林水産省「日EU・EPAにおける農林水産物の交渉結果概要②(EUへの輸出)」から作成

2018年以降、貿易制限的措置の発動が相次ぐ

- 2018年は大規模な貿易制限的措置の発動が相次いだ。特に7月以降、米国と中国の間では追加関税措置の応酬が続き、2019年も継続している。2018年以降の主な貿易制限的措置の対象となる貿易規模は世界貿易額(2017年)の4%程度に相当する。
- 米中間の追加関税措置の対象品目は、米中ともに当初は限定的であったが、その後、範囲が広がっている。

2018年以降の主な貿易制限的措置

(単位:100万ドル、%)

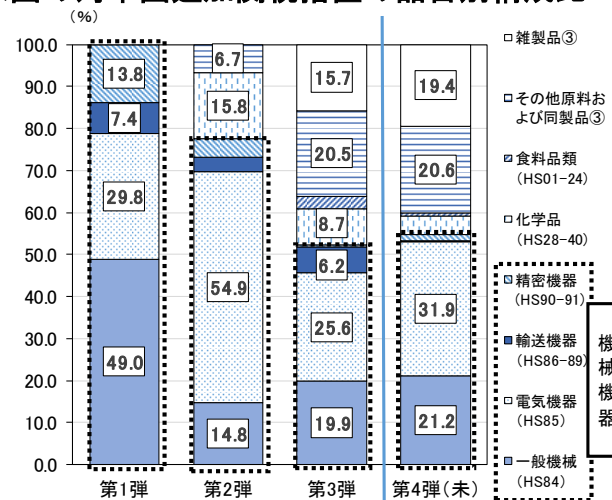
発動時期	発動国・地域	発動相手国・地域	概要	貿易規模(2017年)	発動相手国からの輸入総額に占める構成比
2018年3月23日	米国	全世界(※)	鉄鋼製品252品目に25%の追加関税	29,033	1.2
3月23日	米国	全世界(※)	アルミニウム製品9品目に10%の追加関税	17,403	0.7
4月2日	中国	米国	果物、豚肉、鉄鋼製品、アルミニウム製品など128品目に最大25%の追加関税	2,969	2.0
6月22日	EU	米国	鉄鋼製品、アルミニウム製品、エンジン、船舶、カードゲーム用品など182品目に最大25%の追加関税	3,206	1.1
7月6日	米国	中国	【第1弾】 乗用車、ポンプ、電子部品など818品目に25%の追加関税	32,262	6.4
7月6日	中国	米国	【第1弾】 大豆などの農産物、牛肉、豚肉など畜産物、自動車、水産物など545品目に25%の追加関税	33,834	22.6
8月23日	米国	中国	【第2弾】 プラスチック、半導体、鉄道車両、トラクターなど279品目に25%の追加関税	13,685	2.7
8月23日	中国	米国	【第2弾】 乗用車、化学工業品、エネルギー製品など333品目に25%の追加関税	14,108	9.4
9月24日	米国	中国	【第3弾】 家具、衣類、雑貨類など5,745品目に10%の追加関税 ⇒追加関税率を25%に引き上げ(2019年5月10日)	189,910	37.6
9月24日	中国	米国	【第3弾】 液化天然ガス、電気製品、食料品など5,207品目に最大10%の追加関税 ⇒ このうち4,545品目の追加関税率を最大25%に引き上げ(2019年6月1日)	53,393	35.7
時期未定	米国	中国	【第4弾】 携帯電話、ノートパソコン、玩具など3,805品目に最大25%の追加関税	255,208	50.5

【注】①貿易規模は発動国・地域側の貿易統計(2017年)から作成。対象品目は措置実施時の対象品目を集計。

②「※」は一部、適用除外国・地域あり。

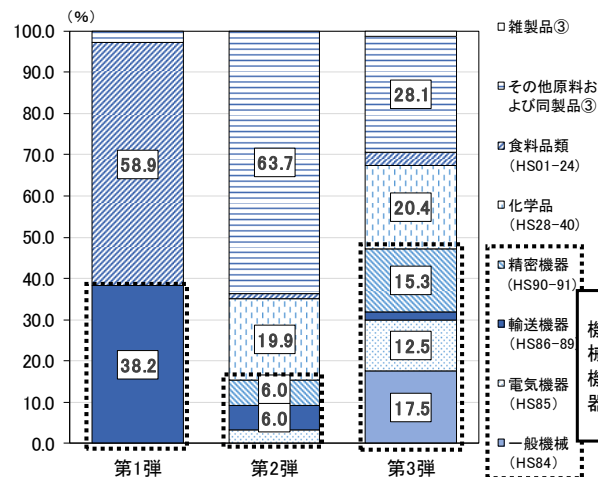
【資料】「ビジネス短信」(ジェトロ)、「世界経済の潮流(2018年Ⅱ)」(内閣府)、各国貿易統計等から作成

米国の対中国追加関税措置の品目別構成比



【注】①シェアは金額ベース(2017年)。②点線枠内は機械機器、③シェアは5%以上のみ表示。④品目分類は以下の通り。その他原料・同製品:HS25~27、41~63、68~83、雑製品:HS64~67、92~97。【資料】「貿易統計」(米国商務省)、「ビジネス短信」等から作成

中国の対米国追加関税措置の品目別構成比



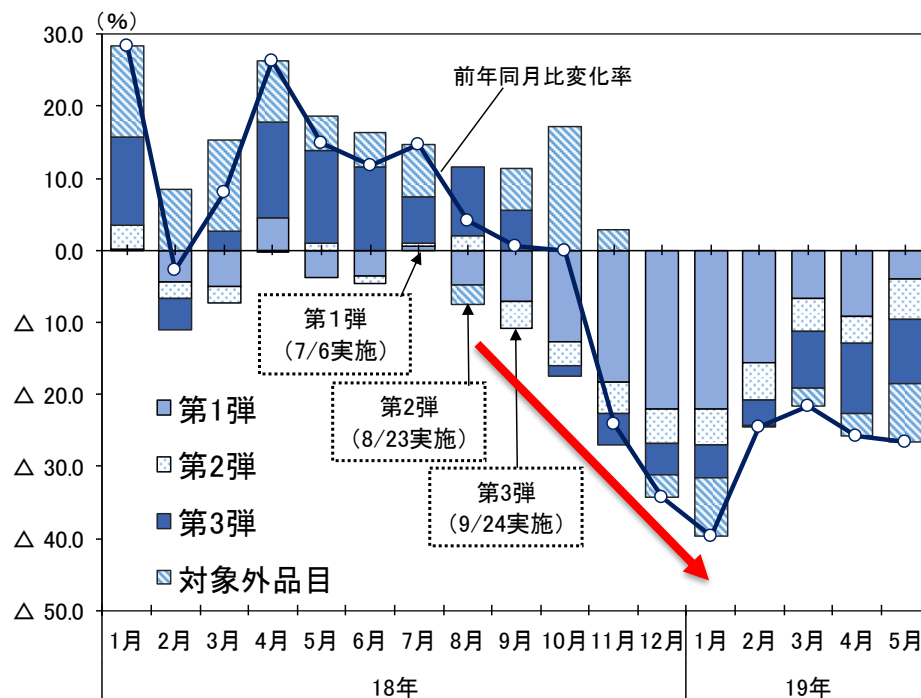
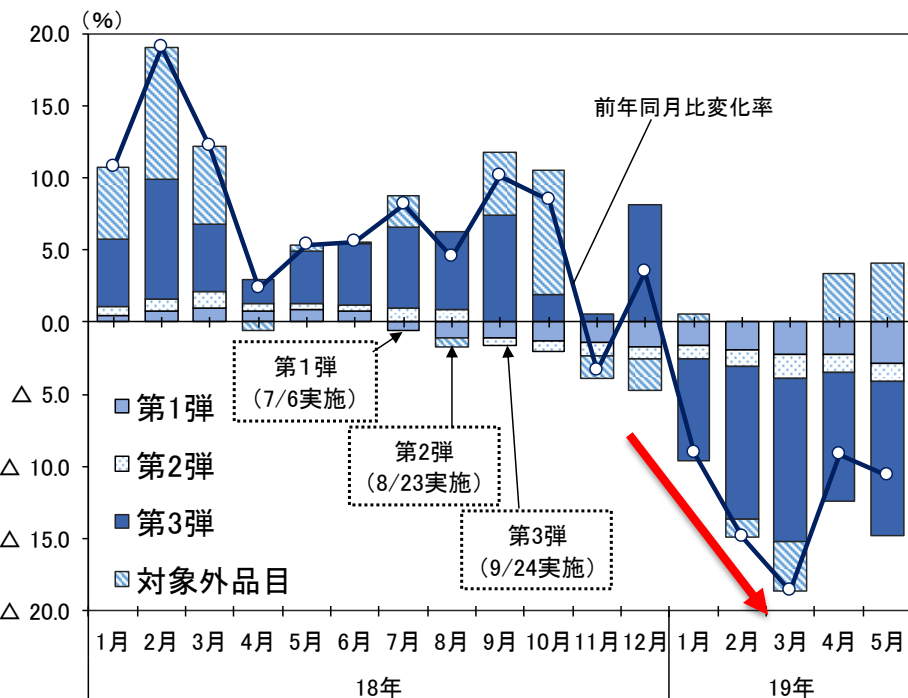
【注】①シェアは金額ベース(2017年)。点線枠内は機械機器、②シェアは5%以上のみ表示。③品目分類は以下の通り。その他原料・同製品:HS25~27、41~63、68~83、雑製品:HS64~67、92~97。【資料】「貿易統計」(中国税関)、「ビジネス短信」(ジェトロ)等から作成

米中間の追加関税措置実施後、相手国からの輸入額は縮小

- 2018年の米国の対中国輸入額は、第3弾の対中追加関税措置実施後に伸びが鈍化、2019年1月以降は前年同月比で大幅なマイナスが続いている。一方、中国の対米国輸入額は第1弾の追加関税措置実施後に伸びが鈍化、2018年10月以降は前年同月比減少に転じている。

米国の対中国輸入の推移(前年同月比)

中国の対米国輸入の推移(前年同月比)



[資料] 「貿易統計」(米国商務省)、「ビジネス短信」(ジェトロ)等から作成

[資料] 「貿易統計」(中国税関)、「ビジネス短信」(ジェトロ)等から作成

米国の対中追加関税措置対象品目輸入は2019年に入り大幅減

- 米国の追加関税措置の対象品目においては、中国からの輸入額は一部の機械機器では2018年10月頃から、その他の品目でも2019年には前年同月比で大幅な減少となり、落ち込みが大きくなっている。

米国の対中追加関税措置対象品目の輸入変化

(単位:100万ドル、%)

品目名	追加関税措置対象品目の中国からの輸入額 (2017年)				対象品目の 輸入総額に占める 中国のシェア	前年同月比変化率 (無色:プラス、青色:マイナス。淡色→濃色順に減少率大)										前年同期比 変化率	
	第1弾 (7/6)	第2弾 (8/23)	第3弾 (9/24)	合計		2018年					2019年						
						1	4	7	10	1	4	5	1~5月				
対象品目合計	32,262	13,685	189,910	235,857	15.9												△ 26.0
一般機械	15,796	2,025	37,669	55,490	21.1												△ 40.0
コンピューターおよび周辺機器類	2,361	85	23,081	25,528	40.1												△ 66.4
ポンプ	2,440	0	1,785	4,226	21.2												△ 24.5
冷蔵庫・冷凍庫	456	0	1,558	2,014	23.0												△ 20.8
コック等	908	0	2,259	3,167	23.5												△ 15.9
電気機器	9,615	7,507	48,389	65,511	28.9												△ 26.8
通信機器	572	0	24,264	24,836	45.5												△ 32.9
半導体等電子部品類	1,254	3,574	13	4,841	11.0												△ 50.4
その他の電気・電子部品*	3,689	722	7,297	11,707	32.7												△ 20.1
映像機器類	821	0	1,972	2,793	43.1												△ 19.6
電動機・発電機・同部品	1,123	1,233	1,130	3,485	26.5												△ 18.9
掃除機、家庭用電気機器等	-	-	3,439	3,439	59.4												△ 21.6
ケーブル等	802	291	2,962	4,055	21.8												△ 17.7
輸送機器	2,403	480	11,758	14,641	4.6												△ 10.4
乗用車	1,669	0	-	1,669	0.9												△ 7.1
自動車部品(エンジン除く)	-	-	9,424	9,424	14.3												△ 9.3
精密機器	4,445	596	1,065	6,106	12.7												△ 29.2
計測器・計器類*	2,986	2,004	1,221	6,211	17.5												△ 30.2
医用電子機器	1,158	0	-	1,158	8.6												△ 23.8
化学品	4	2,163	16,491	18,658	14.9												△ 20.8
化学工業品(医薬品除く)	4	11	7,674	7,689	12.1												△ 23.9
プラスチック・ゴム	0	2,152	8,817	10,969	17.8												△ 18.5
食料品類	-	-	5,347	5,347	6.8												△ 36.1
その他原料および同製品	-	913	38,732	39,646	10.8												△ 18.9
繊維	-	-	3,448	3,448	24.9												△ 23.1
鉄鋼	-	883	7,765	8,648	28.3												△ 13.5
雑製品	-	-	30,459	30,459	57.6												△ 13.5
家具・寝具・ランブ	-	-	29,167	29,167	57.4												△ 13.5

[注]①大分類はHS2桁レベルによる定義。中分類の定義はジェットロによる。②*は一部、大分類に含まれないHSコードを含む(その他の電気・電子部品:HS900110、計測器・計器類:HS8543)。③青色セルは、淡色から濃色にかけて減少率を3段階(△0%~△10%、△10%超~△20%、△20%超)に分類。

[資料]「貿易統計」(米商務省)、「ビジネス短信」(ジェットロ)等から作成

追加関税実施後、多くの対象品目で中国の輸入シェア低下

- 米国の追加関税措置対象品目輸入額に占める中国のシェアを、追加関税実施前後で比べると、実施後にはコンピューター部品、自動データ処理装置など多くの品目で中国のシェアが低下した。特にシェアの縮小が大きかったのはプリント基板などコンピューターの部分品、自動データ処理装置(ノートPC除く)などである。

米国の追加関税措置実施前後の対中輸入シェア変化

(単位: 100万ドル、%)

品目名				中国からの 輸入額 (2017年)	対象品目の米国の輸入額に 占める中国のシェア		
					実施前 (2017年10月 ~2018年3月)	実施後 (2018年10月 ~2019年3月)	シェア変化
対象品目の輸入総額(HS6桁レベルに集約: 3,434品目)				235,857	16.0	14.0	△ 2.0
1	851762(*)	第3弾	音声、画像データ送受信機器(スイッチング、ルーターなど)	22,935	51.2	50.2	△ 0.9
2	847330	第3弾	プリント基板などコンピューターの部分品	15,009	70.9	32.6	△ 38.2
3	850440	第3弾	スタティックコンバーター(整流器など)	4,612	50.2	46.2	△ 4.0
4	847150	第3弾	自動データ処理装置(ノートPC除く)	4,412	19.4	9.2	△ 10.2
5	940161(*)	第3弾	椅子(木製、アップホルスターのもの)	3,773	67.7	63.9	△ 3.8
6	940320	第3弾	その他の金属製家具(事務所用除く)	3,532	70.3	69.0	△ 1.3
7	940540	第3弾	電気式ランプ	3,115	67.9	68.5	+ 0.6
8	420292	第3弾	バッグ類(プラスチック、ファイバー製。スーツケース、ハンドバッグ除く)	3,002	70.4	65.8	△ 4.5
9	940360	第3弾	木製家具(事務所用、台所用、寝室用除く)	2,736	45.8	42.7	△ 3.1
10	854442	第3弾	通信用、電力用ケーブル(接続子付き)	2,688	54.1	53.5	△ 0.6
11	870870	第3弾	自動車用駆動軸および部分品	2,358	58.7	56.0	△ 2.7
12	848180	第3弾	コック(鉄鋼製、銅製のもの)	2,235	28.5	30.7	+ 2.2
13	854370	第2弾	固有の機能を有する電気機器(LED電球など)	2,213	34.1	27.7	△ 6.4
14	847170	第1弾	記憶装置	2,137	18.6	4.9	△ 13.7
15	940510	第3弾	天井用、壁掛け用照明器具	2,136	53.0	54.7	+ 1.7
16	940179(*)	第3弾	金属製フレームの椅子(アップホルスター除く)	2,035	87.6	86.2	△ 1.4
17	870899	第3弾	その他の自動車用部品	1,903	14.3	14.6	+ 0.3
18	391810	第3弾	ビニール製の床用敷物	1,805	84.3	87.3	+ 3.0
19	850811	第3弾	掃除機(出力1500ワット以下)	1,714	77.4	76.1	△ 1.4
20	853710	第3弾	電気制御用、配電用機器(電圧1,000ボルト以下)	1,681	16.1	18.2	+ 2.0

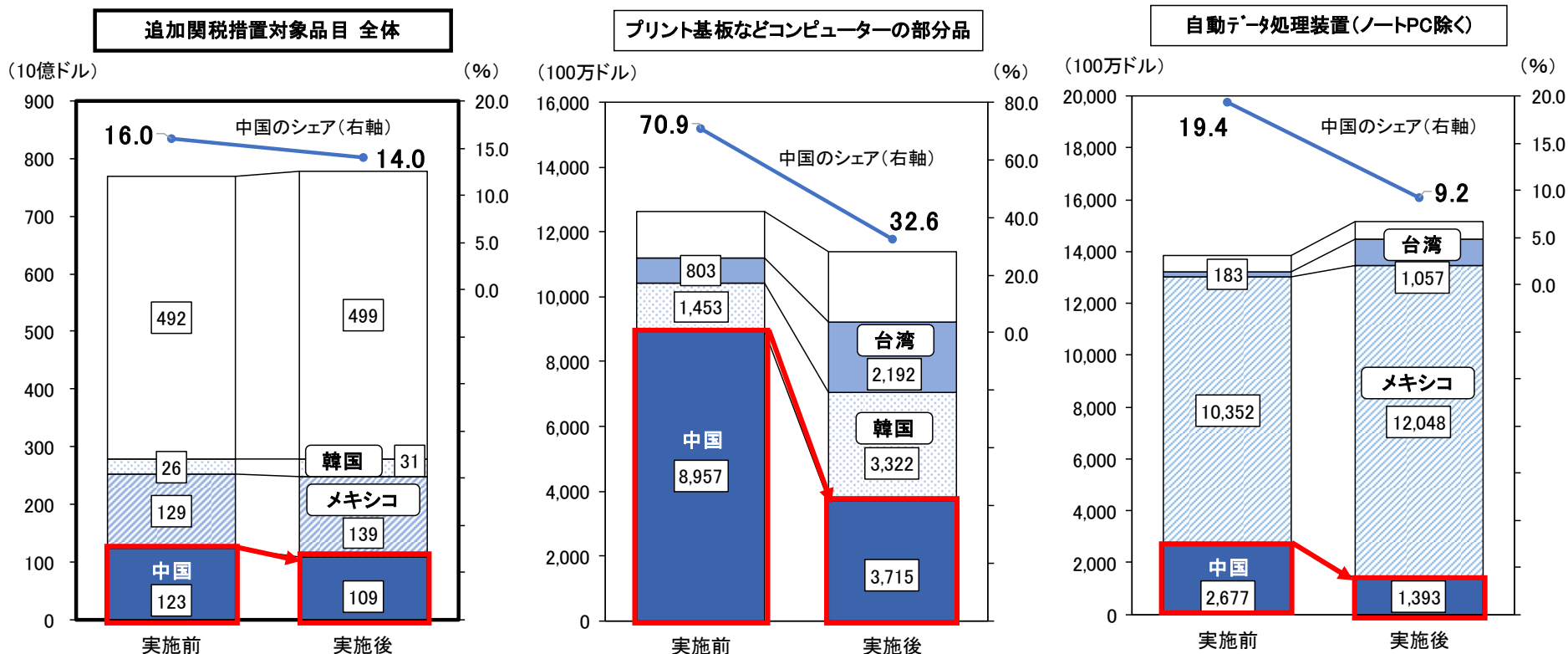
[注]①HTS8桁レベルで公表された対象品目をHS6桁レベルに集約(3,434品目)。②*は部分的に対象外の品目も含む。③複数の措置で対象となっている場合、輸入額が最も大きい措置を記載。④色付きセルは実施後にシェアが10%ポイント以上縮小した品目。

[資料]「貿易統計」(米国商務省)、「ビジネス短信」(ジेटロ)等から作成

コンピューター部品などで米国の輸入先に変化

- プリント基板などコンピューターの部分品の輸入では、中国からの輸入額が前年同期から約6割近く減少した。一方で、韓国からの輸入額は同2.3倍、台湾からは同2.7倍に拡大した。また自動データ処理装置(ノートPC除く)では、中国からの輸入額はほぼ半減した一方で、メキシコ(同16.4%増)、台湾(同5.8倍)などからの輸入は拡大した。

米国の追加関税措置対象品目の輸入額変化



[注]①実施前:2017年10月~2018年3月、実施後:2018年10月~2019年3月。②追加関税措置対象品目全体、および各品目の米国の輸入総額に占めるシェア増加が大きい2カ国・地域のみ表示。③中国のシェアは、米国の対象品目の輸入総額に占めるシェア。

[資料]「米国貿易統計」(商務省)、「ビジネス短信」等から作成。

中国の対米追加関税措置対象品目輸入は2018年半ばより減少目立つ

- 中国の追加関税措置の対象品目においては、第1弾実施後、大豆など食料品・飲料やその他の原料および同製品などを中心に米国からの輸入が前年同月比で大幅なマイナスとなった。

中国の対米国追加関税措置対象品目の輸入変化

(単位: 100万ドル、%)

品目名	追加関税措置対象品目の米国からの輸入額 (2017年)				対象品目の 輸入総額に占める 米国のシェア	前年同月比変化率 (無色: プラス、青色: マイナス。淡色→濃色順に減少率大)										前年同期比 変化率	
	第1弾 (7/6)	第2弾 (8/23)	第3弾 (9/24)	合計		2018年					2019年						
						1	4	7	10	1	4	5					
対象品目合計	33,834	14,108	53,393	101,334	9.4												△ 34.5
一般機械	-	-	9,340	9,340	6.9												△ 9.0
ポンプ	-	-	1,105	1,105	11.6												△ 10.5
コック等	-	-	1,194	1,194	15.6												△ 5.7
電気機器	-	459	6,699	7,158	3.6												△ 7.1
電子管・半導体等	-	-	834	834	3.0												22.4
その他の電気・電子部品*	-	560	2,002	2,562	3.5												△ 20.8
輸送機器	12,941	849	969	14,759	21.7												△ 26.6
乗用車	12,047	747	-	12,794	25.6												△ 26.3
自動車部品(エンジン除く)	660	4	531	1,195	9.0												△ 28.6
精密機器	-	846	8,147	8,993	10.5												△ 9.4
精密機器(デジタル関連財除く)	-	-	2,025	2,025	3.7												△ 2.0
計測器・計器類*	-	-	5,305	5,305	18.4												△ 8.4
医用電子機器	-	745	1,383	2,128	31.3												△ 11.0
化学品	-	2,802	10,874	13,676	8.9												△ 17.9
化学工業品(医薬品除く)	-	1,547	7,620	9,166	9.6												△ 11.6
プラスチック・ゴム	-	1,255	3,043	4,298	7.4												△ 32.9
食料品類	19,912	160	1,676	21,748	21.2												△ 60.0
肉類	1,187	-	0	1,187	13.9												△ 54.5
魚介類	1,315	-	0	1,315	17.4												△ 35.7
その他食料品・飲料	2,664	160	1,652	4,475	11.6												△ 55.2
大豆	13,960	-	-	13,960	35.1												△ 66.9
その他原料および同製品	980	8,992	15,010	24,982	7.7												△ 49.6
鉱石	-	-	1,464	1,464	3.4												△ 91.2
鉱物性燃料等	-	3,425	644	4,069	4.8												△ 83.0
木材・同製品	-	254	2,814	3,068	17.2												△ 47.6
紙・パルプ製品	-	2,717	3,025	5,742	20.7												△ 27.0
繊維	980	4	854	1,838	6.7												△ 37.7
鉄鋼	-	299	1,237	1,536	5.9												△ 23.1
その他卑金属・同製品	-	2,239	1,682	3,920	6.5												△ 34.0
雑製品	-	-	677	677	5.5												10.0

[注]①大分類はHS2桁レベルによる定義。中分類の定義はジェトロによる。②*は一部、大分類に含まれないHSコードを含む(その他の電気・電子部品: HS900110、計測器・計器類: HS8543)。③青色セルは、淡色から濃色にかけて減少率を3段階(△0%~△10%、△10%超~△20%、△20%超)に分類。

[資料]「貿易統計」(中国税関)、「ビジネス短信」(ジェトロ)等から作成

追加関税実施後、米国の輸入シェアが30%以上縮小した品目も

- 中国の追加関税実施後(2018年10月～2019年3月)の対象品目の米国からの輸入シェア変化をみると、実施前の前年同期(2017年10月～2018年3月)に比べ、大豆や綿などで、中国の輸入に占める米国のシェアは30%以上、縮小した。

中国の追加関税措置実施前後の対米輸入シェア変化

(単位:100万ドル、%)

品目名				米国からの 輸入額 (2017年)	対象品目の中国の輸入額に 占める米国のシェア		
					実施前 (2017年10月 ～2018年3月)	実施後 (2018年10月 ～2019年3月)	シェア変化
対象品目の輸入総額(HS6桁レベルに集約:4,078品目)				101,334	9.5	5.9	△ 3.6
1	120190	第1弾	大豆(播種用除く)	13,959	56.2	7.2	△ 49.0
2	870323(*)	第1弾	乗用車(1,500cc超、3,000cc以下)	10,318	25.1	17.8	△ 7.3
3	271112	第2弾	液化プロパンガス	1,761	26.4	0.0	△ 26.4
4	470710	第2弾	古紙(さらしていないクラフト紙など)	1,694	51.8	37.0	△ 14.8
5	870380(*)	第1弾	電気自動車	1,403	94.2	93.4	△ 0.8
6	740400	第2弾	銅のくず	1,390	18.6	4.7	△ 13.9
7	470321	第3弾	木材パルプ(針葉樹のもの)	1,069	22.2	15.9	△ 6.3
8	520100	第1弾	実綿および繰綿	980	49.6	13.7	△ 35.9
9	100790	第1弾	グレイソルガム(播種用除く)	956	98.2	0.0	△ 98.2
10	410150	第3弾	牛、馬などの原皮(全形、16キロ超)	892	55.4	52.5	△ 2.9
11	020649	第1弾	豚のくず肉(肝臓除く、冷凍)	874	46.7	9.7	△ 37.0
12	760200	第2弾	アルミニウムのくず	832	30.2	29.0	△ 1.2
13	440791	第3弾	オーク木材	829	84.7	73.1	△ 11.6
14	902780	第3弾	電気式分析機器	820	26.1	23.4	△ 2.6
15	870324(*)	第1弾	乗用車(3,000cc超)	784	10.2	8.2	△ 2.1
16	847989	第3弾	その他の機械、装置等	764	8.9	6.0	△ 2.9
17	260300	第3弾	銅鉱	671	2.6	0.0	△ 2.6
18	870840	第1弾	ギアボックス・同部品	660	11.9	8.2	△ 3.7
19	852349	第3弾	光学媒体(その他のもの)	647	29.4	25.4	△ 4.0
20	271111	第3弾	液化天然ガス	644	7.9	0.9	△ 7.0

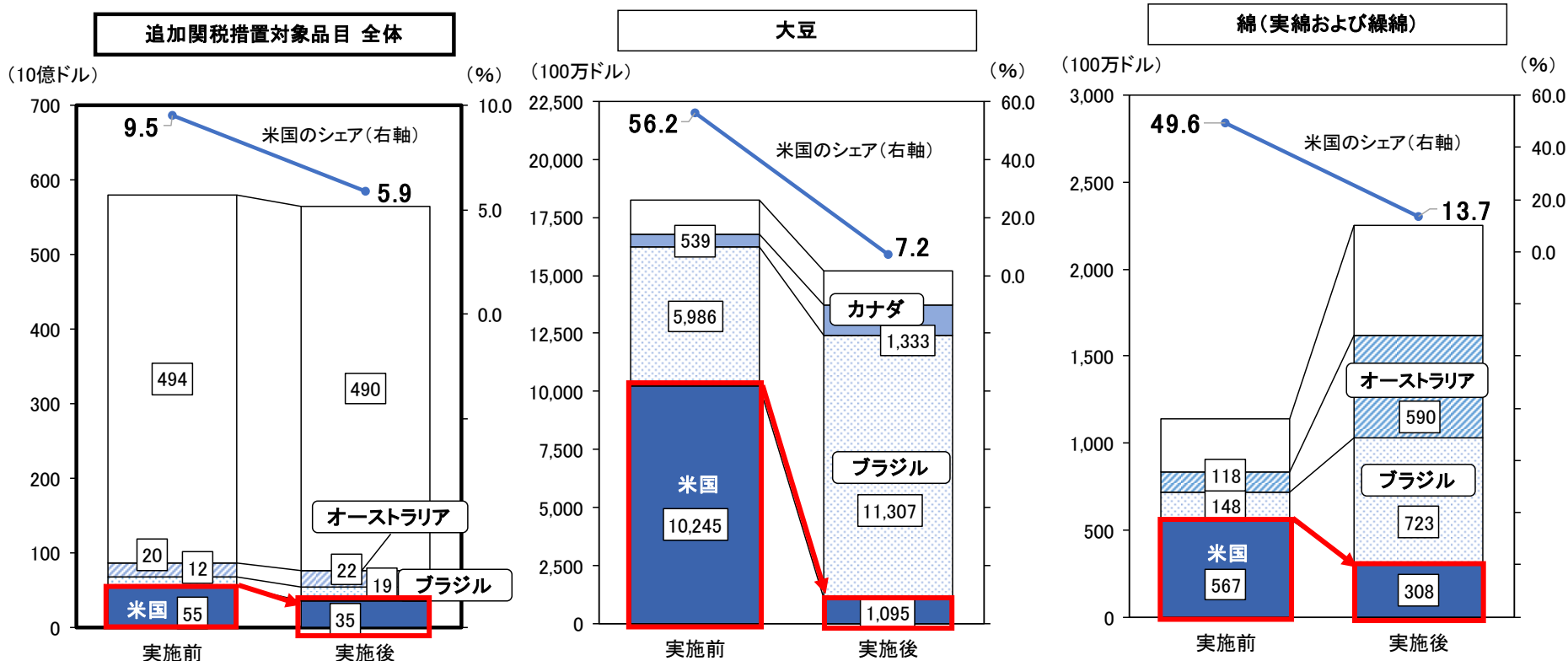
[注]①HS8桁レベルで公表された対象品目をHS6桁レベルに集約(4,078品目)。②*は2019年1月以降、一部、対象外の品目も含む。③複数の措置で対象となっている場合、輸入額が最も大きい措置を記載。④色付きセルは実施後にシェアが30%ポイント以上縮小した品目。

[資料]「貿易統計」(中国税関)、「ビジネス短信」(ジェトロ)等から作成

中国の大豆、綿の輸入先はブラジルなどへシフト

- 大豆の輸入では、最大の相手国であった米国からの輸入額が前年同期比9割減となった。一方でブラジルからの輸入額は同1.9倍に拡大、カナダも同2.5倍に増加した。また綿の米国からの輸入額が同45.7%減少したのに対し、ブラジル、オーストラリアからの輸入はそれぞれ前年同期の約5倍に拡大した。

中国の追加関税措置対象品目の輸入額変化



[注]①実施前：2017年10月～2018年3月、実施後：2018年10月～2019年3月。②追加関税措置対象品目全体、および各品目の中国の輸入総額に占めるシェアの増加が大きい2カ国・地域のみ表示。③米国のシェアは、中国の対象品目の輸入総額に占めるシェア。④中国の貿易統計では2018年3月以前の「金(HS7108)」(追加関税措置対象品目に含まれる)のデータ取得ができないため、本図表の「追加関税措置対象品目全体」からは除外している。[資料]「貿易統計」(中国税関)、「ビジネス短信」(ジェトロ)等から作成

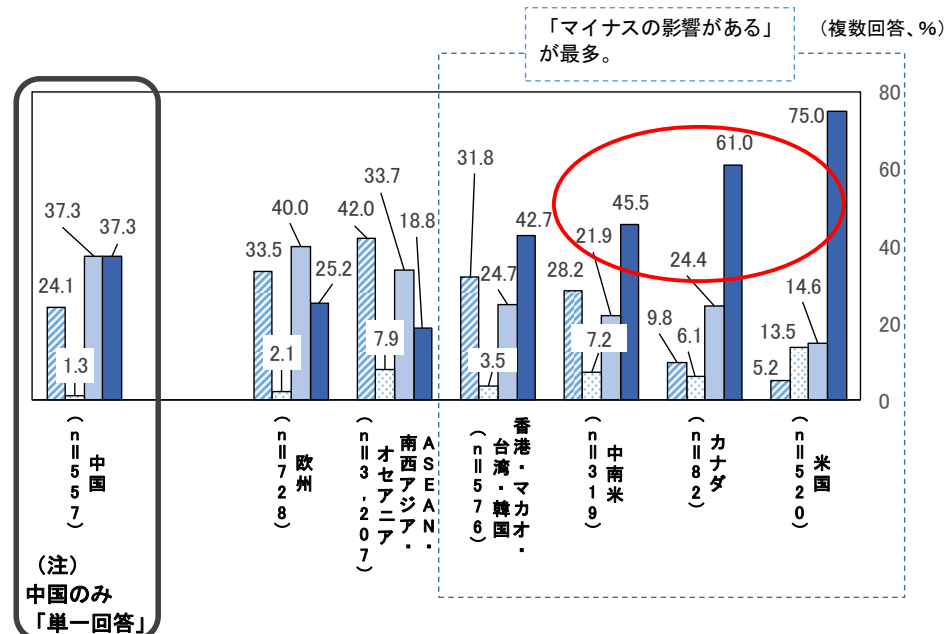
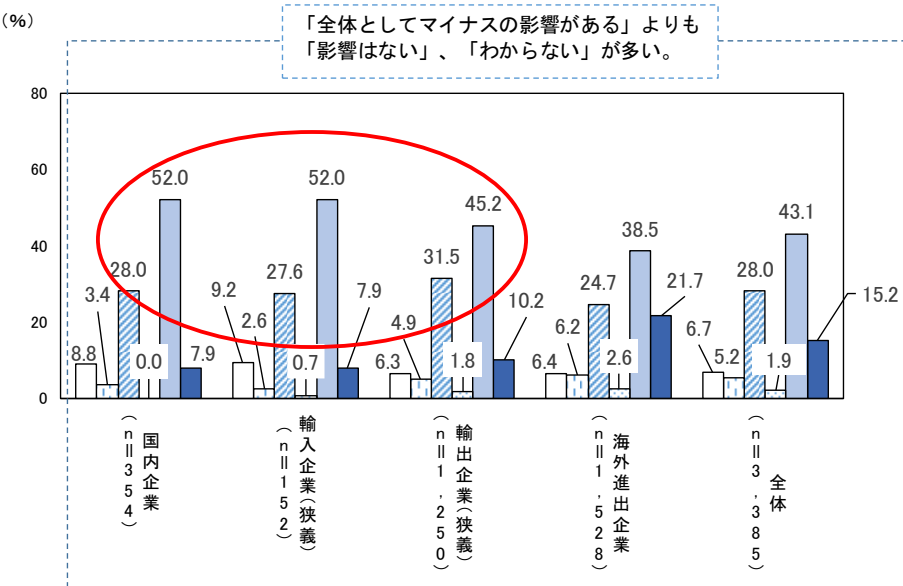
海外進出日系企業で負の影響を指摘する比率が高い

- ジェトロのアンケート調査によると、米中間の追加関税措置など保護貿易主義による影響について、日本企業の本社では「影響はない」「わからない」との回答が多かった一方、米州を中心とする海外進出日系企業では負の影響を指摘する回答が多かった。

保護主義的な動きによる日本企業(本社、現地法人)の事業への影響

【㉑日本企業(本社)】

【㉒日本企業(現地法人)】



※質問「保護主義的な動きが貴社ビジネスに与える影響」(調査時点)に対する回答(選択式)

※質問「米国の関税引き上げ等の保護主義的な動きによる貴社事業への影響」に対する回答(選択式)

- 全体としてマイナスの影響がある
- 影響はない
- 全体としてプラスの影響がある
- わからない
- プラスとマイナスの影響が同程度
- 無回答

- マイナスの影響がある
- 影響はない
- プラスの影響がある
- わからない

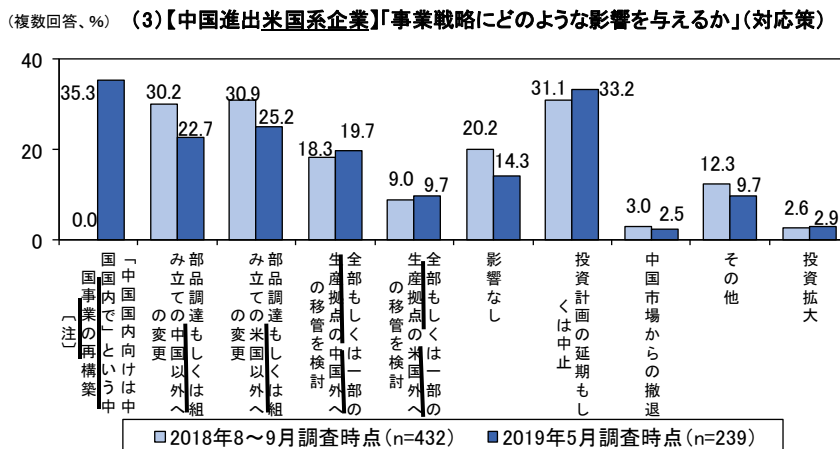
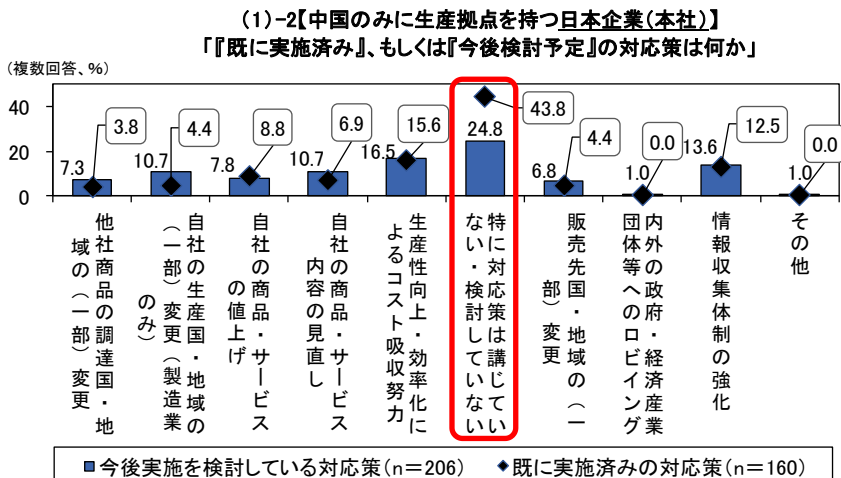
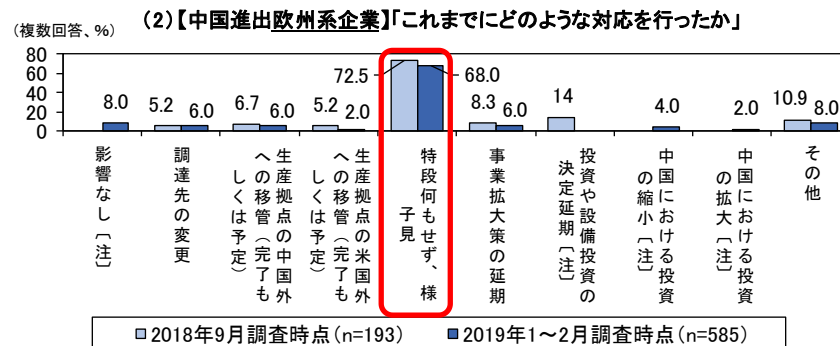
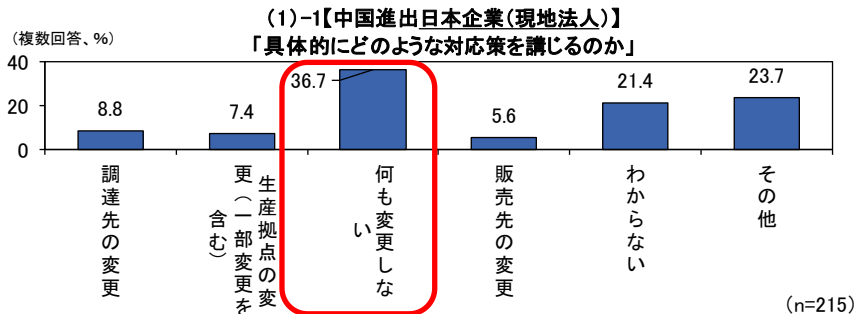
[注]①調査実施時期は㉑日本(2018年11月19日～2019年1月4日)、㉒米国・カナダ(2018年11月9日～12月7日)、中南米(11月1～30日)、香港・マカオ・台湾・韓国(10月9日～11月9日)、ASEAN・南アジア・オセアニア(10月9日～11月9日)、欧州(9月27日～10月25日)、中国(10月26日～11月9日)。②調査対象企業は㉑海外ビジネスに関心が高い日本企業(本社)。企業規模(大企業、中小企業)、業種は問わず。本社の企業形態は、海外拠点(代理店は含まない)を持つ「海外進出企業」、輸出をしているが海外拠点は持たない「輸出企業(狭義)」、輸入をしているが輸出は行っておらず海外拠点も持っていない「輸入企業(狭義)」、海外拠点を持たず輸出も輸入も行っていない「国内企業」、これら企業を含む総数の「全体」に分類。㉒各国・地域進出の日系企業。企業規模(大企業、中小企業)、業種は問わず(ただし、米国は製造会社と同関連販売会社のみ対象)。③㉑の質問の「影響」は「現時点」と「今後2～3年」の2項目のうち「現時点」の回答を集計。㉒は複数回答だが、中国(香港、マカオを除く)のみ単一回答。④その他詳細は以下の[資料]記載の調査報告を参照。

[資料]㉑は「日本企業の海外事業展開に関するアンケート調査」(ジェトロ)、㉒は「関税引き上げ等の保護主義的な動きの進出日系企業への影響」(ジェトロ)から作成

中国進出日本企業の対応策は調査時点で「様子見」が最多

■ 追加関税など保護主義的な動きに対する中国進出企業の対応策は、日本企業(本社および現地法人)と欧州企業は調査時点で様子見との回答が目立った。他方、米国企業は今後の対応策として、生産拠点や調達先の変更など、具体的な対応策を検討している様子がうかがえた。

保護主義的な動き(米中貿易摩擦など)に対する中国進出企業(日系、欧州系、米国系)の対応策



[注]①調査実施時期は(1)-1は2018年10月26日~11月9日、(1)-2は2018年11月19日~2019年1月4日、(2)2018年9月調査は9月3日まで、2019年1~2月調査は1~2月のうちの4週間、(3)2018年8~9月調査は8月29日~9月5日、2019年5月調査は5月16~20日。②調査対象企業は(1)-1は中国(香港、マカオを除く)に進出する日系企業(現地法人)、(1)-2は中国(香港、マカオを除く)のみに生産拠点を持つ日本企業(本社)、(2)は在EU・中国商工会議所会員企業、(3)は中国に生産拠点を持つ在中国および在上海米国商工会議所の会員企業。③(2)の質問は、2019年1~2月調査のみ「事業戦略にどのような影響を与えるか」との質問だが、2018年9月調査の質問と同趣旨として整理。なお、回答の選択肢は「投資や設備投資の決定延期」は2018年5月調査のみの選択肢、「影響なし」「中国への投資の縮小」「中国への投資の拡大」は2019年1~2月調査のみの選択肢。(3)の「中国国内向けは中国国内で」と中国事業の再構築」は2019年5月調査のみの選択肢。④その他詳細は以下の[資料]記載の各調査を参照。

[資料](1)-1「関税引き上げ等の保護主義的な動きの進出日系企業への影響」(ジェトロ)、(1)-2「日本企業の海外事業展開に関するアンケート調査」(ジェトロ)、(2)米中貿易摩擦の影響調査レポート(在中国・EU商工会議所、2018年9月13日発表)および「European Business in China Business Confidence Survey 2019」(在中国・EU商工会議所、2019年5月20日発表)、(3)米中関税措置の中国進出米国企業に対する影響に関する共同記者発表資料(在中国および在上海米国商工会議所、2018年9月発表および2019年5月22日発表)から作成

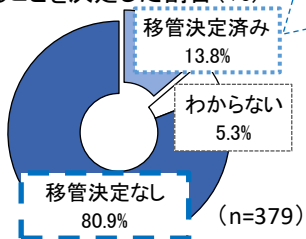
生産移管の候補先は東南アジア

■ 多くの中国進出外資系企業は調査時点で生産移管の計画を有していないものの、一部の企業は生産体制の見直しに着手。保護貿易主義に対応して生産機能・拠点を他国へ移管する場合、非日系企業はその移管候補先として東南アジアを挙げる。

中国進出企業(ドイツ系、米国系)の生産拠点の移管候補先

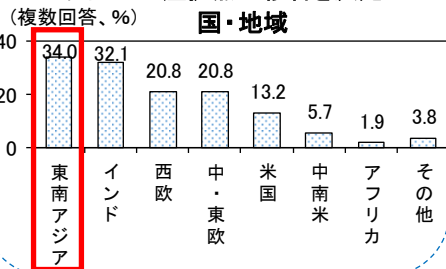
(1)【中国進出ドイツ系企業】

保護貿易主義に対応して、中国から生産拠点を移管することを決定した割合(%)



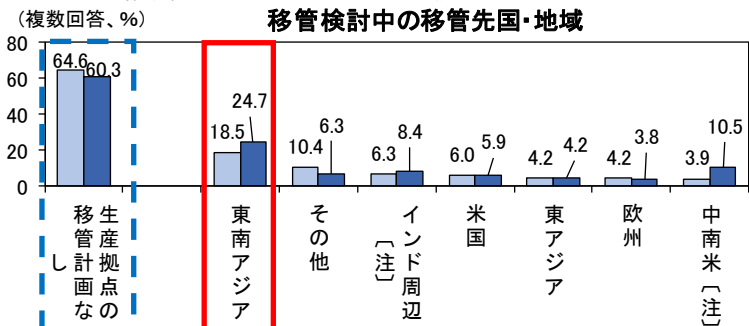
(1)【中国進出ドイツ系企業】

保護貿易主義に対応して、過去2年以内に生産拠点の移管を決定した



(2)【中国進出米国系企業】

保護貿易主義に対応して、生産拠点をすでに移管済みもしくは移管検討中の移管先国・地域



□ 2018年8~9月調査分(n=432) ■ 2019年5月調査分(n=239)

米中による追加関税措置を受けたとみられるグローバル企業の動き(主な事例)

	発表・報道時期	企業名	本籍地	分野	概要
中国市場向け	2018年7月	テスラ	米国	電気自動車	EV生産工場を上海郊外に建設
	2019年4月	ハーレー・ダビッドソン	米国	二輪車	二輪車生産、米国からタイへ
	2019年5月	BMW	ドイツ	自動車	米国生産SUVを中国(瀋陽)に生産移管
	2019年5月	フォード	米国	自動車	新型車(リンカーン)を中国で生産予定
米国市場向け	2018年7月	ボルボ(浙江吉利控股集团)	スウェーデン(中国)	自動車	多目的スポーツ車(SUV)生産、中国から欧州へ
	2018年10月	日本電産	日本	モーター	米国向け自動車・家電用部品の一部生産を中国からメキシコへ
	2019年2月	TCL集団	中国	テレビ	ベトナム国内や米国等向けのテレビの生産拠点の建設をベトナムで開始
	2019年5月	リコー	日本	複合機	中国での米国向け主要複合機生産をタイ工場に移管
	2019年5月	ブルックス	米国	靴	ランニングシューズ生産の大半、中国からベトナムへ
2019年6月	シャープ(鴻海精密工業)	日本(台湾)	パソコン	中国にあるノートパソコンの生産の一部をベトナムへ	

[注]各案件とも中国もしくは米国市場向け以外を含む場合がある。
[資料]各種報道、プレスリリース等から作成

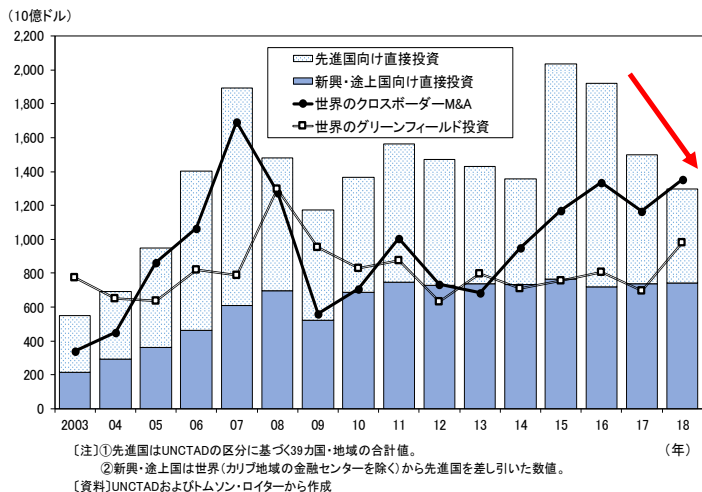
[注]①調査実施時期は(1)2018年8月27日~10月22日、(2)2018年8~9月調査は8月29日~9月5日、2019年5月調査は5月16~20日。
②調査対象企業については、(1)は中国に生産拠点を有する中国ドイツ商業会議所会員企業、(2)は中国に生産拠点を有する中国および上海米国商工会議所の会員企業。③(2)の「インド周辺」はインド、バングラデシュ、パキスタン、スリランカ。「中南米」には「メキシコ」(2019年5月調査では「中南米」は「メキシコ」のみ)を含む。④その他詳細は以下の[資料]記載の各調査参照。
[資料](1)「German Business in China Business Confidence Survey」(在中国ドイツ商業会議所)、(2)「Impact of US and Chinese Tariffs on American Companies in China」(在中国および上海米国商工会議所)から作成

第2章 世界と日本の直接投資

世界の対内直接投資は1割減

■ 国連貿易開発会議 (UNCTAD) によると、2018年の世界の対内直接投資 (国際収支ベース、ネット、フロー) は前年比13.4%減の1兆2,972億ドル。先進国の対内直接投資額は26.7%減の5,569億ドルとなり、世界全体の減少に対する寄与度はマイナス13.5%ポイントに及んだ。2004年以來14年ぶりの低水準である。

世界の対内直接投資額の推移 (ネット、フロー)



2018年の主要国・地域の直接投資 (ネット、フロー)

(単位: 100万ドル, %)

	対内直接投資				対外直接投資			
	金額	伸び率	構成比	寄与度	金額	伸び率	構成比	寄与度
先進国								
米国	251,814	△ 9.2	19.4	△ 1.7	△ 63,550	-	-	△ 25.5
カナダ	39,625	59.6	3.1	1.0	50,455	△ 36.8	5.0	△ 2.1
EU28	277,640	△ 18.5	21.4	△ 4.2	390,388	△ 5.4	38.5	△ 1.6
オランダ	69,659	19.7	5.4	0.8	58,983	110.5	5.8	2.2
英国	64,487	△ 36.3	5.0	△ 2.5	49,880	△ 57.6	4.9	△ 4.7
スペイン	43,591	108.4	3.4	1.5	31,620	△ 20.9	3.1	△ 0.6
スイス	△ 87,212	-	-	△ 8.4	26,928	-	-	4.3
オーストラリア	60,438	42.9	4.7	1.2	3,635	9.5	0.4	0.0
日本	9,858	△ 5.5	0.8	△ 0.0	143,161	△ 10.8	14.1	△ 1.2
新興・途上国								
東アジア	424,829	3.6	32.8	1.0	341,534	△ 5.5	33.7	△ 1.4
中国	139,043	3.7	10.7	0.3	129,830	△ 18.0	12.8	△ 2.0
香港	115,662	4.5	8.9	0.3	85,162	△ 1.8	8.4	△ 0.1
韓国	14,479	△ 19.2	1.1	△ 0.2	38,917	14.2	3.8	0.3
台湾	6,998	112.6	0.5	0.2	18,024	56.0	1.8	0.5
ASEAN	148,646	3.1	11.5	0.3	69,601	△ 1.7	6.9	△ 0.1
シンガポール	77,646	2.5	6.0	0.1	37,143	△ 15.0	3.7	△ 0.5
インドネシア	21,980	6.8	1.7	0.1	8,139	292	0.8	0.4
ベトナム	15,500	9.9	1.2	0.1	598	24.6	0.1	0.0
インド	42,286	6.0	3.3	0.2	11,037	△ 0.9	1.1	△ 0.0
中南米	146,720	△ 5.6	11.3	△ 0.6	6,515	△ 82.1	0.6	△ 2.1
ブラジル	61,223	△ 9.4	4.7	△ 0.4	△ 13,036	-	-	△ 2.1
メキシコ	31,604	△ 1.5	2.4	△ 0.0	6,858	67.7	0.7	0.2
CIS	25,620	△ 36.2	2.0	△ 1.0	37,211	△ 1.8	3.7	△ 0.0
ロシア	13,332	△ 48.6	1.0	△ 0.8	36,445	6.7	3.6	0.2
中東	29,291	3.2	2.3	0.1	49,175	26.9	4.8	0.7
トルコ	12,944	12.8	1.0	0.1	3,608	37.0	0.4	0.1
アラブ首長国連邦	10,385	0.3	0.8	0.0	15,079	7.2	1.5	0.1
アフリカ	45,902	10.9	3.5	0.3	9,801	△ 26.0	1.0	△ 0.2
エジプト	6,798	△ 8.2	0.5	△ 0.0	324	62.6	0.0	0.0
南アフリカ	5,334	165.8	0.4	0.2	4,552	△ 38.2	0.4	△ 0.2
合計								
先進国	556,892	△ 26.7	42.9	△ 13.5	558,444	△ 39.6	55.1	△ 25.7
新興・途上国	740,261	0.3	57.1	0.1	455,728	△ 8.9	44.9	△ 3.1
世界	1,297,153	△ 13.4	100.0	△ 13.4	1,014,172	△ 28.9	100.0	△ 28.9

[注] ①先進国はUNCTADの区分に基づく39カ国・地域の合計値。
 ②新興・途上国は世界 (カリブ地域の金融センターを除く) から先進国を差し引いた数値。
 ③東アジアは、中国、韓国、台湾、香港、ASEANの合計。④中南米はカリブ地域の金融センターを除いた数値。
 ⑤計上原則の違いにより表中の日本の数値 (Directional Principle) は、後述する「日本の直接投資統計」 (Asset and Liability Principle) とは一致しない
 ⑥金額の「△」は引き揚げ超過を示す。
 [資料] 国連貿易開発会議 (UNCTAD) から作成。

世界の直接投資上位10カ国・地域 (2018年)

(単位: 100万ドル)

対内直接投資		対外直接投資	
1 米国	251,814	日本	143,161
2 中国	139,043	中国	129,830
3 香港	115,662	フランス	102,421
4 シンガポール	77,646	香港	85,162
5 オランダ	69,659	ドイツ	77,076
6 英国	64,487	オランダ	58,983
7 ブラジル	61,223	カナダ	50,455
8 オーストラリア	60,438	英国	49,880
9 スペイン	43,591	韓国	38,917
10 インド	42,286	シンガポール	37,143

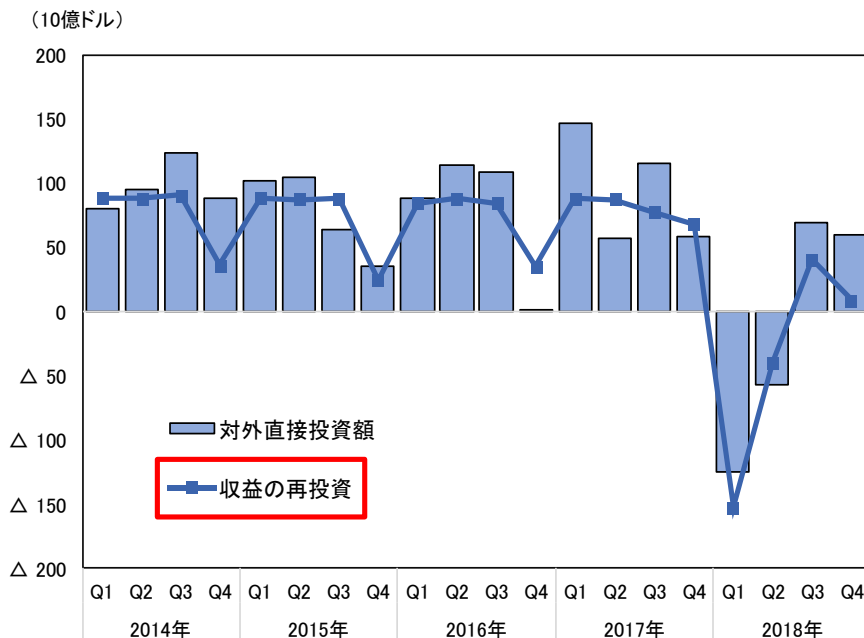
[注] カリブ地域の金融センターを除く。

[資料] UNCTADから作成

米税制改正に伴う利益還流が主要要因

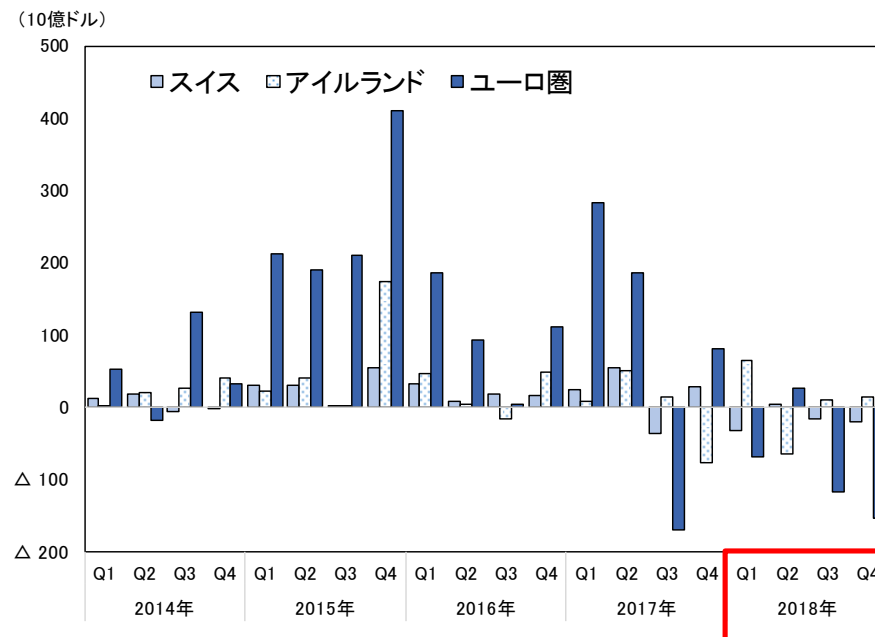
- 2018年に世界の対内直接投資が大幅減となった要因として、米国における大型税制改正の影響が指摘できる。米国では2018年から法人税の引き下げに加え、米国企業の海外留保利益に対する1回限りの課税(現金等15.5%、その他8%)が行われるようになった。この結果、米国企業が在欧州関連法人をはじめ海外に保有する利益の本国還流が進展した。

米国の対外直接投資額推移(ネット、フロー)



[資料]BOP(IMF)から作成

ユーロ圏、スイス、アイルランドの対内直接投資額の推移(ネット、フロー)



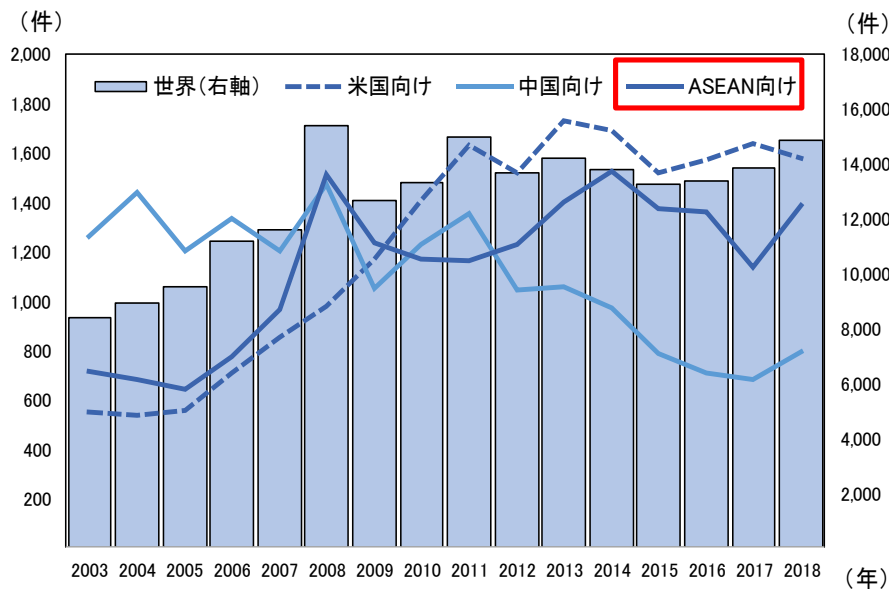
[注]ユーロ圏にはアイルランドを含む。

[資料]BOP(IMF)から作成

ASEAN向けのグリーンフィールド投資が増加

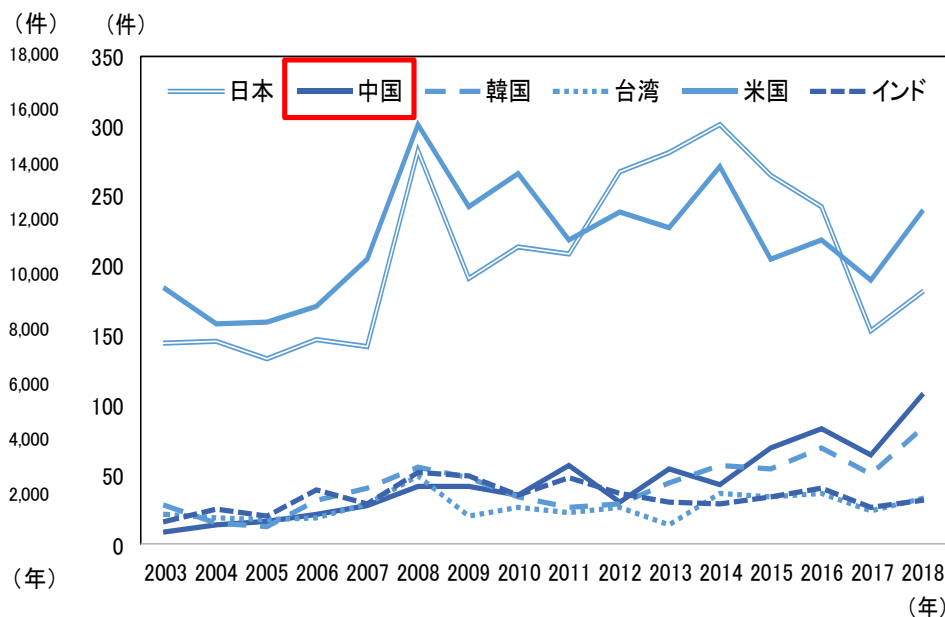
- 2018年に公表された世界の対外グリーンフィールド投資件数は1万4,847件と、前年(1万3,855件)から7.2%増加。主要国・地域では、ASEAN向け投資件数の増加が顕著であった。域外企業では、特に米中企業による対ASEANグリーンフィールド投資の増加が目立つ。中国企業のASEAN向け投資は、2018年にその勢いを増した。

世界の対外グリーンフィールド投資件数の推移



[資料]fDi Markets (Financial Times) から作成

域外企業による対ASEANグリーンフィールド投資



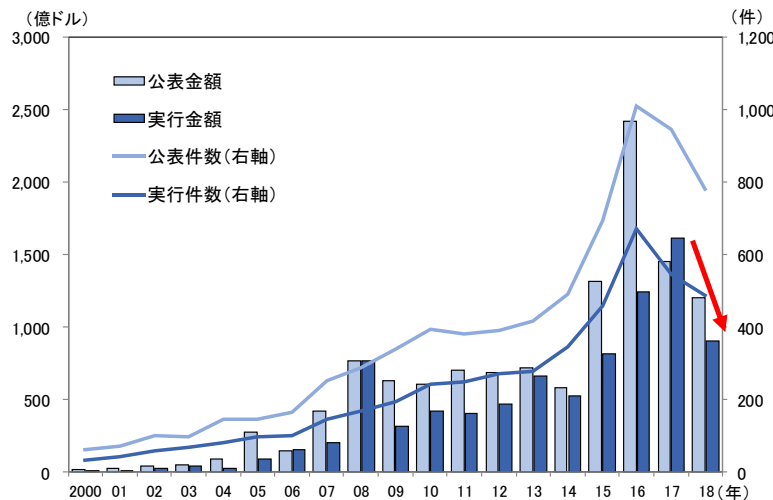
[注]国・地域分類は親会社の本社所在地に基づく。

[資料]fDi Markets (Financial Times) から作成

中国企業の海外企業買収は減少に転じる

- 2015年以降に急増した中国企業の海外企業買収は、2018年にM&A実行額が減少に転じた。中国企業が欧米企業を対象に行ったM&Aの金額上位案件をみると、スイス化学大手シンジェンタ買収(440億ドル)を筆頭に、輸送、ソフトウェア、不動産、エレクトロニクスなど多岐に渡り、なかには物流インフラや先端企業も含まれる。

中国企業による海外企業買収の推移



[注]買収企業の国籍は最終的な親会社の国籍。
[資料]トムソン・ロイターから作成

中国企業による欧米企業買収上位案件(2015~18年)

実施年月	買収企業	業種	被買収企業	国籍	業種	買収額 (100万ドル)	買収後 出資比率 (%)
2017年6月	中国化工集団	化学関連製品	シンジェンタ	スイス	化学関連製品	43,988	94.7
2017年12月	中国投資	投資会社、証券業、信託	ロジコール	英国	船舶輸送	13,742	100.0
2017年4月	渤海金控投資	ビジネスサービス(コンピュータ関連サービス等)	C2アピエーション・キャピタル	米国	ビジネスサービス(コンピュータ関連サービス等)	10,380	100.0
2018年2月	浙江吉利控股集团	投資会社、証券業、信託	ダイムラー	ドイツ	輸送機器	8,948	9.7
2016年7月	テンセント	投資会社、証券業、信託	スーパーセル	フィンランド	ソフトウェア	8,600	84.3
2015年11月	中国化工集団	投資会社、証券業、信託	ピレリ	イタリア	ゴム・プラスチック製品	7,065	100.0
2016年3月	安邦保険集団	保険	ストラテジック・ホテル・アンド・リゾーツ	米国	投資会社、証券業、信託	6,500	100.0
2017年3月	海航集団	船舶輸送	ヒルトン・ワールドワイド・ホールディングス	米国	ホテル(カジノ含む)	6,497	25.0
2016年12月	天津天海集団	船舶輸送	イングラム・マイクロ	米国	卸売り(耐久消費財)	6,258	100.0
2016年6月	ハイアール	一般機械	ゼネラル・エレクトリック(家電部門)	米国	電子・電気機器	5,600	100.0
2017年1月	美的集団	電子・電気機器	クーカ	ドイツ	一般機械	4,381	94.5
2016年11月	エイベックス・テクノロジー	投資会社、証券業、信託	レックスマーク・インターナショナル	米国	コンピュータ・事務用機器	3,605	100.0
2018年1月	浙江吉利控股集团	輸送機器	ボルボ	スウェーデン	輸送機器	3,587	8.2
2016年3月	大連万達集団	総合スーパー、アパレル	レジェンダリー・エンターテイメント	米国	映画	3,500	-
2017年9月	ヤンコール	鉱業	コール・アンド・アライド	豪州	鉱業	3,100	100.0
2017年6月	スーチョウ・キンフェン・インベストメント・マネジメント	投資会社、証券業、信託	グローバルスイッチ	英国	ソフトウェア	2,968	49.0
2016年2月	海航集団	航空輸送	スイスポート	スイス	航空輸送	2,820	100.0
2017年2月	投資家グループ	投資会社、証券業、信託	NXPセミナコンダクター(スタンダード・プロダクト事業部門)	米国	電子・電気機器	2,750	100.0
2018年7月	清華紫光集団	電子・電気機器	Linxens	フランス	電子・電気機器	2,623	100.0
2016年1月	渤海租賃	ビジネスサービス(コンピュータ関連サービス等)	アポロン・ホールディングス	アイルランド	ビジネスサービス(コンピュータ関連サービス等)	2,533	100.0

[注]①買収企業の国籍は最終的な親会社の国籍。②1回の取引金額によるランキング。③業種定義はトムソン・ロイターに基づく。
[資料]トムソン・ロイターから作成

欧米で広がる投資規制強化の動き

- 中国企業の海外企業買収が減少に転じた一因には、欧米を中心に広がる投資規制強化の流れがある。米国では、外国企業の対米投資を審査する外国投資委員会(CFIUS)の機能強化を図る「外国投資リスク審査現代化法(FIRRMA)」が成立。EUも、域外からの対内直接投資の審査(スクリーニング)制度を導入する。中国による先端技術獲得や、公共インフラに対する影響力の高まりなど安全保障面への懸念が背景にある。

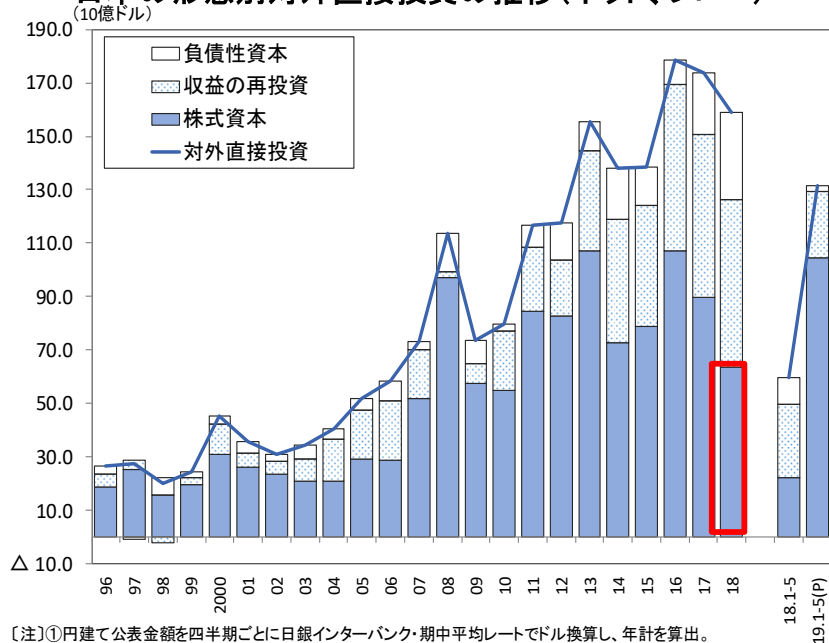
欧米における対内投資規制強化の動き

国・地域	時期	概要
米国	2018年10月	財務省がFIRRMAの一部条項を先行実施するパイロットプログラムを発表、航空機製造業など27の特定産業に関係する重要技術を扱う米国企業への投資を対象に設定。事前申告を義務付け。
	2018年8月	外国企業の対米投資を審査するCFIUSの機能強化を図る「外国投資リスク審査現代化法(FIRRMA)」が2018年8月に2019会計年度国防授權法(NDAA)の一環として成立。
	2017年11月	米連邦議会にCFIUSの権限強化法案が提出される。
	2017年9月	トランプ大統領が外国投資委員会(CFIUS)の勧告に基づき中国系投資ファンドによる米半導体企業ラティスセミコンダクターの買収を差し止める大統領令に署名。
EU	2019年4月	域外からの対内直接投資の審査(スクリーニング)に関わる規則が発効(適用開始は2020年10月)。EUにとって戦略的に重要な産業分野に対する投資(買収)について、国家安全保障や公的秩序の視点から精査。
	2019年3月	EU理事会が域外からの対内直接投資の審査(スクリーニング)に関わる規則案を承認。
	2019年2月	欧州議会が域外からの対内直接投資の審査(スクリーニング)に関わる規則案を承認。
	2018年11月	欧州議会とEU理事会、欧州委員会が域外からの投資スクリーニング枠組みを定めた規則案について暫定合意を発表。
	2017年9月	欧州委員会のユンケル委員長が一般教書演説のなかで、域外企業による域内インフラ、ハイテク分野への投資を審査する「スクリーニング枠組み」を提案。
ドイツ	2018年4月	連邦参議院は、対外経済法施行令で定めた外国企業による国内企業買収規制の審査対象を拡大すべきとの決議を採択。
	2017年7月	対外経済法施行令の改正案を閣議承認し、外国企業の国内企業買収に係る規制を強化。国内秩序の維持や安全保障の観点から、連邦経済・エネルギー省による審査対象となる産業範囲が拡大・明文化され、審査期間も延長。
フランス	2018年2月	フィリップ首相が外資規制を適用する戦略的分野をAI、宇宙、データストレージなどハイテク分野に拡大する方針を公表。買収に際し外国企業に事前認可の取得を義務付ける。
	2014年5月	政府は、外国企業の対フランス投資について事前認可が必要となる業種を、エネルギー、水資源、運輸、電子通信サービスなどに広げる政令を発表(同月発効)。
カナダ	2018年5月	政府は、国家安全保障上の理由から、中国交通建設(CCCC)の子会社によるカナダ建設大手に対する買収提案の却下を公表。
	2015年3月	投資法が変更され、国家安全保障分野の買収案件について審査期間を従来の130日間から最大200日間に延長。

日本の対外直接投資は前年比8.5%減

■ 2018年の日本の対外直接投資は、前年比8.5%減の1,591億ドル(国際収支ベース、ネット、フロー)であった。拡大を続けてきた日本企業の対外M&Aが減少に転じたことなどが背景にある。主要国・地域別では、最大の投資先国である米国向けが56.5%と大幅減少、EU向けも16.3%減少した。一方、ASEAN向けは33.2%増と好調であった。

日本の形態別対外直接投資の推移(ネット、フロー)



〔注〕①円建て公表金額を四半期ごとに日銀インターバンク・期中平均レートでドル換算し、年計を算出。
 ②BPM6基準。③2019年累計は速報値。〔資料〕「国際収支統計」(財務省、日本銀行)から作成

日本の国・地域別対外直接投資(ネット、フロー)

(単位:100万ドル、%)

	2017年	2018年	2019年		2019年		
			構成比	伸び率	1~5月(P)	構成比	伸び率
アジア	40,905	52,574	33.0	28.5	24,923	19.0	45.5
中国	11,122	10,755	6.8	△ 3.3	5,929	4.5	62.5
韓国	1,840	4,807	3.0	161.3	888	0.7	△ 14.9
ASEAN	22,330	29,754	18.7	33.2	15,044	11.5	53.6
シンガポール	9,478	15,909	10.0	67.8	3,136	2.4	△ 37.2
タイ	4,917	6,582	4.1	33.9	1,898	1.4	△ 28.7
インドネシア	3,622	3,255	2.0	△ 10.1	5,918	4.5	421.7
マレーシア	909	770	0.5	△ 15.3	2,483	1.9	-
フィリピン	1,098	989	0.6	△ 10.0	553	0.4	110.1
ベトナム	2,014	1,841	1.2	△ 8.6	907	0.7	2.1
インド	1,500	3,218	2.0	114.5	1,830	1.4	15.2
北米	50,426	24,070	15.1	△ 52.3	28,152	21.4	19489.9
米国	49,601	21,570	13.6	△ 56.5	26,187	19.9	-
中南米	12,086	24,646	15.5	103.9	287	0.2	△ 98.1
メキシコ	1,328	1,321	0.8	△ 0.6	392	0.3	△ 42.6
ブラジル	△ 1,423	2,203	1.4	-	920	0.7	△ 0.8
大洋州	5,010	1,717	1.1	△ 65.7	3,547	2.7	17.3
オーストラリア	3,977	2,863	1.8	△ 28.0	3,180	2.4	24.3
欧州	61,663	53,865	33.8	△ 12.6	73,676	56.1	220.5
EU	58,904	49,313	31.0	△ 16.3	12,033	9.2	△ 42.1
英国	22,328	21,437	13.5	△ 4.0	292	0.2	△ 97.7
オランダ	19,683	9,316	5.9	△ 52.7	2,887	2.2	△ 15.9
世界	173,856	159,147	100.0	△ 8.5	131,350	100.0	120.9

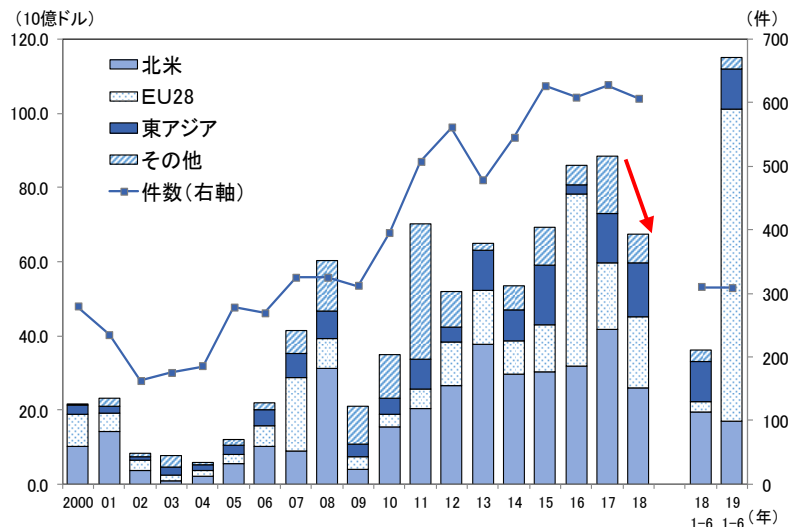
〔注〕①円建てで公表された数値を四半期ごとに日銀インターバンク・期中平均レートによりドル換算。
 ②2019年は速報値。

〔資料〕「国際収支統計」(財務省、日本銀行)から作成

日本企業の対外M&A総額が減少に転じる

- 日本の対外直接投資増減への寄与が大きいM&Aは、米国向けを中心に大型案件の減少が響き、2018年に23.8%減(675億ドル)と、4年ぶりに減少に転じた。2019年上半期は、前年同期の3.2倍に急増した。武田薬品工業がアイルランドの同業シャイアーを769億ドルで買収したのが要因。同案件は、日本企業の海外企業買収として過去最高額のM&A案件となった。

日本の対外M&A金額、件数の推移



〔注〕①東アジアは中国、韓国、台湾、香港、ASEANの合計。②EUは加盟28カ国の合計。
〔資料〕トムソン・ロイターから作成(2019年7月3日時点)

日本の対外M&A上位案件(1990年～)

実施年月 (完了ベース)	買収企業	被買収企業	国籍		金額 (100万ドル)	買収後出資 比率(%)
			国籍	業種		
2019年1月	武田薬品工業	シャイアー	アイルランド	医薬品	76,886	100.0
2016年9月	ソフトバンクグループ	アーム	英国	電気・電子機器	30,751	100.0
2013年7月	ソフトバンク	スプリント・ネクステル	米国	通信	21,640	78.0
2007年4月	日本たばこ産業(JT)	ギャラハー	英国	たばこ	18,800	100.0
2014年4月	サントリーホールディングス	ビーム	米国	飲料	15,688	100.0
2011年9月	武田薬品工業	ナイコメッド	スイス	医薬品	13,686	100.0
2001年1月	NTTドコモ	AT&Tワイヤレスグループ	米国	通信	9,805	16.0
2008年5月	武田薬品工業	ミレニアム・ファーマシューティカルズ	米国	医薬品	8,128	100.0
1999年5月	日本たばこ産業(JT)	RJRナビスコ(米国以外のたばこ事業部門)	オランダ	たばこ	7,832	100.0
2011年6月	三菱UFJフィナンシャル・グループ	モルガン・スタンレー	米国	銀行	7,800	22.4
2017年3月	アサヒグループホールディングス	アンハイザー・ブッシュ・インベブが保有する中東欧5カ国のビール事業	チェコ	飲料	7,774	100.0
2018年1月	ソフトバンク他	ウーバーテクノロジーズ	米国	ソフトウェア	7,670	17.5
2015年10月	東京海上ホールディングス	HCCインシュアランス・ホールディングス	米国	保険	7,541	100.0
1991年1月	松下電器産業	MCA	米国	映画	7,086	100.0
2019年3月	ルネサスエレクトロニクス	インテグレートッド・デバイス・テクノロジー	米国	電気・電子機器	6,494	100.0
2000年9月	NTTコミュニケーションズ	ヴェリオ	米国	通信	6,321	100.0
2017年3月	損害保険ジャパン日本興亜	エンデュラス	バミューダ	保険	6,301	100.0
2015年5月	日本郵便	トールホールディングス	オーストラリア	運輸	6,021	100.0
2019年1月	ソフトバンクグループ	ウィークワーク	米国	不動産	6,000	-
2015年8月	伊藤忠商事、チャロン・ボカバングループ	CITIC Limited	香港	投資会社、証券業、信託	5,924	21.5

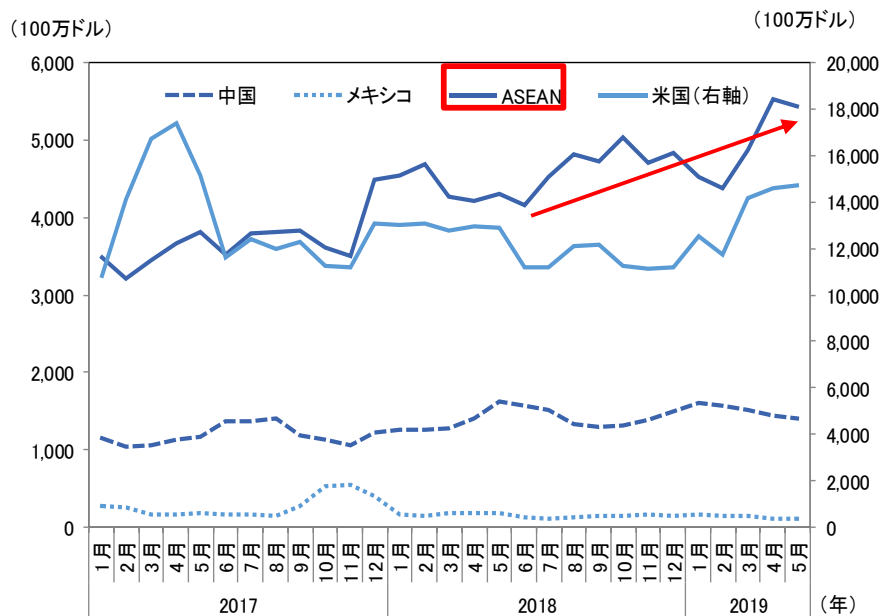
〔注〕①1回の取引金額によるランキング。②社名は当時。

〔資料〕トムソン・ロイターから作成

ASEAN向けの直接投資実行額が拡大

- 日本の製造業投資が多い中国、米国、ASEAN、メキシコ向け直接投資実行額の推移をみると、対ASEAN投資の拡大傾向が確認できる。同様の傾向は、日本企業による対外グリーンフィールド投資件数の推移からも見てとれる。中国における生産コスト上昇を背景に、以前よりASEANへの分散投資を検討していた日本企業が、追加関税発動を契機としてASEAN向け投資を進める動きが一部にみられる。

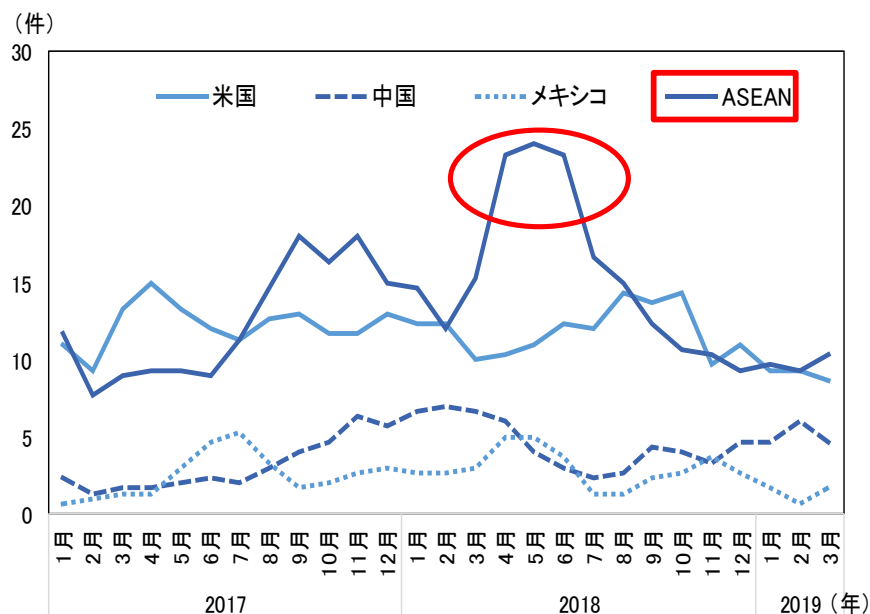
日本の対外直接投資実行額の推移
(中国、ASEAN、米国、メキシコ)



[注]後方3カ月移動平均。

[資料]「国際収支統計」(財務省、日本銀行)から作成

日本企業のグリーンフィールド投資件数の推移



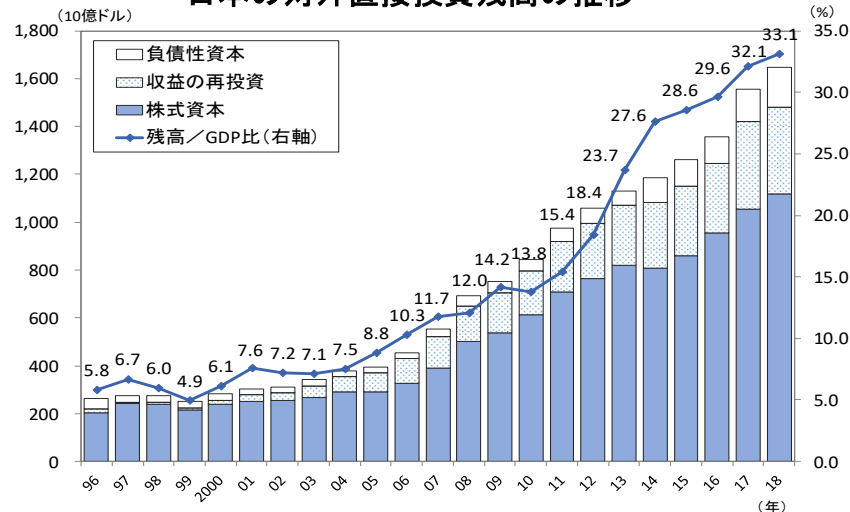
[注]後方3カ月移動平均。

[資料]fDi Markets (Financial Times)から作成

対外直投残高のGDP比は3割超えも、他国に見劣り

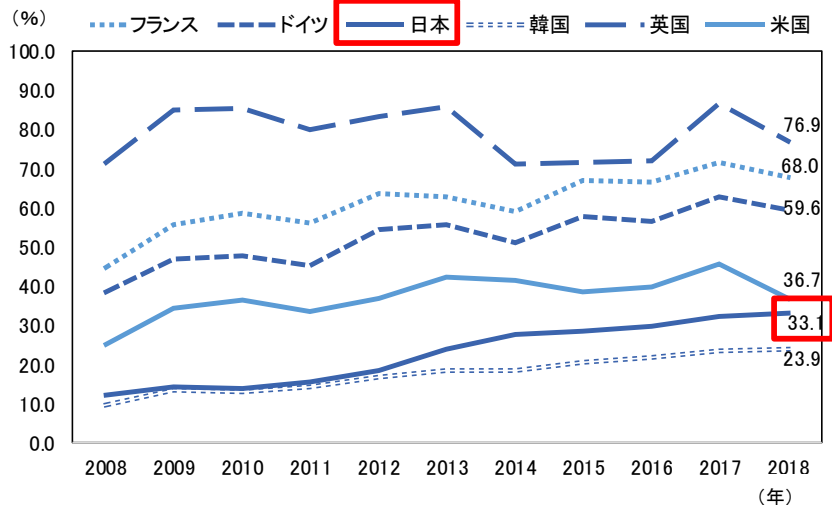
■ 日本の対外直接投資残高は2018年末時点で1兆6,459億ドルと、前年末から5.9%増加。GDPに対する比率も33.1%へと上昇した。日本の対外直接投資収益率は他の主要国に見劣りしないことから、相対的に低水準に留まる直接投資残高が順調な拡大を続ければ、今後も直接投資収益・受取額の着実な増加が見込まれる。

日本の対外直接投資残高の推移



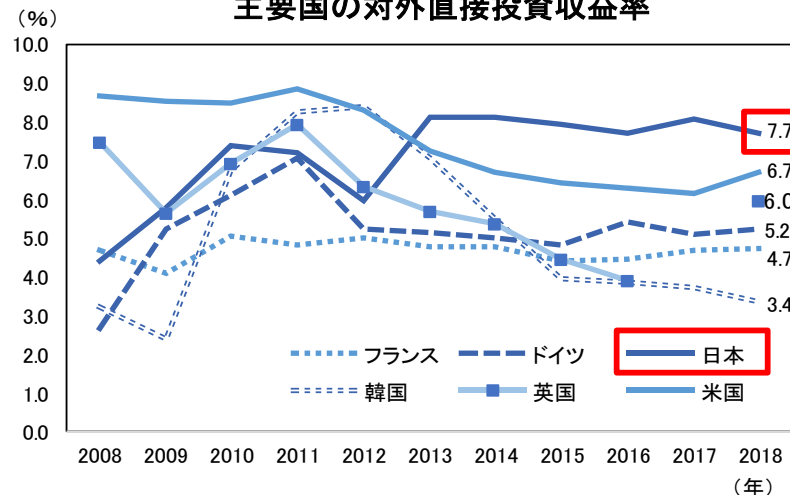
〔注〕BPM6基準。
〔資料〕「本邦対外資産負債残高」(財務省、日本銀行、内閣府統計から作成)

主要国における対外直接投資残高のGDP比



〔資料〕“BOP”(IMF)、“WEO, April 2019”(IMF)、「本邦対外資産負債残高」(財務省、日本銀行)、内閣府統計から作成

主要国の対外直接投資収益率



〔注〕①対外直接投資収益率=当期直接投資収益受取/対外直接投資期首期末残高×100(%)

②英国は2017年のデータ無し。

〔資料〕BOP(IMF)、「国際収支統計」(財務省、日本銀行)から作成

日本企業の海外売上高比率は高水準続く

- ジェトロが2018年12月期～2019年3月期の日本企業(182社)の決算短信および有価証券報告書を基に集計したところ、日本企業の海外売上高比率(注)は59.3%となりと2017年度(58.4%)から上昇、高水準が続いている。海外売上高の地域別構成比では、最も比率が高いのは米州で26.3%と前年度から比率を上げ、アジア大洋州が19.4%で続いた。業種別では、産業用機械、輸送機器、電気機器の海外売上高比率が6割を超えた。(注)国内拠点から海外の顧客に対する販売(輸出)は海外売上高に含まない。

日本企業の売上高の地域別構成比

(単位:%)

年度(集計社数)	国内	海外	地域別			
			米州	欧州	アジア大洋州	その他
2000年度 (547)	71.4	28.6	13.4	5.6	5.8	3.8
2001年度 (581)	68.5	31.5	14.7	6.1	6.3	4.4
2002年度 (592)	67.2	32.8	14.9	6.6	6.8	4.5
2003年度 (624)	66.5	33.5	14.1	7.0	7.7	4.8
2004年度 (669)	65.4	34.6	13.6	7.4	8.5	5.1
2005年度 (724)	64.9	35.1	13.8	6.9	9.5	4.9
2006年度 (751)	62.3	37.7	14.5	7.7	10.3	5.1
2007年度 (781)	60.8	39.2	14.2	9.1	10.7	5.2
2008年度 (817)	62.6	37.4	12.7	8.6	10.8	5.3
2009年度 (844)	63.3	36.7	12.4	7.5	11.3	5.4
2010年度 (320)	54.0	46.0	18.1	8.1	15.2	4.7
2011年度 (236)	53.1	46.9	17.7	8.9	15.0	5.3
2012年度 (221)	51.3	48.7	18.6	7.8	17.2	5.1
2013年度 (211)	45.6	54.4	21.5	9.2	18.2	5.5
2014年度 (212)	43.1	56.9	23.5	9.2	18.7	5.5
2015年度 (219)	42.2	57.8	25.4	8.3	19.5	4.6
2016年度 (218)	42.3	57.7	25.5	8.5	18.7	5.0
2017年度 (196)	41.6	58.4	25.0	9.0	19.3	5.1
2018年度 (182)	40.7	59.3	26.3	8.5	19.4	5.2

[注]①集計対象は決算期が12月から3月までで、所在地別セグメント情報を開示している企業。②2018年度は2019年5月末までにデータベースSPEEDAに決算短信または有価証券報告書の売上高が入力されている企業を集計。なお一部の企業については各社決算短信等で補足。③各割合は、地域別の売上高合計を分子に、全地域の合計を分母とした比率。④集計対象には上場子会社も含まれるため一部重複している。⑤「欧米」や「欧州アフリカ」など複数地域を合算計上している企業は集計対象から除外。

[資料]SPEEDAおよび各社決算資料等から作成

日本企業の業種別/地域別海外売上高比率(2018年度)

(単位:%)

業種 [集計社数]	国内	海外	地域別			
			米州	欧州	アジア大洋州	その他
製造業 [154]	40.6 (+0.7)	59.4 (Δ0.7)	26.7 (Δ0.3)	8.5 (Δ0.2)	19.3 (Δ0.0)	4.8 (Δ0.2)
輸送機械 [41]	39.6 (+0.9)	60.4 (Δ0.9)	29.5 (Δ0.5)	8.2 (Δ0.3)	17.6 (+0.1)	5.1 (Δ0.2)
機械・電気製品 [59]	38.0 (Δ0.5)	62.0 (+0.5)	19.0 (+0.4)	10.7 (+0.6)	28.2 (Δ0.5)	4.0 (+0.1)
産業用機械 [33]	36.2 (Δ0.8)	63.8 (+0.8)	22.1 (+0.4)	12.4 (+0.7)	25.8 (+0.1)	3.6 (Δ0.4)
電気機器 [23]	39.9 (+0.0)	60.1 (Δ0.0)	16.5 (+0.2)	9.3 (+0.3)	29.7 (Δ1.0)	4.6 (+0.5)
素材・素材加工品 [38]	49.5 (Δ0.2)	50.5 (+0.2)	11.9 (+0.2)	9.9 (+0.2)	25.8 (Δ0.4)	2.8 (+0.1)
非製造業 [28]	44.6 (Δ0.0)	55.4 (+0.0)	7.7 (+0.9)	6.3 (+0.9)	20.7 (Δ2.1)	20.7 (+0.4)

[注]①製造業はデータベースSPEEDA大分類の輸送機械、機械・電気製品、素材・素材加工品、医薬・バイオ、食料・生活用品から成る。非製造業は建設・不動産、小売、消費者サービス、外食・中食、広告・情報通信サービス、法人サービス、中間流通、金融、運輸サービス、資源・エネルギー。②産業用機械は、同中分類の産業用/生産用/業務用/重工業機械製造、その他産業用機械製造、電気機器は情報通信/民生用電子機器製造、半導体関連/その他電子部品・デバイス製造。

③下段のカッコ内は2017年度(2018年度と同じ企業を集計)の売上高比率からの増減。

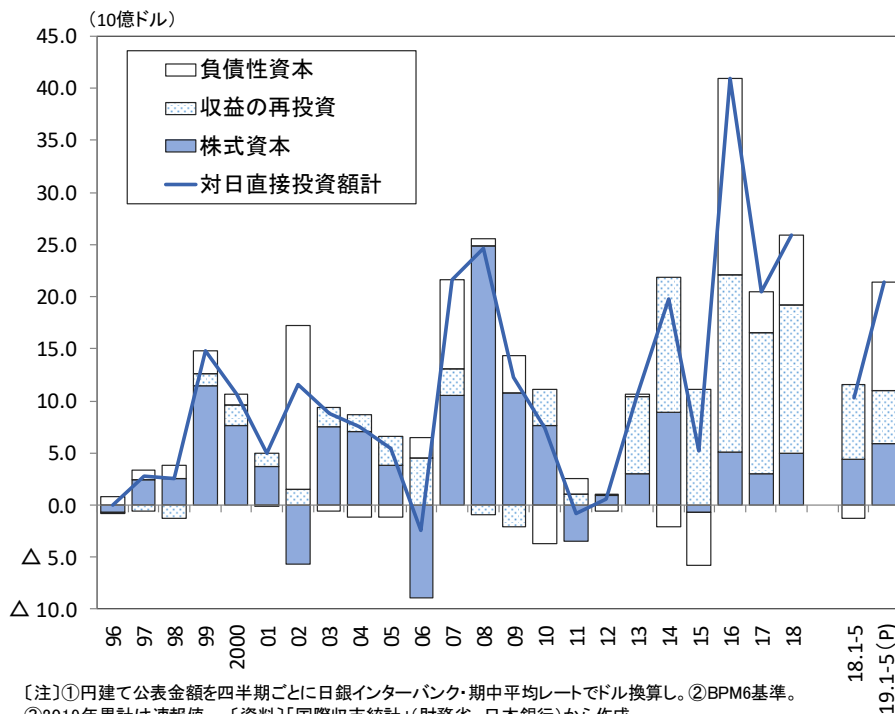
④網掛けは前年度から比率が上昇した国・地域。

[資料]SPEEDAおよび各社決算資料等から作成

2018年の対日投資は前年比3割増

- 2018年の対日直接投資フローは259億ドルとなり、前年より26.7%増加した。米ベインキャピタルを軸とした、企業コンソーシアムによる東芝メモリ買収が大きく影響したとみられる。
- アジアは投資の担い手として定着しつつあるものの、投資額で見ると前年から10.8%減となり、近年続く上昇傾向からの一服感がうかがえる。

形態別対日直接投資(ネット、フロー)の推移



[注]①円建て公表金額を四半期ごとに日銀インターバンク・期中平均レートでドル換算し。②BPM6基準。
③2019年累計は速報値。 [資料]「国際収支統計」(財務省、日本銀行)から作成

主要国・地域別対日直接投資(ネット、フロー)の推移

(単位: 100万ドル、%)

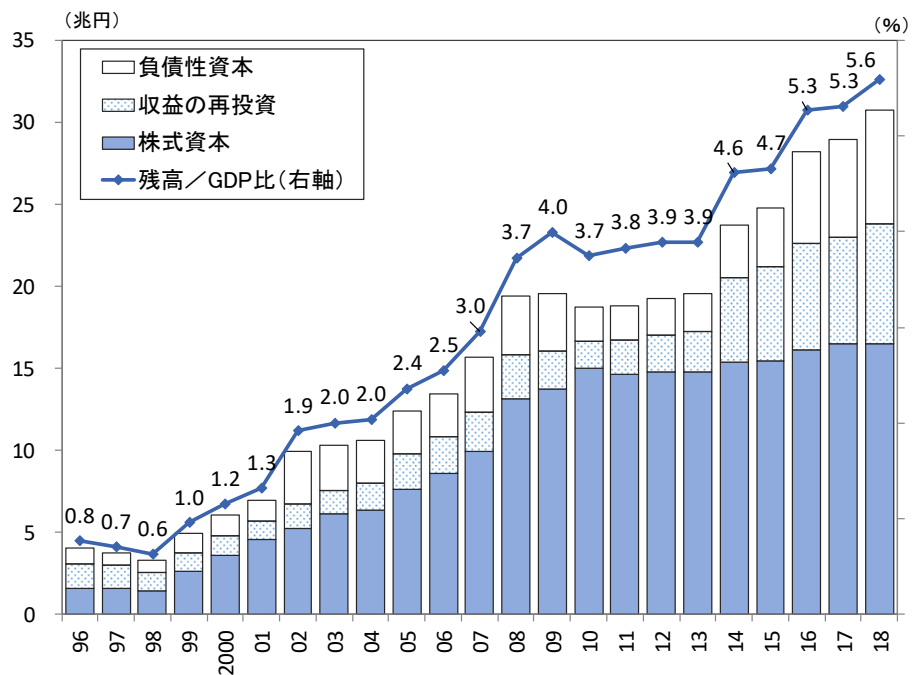
	2015年	2016年	2017年	2018年	伸び率	2019年 1~5月(P)	伸び率
アジア	5,591	8,426	5,620	5,015	△ 10.8	2,533	23.0
中国	636	△ 92	985	797	△ 19.0	796	645.0
香港	983	1,510	△ 328	789	-	576	109.1
台湾	703	2,495	848	395	△ 53.4	301	16.0
韓国	932	614	1,133	1,949	71.9	335	△ 33.2
ASEAN	2,324	3,907	2,975	1,076	△ 63.8	528	△ 43.3
シンガポール	1,893	3,236	3,216	△ 296	-	60	100.4
タイ	335	662	△ 444	1,211	-	315	△ 66.9
北米	4,313	6,880	6,177	5,958	△ 3.5	4,914	-
米国	4,338	6,847	6,229	5,902	△ 5.2	4,849	-
中南米	△ 1,957	1,623	2,769	4,399	58.9	2,671	△ 46.0
大洋州	△ 651	809	242	1,948	706.3	816	△ 62.4
欧州	△ 2,264	22,968	5,470	7,223	32.0	9,865	835.8
EU	△ 2,104	22,093	4,047	6,609	63.3	9,094	808.5
世界	5,253	40,942	20,422	25,885	26.7	21,421	108.1

[注]①円建てで公表された数値を四半期ごとに日銀インターバンク・期中平均レートによりドル換算。
②2016年~2018年は年次改訂値、2019年は速報値。
[資料]「国際収支統計」(財務省、日本銀行)から作成

対日投資残高が初めて30兆円超え

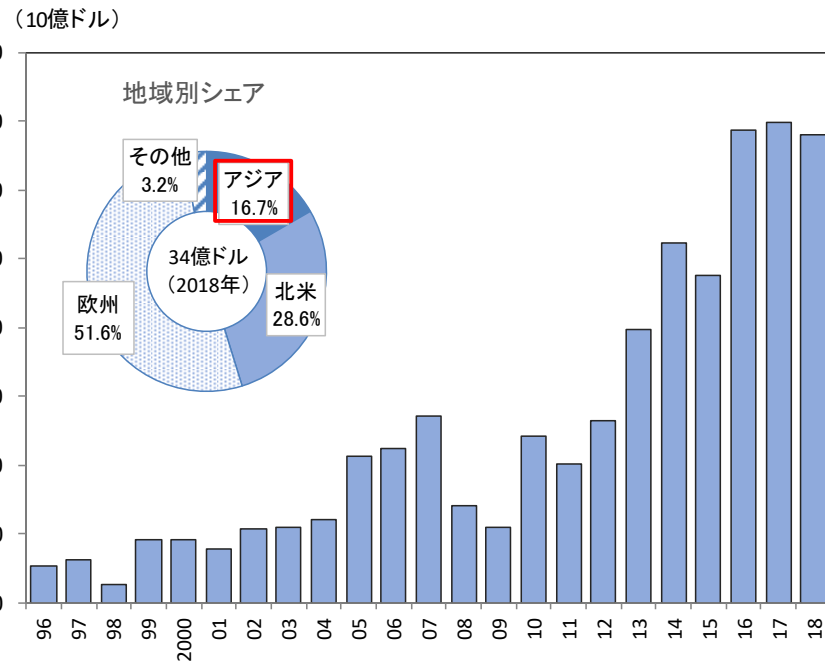
- 対日投資残高は、2018年12月末時点で30.7兆円となり、過去最高額を更新し初めて30兆円を超えた。2020年に政府目標としている35兆円に大きく近づいた。
- 直接投資収益支払い額は2018年に340億ドルと近年の高水準を維持している。地域別シェアは、欧州が5割を超え最も多く、北米が約3割、アジアが約2割となり、アジアの比率が上昇傾向にある。

対日直接投資残高の推移



[注] BPM6基準。
[資料]「本邦対外資産負債残高」(財務省、日本銀行)、内閣府資料から作成

日本の直接投資収益支払いの推移

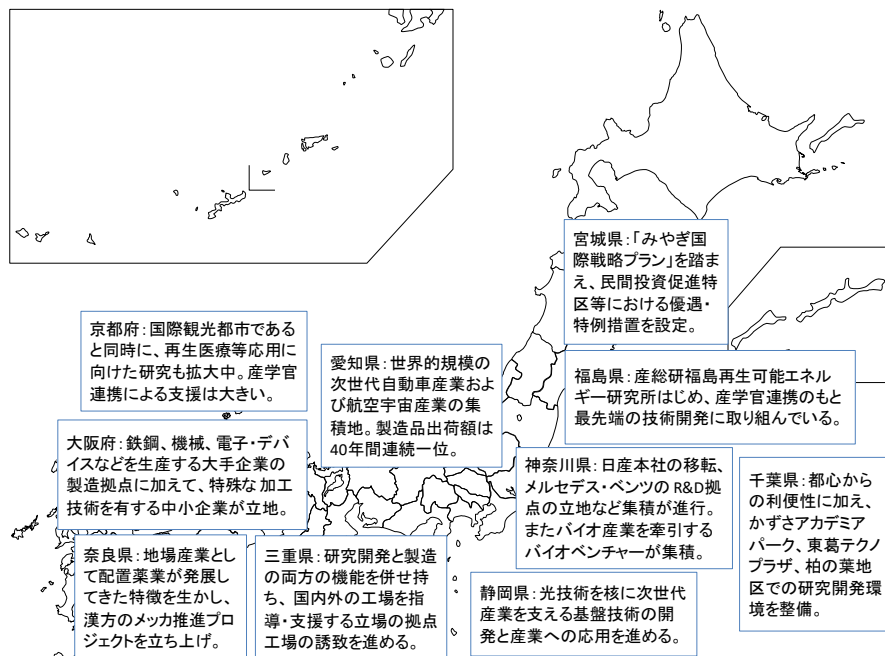


[資料]「国際収支統計」(財務省、日本銀行)から作成

地域の産業集積と親和性の高い外国企業の投資

- ジェトロのアンケート調査によると、6割以上の外資系企業が追加投資先として、東京以外の地域への進出を検討している。理由には「顧客との距離」や「関連する産業集積の存在」が共通してあげられており、外資誘致には地域の産業特性の強みをアピールしていく必要がある。
- 地域へのグリーンフィールド投資をみると、自動車部品では神奈川県や愛知県、観光業では北海道や京都など、地域の産業と親和性のある外国企業が進出していることがわかる。

地域の特徴ある産業集積



[資料]ジェトロ地域進出支援ナビ、自治体HP等から作成

地域への対日グリーンフィールド投資案件事例

(100万ドル)

業種	投資先	時期	企業名	国籍	投資額
自動車部品	神奈川	2017年9月	ヴァレオ	フランス	148
	愛知	2018年6月	フォワード・エンジニアリング	ドイツ	36.2
	愛知	2017年9月	GKN	英国	36.2
航空機部品	兵庫	2018年11月	エアバスグループ	オランダ	38.4
	静岡	2018年2月	レオナルド (フィンメッカニカ株式会社)	イタリア	38.4
	兵庫	2018年4月	スウィフト・エンジニアリング	米国	7
	愛知	2018年2月	パトネア	英国	7
電子部品	大阪	2017年8月	INNO インストラメント	韓国	71.1
	千葉	2017年6月	ファーウェイ テクノロジーズ	中国	44.5
	大阪	2018年4月	GTTコミュニケーションズ	米国	32.1
バイオ	神奈川	2017年8月	アジリス・バイオセラピューティクス	米国	64.2
	京都	2018年2月	セルリンク	スウェーデン	53.7
	神奈川	2018年2月	TCバイオファーム	英国	20
医薬品	京都	2018年8月	ディッシュマン ファーマスーティカルズ アンド ケミカルズ	インド	7.3
	愛知	2017年7月	浙江華海薬業股份有限公司 (Zhejiang Huahai Pharmaceutical Co)	中国	7.3
化学	愛知	2017年5月	OCエリコン	スイス	90.1
	奈良	2018年5月	アルケマ	フランス	90.1
	神奈川	2018年9月	GCPアブライドテクノロジーズ	米国	90.1
食料品	埼玉	2017年5月	ロッテグループ	韓国	288
	三重	2018年11月	ビューアーサーモン	シンガポール	117.25
	宮城	2018年9月	トライデント・シーフード	米国	39.5
	兵庫	2017年7月	ネスレ	スイス	39.5
	北海道	2017年10月	クラブメッド	フランス	178.9
ホテル・観光	北海道	2018年1月	ザ パビリオン ホテル&リゾート	香港	178.9
	京都	2018年4月	エースホテル	米国	178.9
	山口	2016年10月	ガンクル・エンジニアリング	タイ	306.6
再生可能エネルギー	大分	2018年8月	セーフレイ	ドイツ	170.9
	福島	2017年9月	ジェミーソン・グループ	米国	170.9

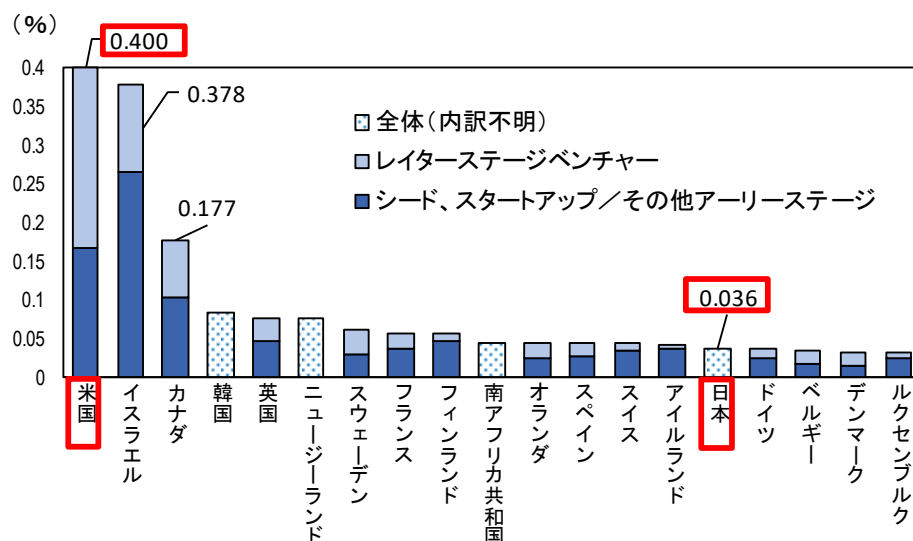
[注]投資額は推計を含む。

[資料]fDi Marketsから作成

主要先進国では新興企業の存在感が拡大

- 世界のベンチャーキャピタル(VC)投資額(2018年)は2,543億ドル(出所:米ベンチャーキャピタル協会(NVCA))。国・地域別では米国、中国、欧州の順に大きい。
- GDP総額に対するVC投資額の割合をみると、米国(0.4%)とイスラエル(0.378%)は、日本(0.036%)など他の主要先進国の10倍超の水準。近年、主要先進国の同比率が上昇する中、日本は微増にとどまる。

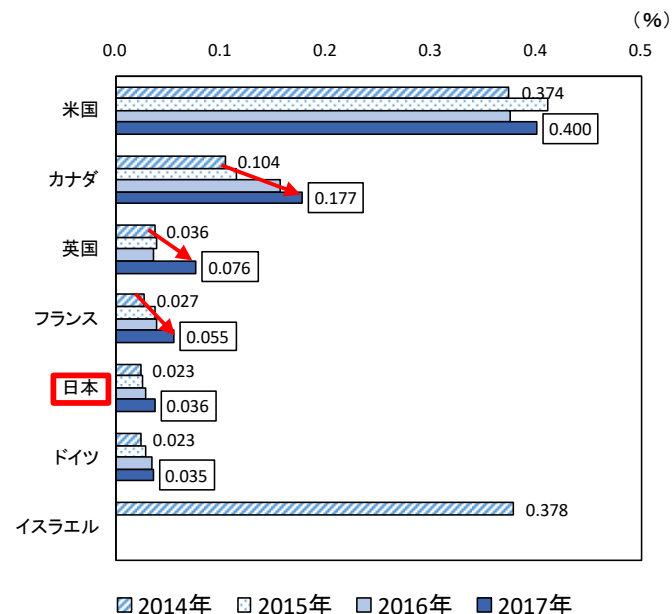
GDP総額に対するVC投資額の割合(2017年)



[注]①イスラエルは2014年、南アフリカ共和国は2016年の割合。日本のみ、GDP総額とVC投資額より算出。日本は年度ベース(4月～翌年3月)。②企業の成長ステージはOECD分類。

[資料]OECD、一般財団法人ベンチャーエンタープライズセンター(VEC)から作成

主要先進国のGDP総額に対するVC投資額の割合の変化(2014～2017年)



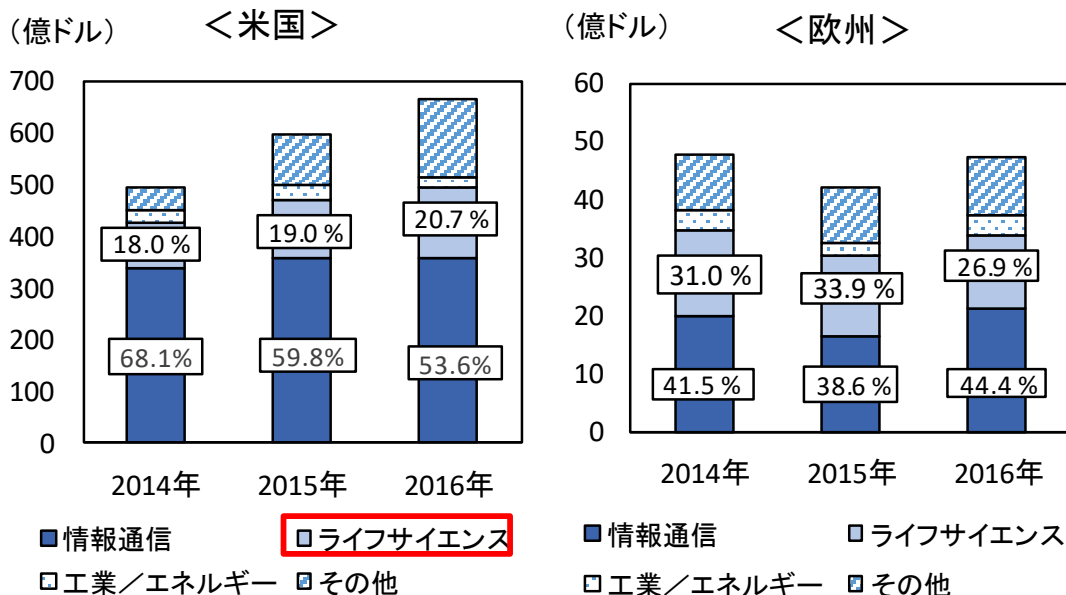
[注]イスラエルは2014年のみ。日本の2017年はGDP総額とVC投資額より算出。日本は年度ベース(4月～翌年3月)。枠線囲みなしは2014年、枠線囲みは2017年の数値。

[資料]OECD、一般財団法人ベンチャーエンタープライズセンター(VEC)から作成

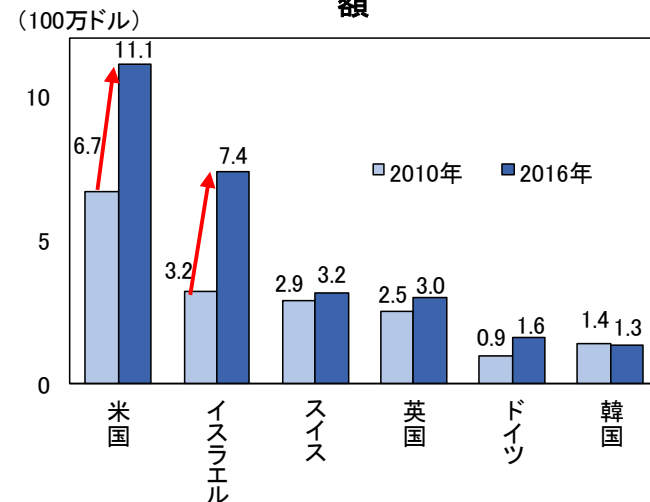
世界のVC投資、分野は多様化、案件は大型化の流れ

- 世界のVC投資は情報通信分野の割合が依然大きいものの、ライフサイエンスなどの割合が増加傾向にあり、VC投資先分野は多様化。
- 主要国における投資先1社あたりのVC投資額(平均投資額)は増加傾向で、特に米国とイスラエルは大きく伸びている。米国では新興企業の成長期「エクспанション」や飛躍期「レイター」の平均投資額が増加しており、案件の大型化が進む。

米国と欧州のVC投資額の分野別割合



主要国の投資先1社あたりのVC平均投資額



[注]①1社あたりのVC平均投資額はVC投資総額をVCから資金調達した企業数で割り算出。②米国は企業数ではなく取引数。③イスラエルの最新年は2014年。
[資料]OECDから作成

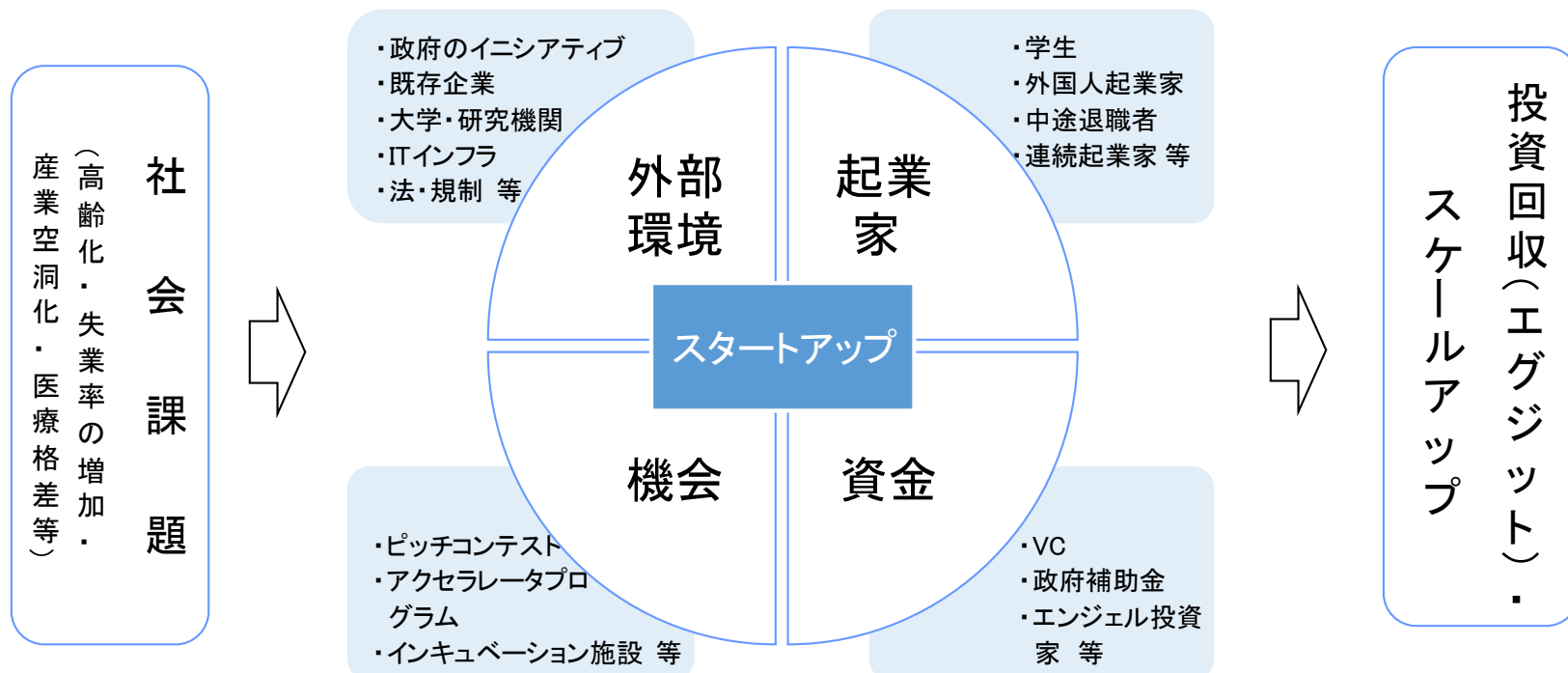
[注]①米国、欧州ともに各年の数値は翌年発行のレポートをもとに作成のため、直接比較できない。②欧州はEU28、スイス、アイスランド、リヒテンシュタイン、ノルウェー、サンマリノ、バチカン市国、ボスニア・ヘルツェゴビナ、モルドバ、モンテネグロ、北マケドニア、セルビア、ウクライナ。③2014年と2015年の「情報通信」は「コンピューター、家電」と「通信」を合わせた数値。④算出方法が異なるため、各年の分野合計額はOECDが別に発表する各年のVC投資額(総額)と一致しない。

[資料]OECDから作成

企業の新陳代謝を促進するエコシステムの重層化

- スタートアップなど新興企業を生み出すエコシステムは、起業する人材をはじめ、資金、周辺の企業基盤や法規制など、様々な要素が偶発的または必然的に重なり合って形成される。エコシステムは、事業の高い革新性、イノベーションの追求を得意とするスタートアップを継続的に生みだし、企業の新陳代謝を促進させる働きを持つ。
- エコシステムの形成が進むにつれて、アクセラレータや指導者であるメンター、投資家からの出資を募るピッチコンテスト等のイベントが加わり、起業のサポート体制がより重層化したものになっている。

エコシステムの概念図

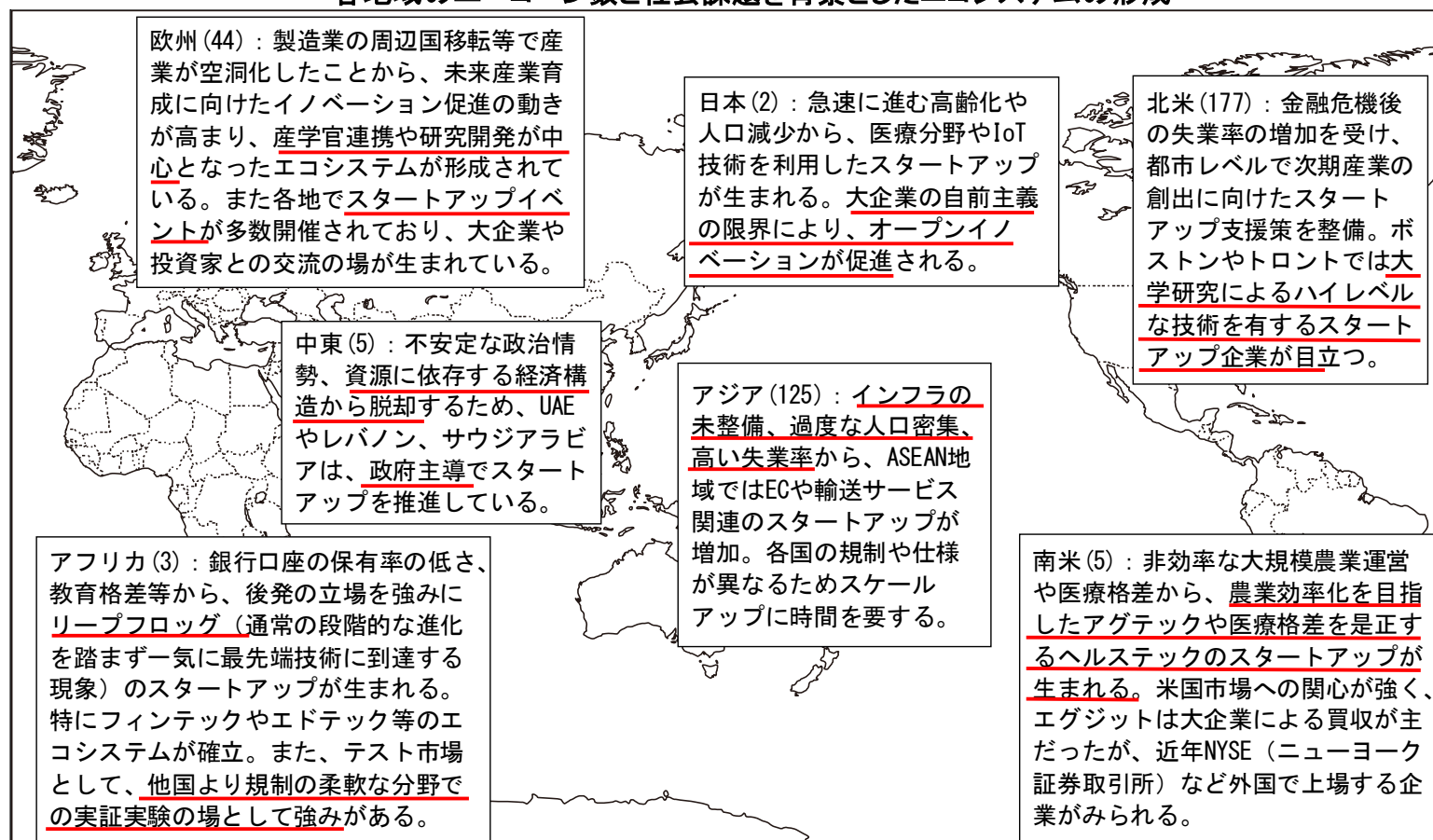


[資料]各種情報をもとにジェトロ作成

地域別の社会課題を背景としたエコシステムの形成が進む

- 世界各地に広がるエコシステムを地域別に比較すると、地域の優位性や社会課題、産業集積が土台となって形成されていることがわかる。特に新興途上国においてはインフラの未整備や銀行口座保有率の低さ、貧困などを背景に社会課題解決型のエコシステムが形成される傾向が強い。
- 世界のユニコーン数は316社(2019年6月時点)であり、その8割強を米国(176社)と中国(90社)が占める。

各地域のユニコーン数と社会課題を背景としたエコシステムの形成




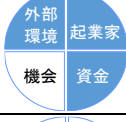

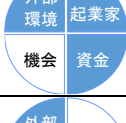


〔注〕括弧内はユニコーン数(2019年6月時点)。

〔資料〕エコシステム調査(ジェトロ)、CBインサイトなどから作成

都市別エコシステムの強み

- 主要都市のエコシステムの特徴を①起業家、②資金、③機会、④外部環境の4つの視点から概観すると、それぞれのエコシステムが持つ強みが明らかになる。
- 日本では大企業におけるオープンイノベーションの機運の高まりを受け、東京を中心に第4次ベンチャーブームが到来、コーポレート・ベンチャーキャピタル(CVC)やアクセラレータが近年増加しつつある。製造業にかかるIoT技術の活用や医療分野でのスタートアップが成長している。






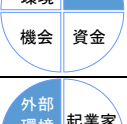

主要なエコシステムの強み

都市	エコシステムの強み	
シリコンバレー		<ul style="list-style-type: none"> ・エコシステムの発祥といわれるシリコンバレーでは自然発生的にエコシステムが形成。シリアルアントレプレナー(連続起業家)がメンターとなり、継続的にスタートアップが生まれる仕組みが確立されている。 ・外国籍の起業家も多く存在し、多様性を持つ。
ボストン		<ul style="list-style-type: none"> ・ライフサイエンス企業やマサチューセッツ工科大学、ハーバード大学などの研究機関が集積。 ・これらの集積から起業家やスピノフのスタートアップが生まれ、連携を狙う大企業や投資家を引き付けている。
ヘルシンキ		<ul style="list-style-type: none"> ・欧州最大のベンチャーイベントである「スラッシュ」(SLUSH)では、世界中から多数の大企業や投資家が参加し、起業後のネットワークを広げられる場となっている。
ロンドン		<ul style="list-style-type: none"> ・金融都市としてフィンテック、ブロックチェーン、仮想通貨の分野に挑戦するスタートアップが集積。 ・<u>実証実験の活用により、新規産業を創出するためのサンドボックスを設置するなど、柔軟かつ先進的な法制度が整っている。</u>
パリ		<ul style="list-style-type: none"> ・<u>政府はスタートアップ支援策であるイニシアティブ「フレンチテック」を主導。海外スタートアップに対しても手厚いサポートを提供している。</u> ・ファッションやライフスタイル関連分野のスタートアップが集積。
ベルリン		<ul style="list-style-type: none"> ・東西分断の時代に産業が空洞化し、生活費が旧西ドイツよりも安いことなどから、アーティストやハッカー等のサブカルチャー文化の中でエコシステムが発展。 ・起業家志望の学生サポート体制が整っており、東欧の優秀なエンジニアも集まる。

[注]①日本のスタートアップが海外のエコシステムを活用し、ビジネスの成長を目指す「ジェトロ・グローバルアクセラレーションハブ」を置く12都市および東京を掲載。

②表中の図は青色が強みを表す。

[資料]各種資料から作成

都市	エコシステムの強み	
テルアビブ		<ul style="list-style-type: none"> ・ノーベル賞を受賞する研究者や兵役終了者の起業家が多く、ライフサイエンスやサイバーセキュリティ等の分野でスタートアップが生まれる。 ・<u>ユダヤ人コミュニティがエコシステム形成に大きな役割を果たす。</u>
ドバイ		<ul style="list-style-type: none"> ・天然資源に頼らない経済発展を目指す政府は、外国からのスタートアップ誘致に積極的である。 ・首長自らのイニシアティブの下、ファンドやベンチャー支援機関を立ち上げている。
シンガポール		<ul style="list-style-type: none"> ・政府が強く主導し、短期間でイノベーションハブを確立。 ・金融都市として、外資系企業が集積するほか、資金調達拠点としての地位を確立している。
上海		<ul style="list-style-type: none"> ・ライフスタイルやコンテンツ関連のビジネスモデルを強みとしたECスタートアップが集積。また、イノベーションモデル地区が設定され自動運転の実証実験が行われている。 ・スタートアップ関連イベントが数多く開催されている。
深セン		<ul style="list-style-type: none"> ・電子部品のサプライチェーンが形成される背景から、ものづくりに強みを持つエコシステムを形成している。 ・マーケットや顧客に近いことから、<u>市場化のスピードを重視した製品開発を特徴とする。</u>
ベンガルール		<ul style="list-style-type: none"> ・防衛産業の街として栄えたベンガルールは、国内最高峰の大学が立地し、IT高度人材が豊富にそろっている。 ・米IT産業のオフショア開発により技術力のあるエンジニアが集まる。
東京		<ul style="list-style-type: none"> ・コアテクノロジーが中心となった、デバイスにソフトを組み合わせた製品化に強みを持つスタートアップが成長を見せている。 ・<u>自前主義からの脱却を目指す、大企業のオープンイノベーション促進に伴い、CVCやアクセラレータプログラムが近年増加しつつある。</u>

エコシステム整備に向けた施策

- 各国政府によるエコシステム整備に向けた施策は、①税制優遇・補助金の支給、②外国人起業家向け創業ビザの新設・緩和、③規制のサンドボックスの設置といった、およそ3つに分類できる。
- 日本政府は、2023年までに「企業価値又は時価総額が10億ドル以上となる未上場ベンチャー企業(ユニコーン)又は上場ベンチャー企業」を20社創出することを掲げており、法人税の減税やスタートアップビザ制度を開始している。

主要国のエコシステム整備に向けた施策

国	政府目標・施策など	エコシステム整備に向けた施策				政府のイニシアティブ
		①税制優遇・補助金	②創業ビザの新設・緩和	③規制のサンドボックス(注)	④その他	
UAE	連邦政府が掲げる「UAE VISION 2021」の中で、イノベーションを促進する重点分野が発表され、起業家支援等を目的に官制ファンドを設立。	✓	✓	✓		
シンガポール	異なる政府省庁にまたがる起業支援策を、統一ブランド「スタートアップSG」に集約し、成長ステージ別に必要な支援を提供。	✓	✓	✓		
フランス	エコシステムを支援し、国際的なレベルまで促進するためのイニシアティブ、「フレンチテック」を2013年に立ち上げた。 <u>コミュニティ形成、成長促進、国際化を推進する。</u>	✓	✓			
英国	政府の産業戦略にて、5つの基盤(アイデア、人材、インフラ、ビジネス環境、地域)と4つの重点産業(AI、クリーン成長、将来型モビリティ、高齢化社会)を設定。	✓	✓	✓		
日本	2023年までに「 <u>企業価値又は時価総額が10億ドル以上となる未上場ベンチャー企業(ユニコーン)又は上場ベンチャー企業</u> 」を20社創出することを掲げている。	✓	✓ ※一部の自治体	✓		
イスラエル	1993年に始動した「ヨズマ・プロジェクト」により、政府投資が行われ、複数のVCが創設された。「マグネットプログラム」では産学連携支援を実施している。	✓			軍事技術の民間転用を容認。	
中国	「大衆創業、万衆創新」(大衆による創業、万人によるイノベーション)を掲げる。国務院、地方政府等を合わせて400を超える施策を実施。	✓	✓ ※一部の省			
インド	2016年に「スタートアップ・インド」のアクションプランを策定。起業の手続きや特許出願の簡素化、資金調達支援など同国エコシステムの成長に寄与する施策を打ち出した。	✓			行政手続きの簡素化、政府調達の推進。	
フィンランド	企業や研究機関の技術開発プロジェクト等に資金提供を行うと共に、ビジネス開発のソフト面の支援を行う公的機関としてビジネスフィンランド(BusinessFinland)を創設。	✓	✓			
ドイツ	連邦経済エネルギー省(BMWi)やドイツ復興金融公庫(KfW)が中心となり、政府系ベンチャー投資ファンド「ハイテクスタートアップファンド」を通じたスタートアップへの投資や、ビジネスコンペを開催。州により、支援の枠組みが異なる。				デジタル教育や、スタートアップ企業と中小企業との間の協力促進等に取り組む。	
米国	オバマ前政権時に、米国イノベーション戦略のもとスタートアップ・アメリカ・イニシアチブを開始。資金アクセスの向上、起業人材の育成、規制緩和、技術移転の加速化に注力する。				アーリーステージ投資枠の設立、起業家教育の拡大、特許プロセスの迅速化など。	

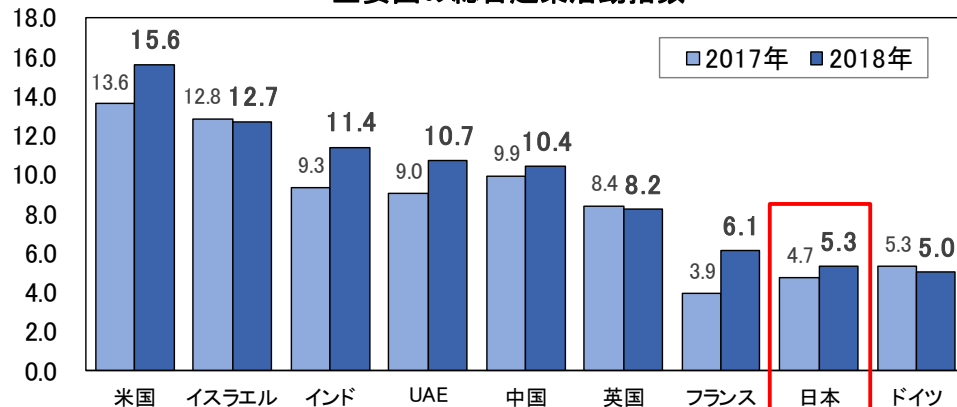
[注]規制のサンドボックスとは、新しい技術やビジネスモデルの社会実装に向け、実証により得られた情報やデータを用いて規制の見直しに繋げる制度。

[資料]各種資料から作成

日本の起業活動に、外資系VCの関心高まる

- 起業活動の活発さを示す総合起業活動指数 (Total Early-Stage Entrepreneurial Activity) の日本の指数は5.3と前年(4.7)と比較し上昇しているものの、世界的に見るとまだ低い水準である。
- 日本でもこれまでに約1万社のスタートアップが生まれており、国内のみならず海外VCからの投資も流入している。外資系企業も日本でCVCを立ち上げ、日本のスタートアップの成長を後押ししている。

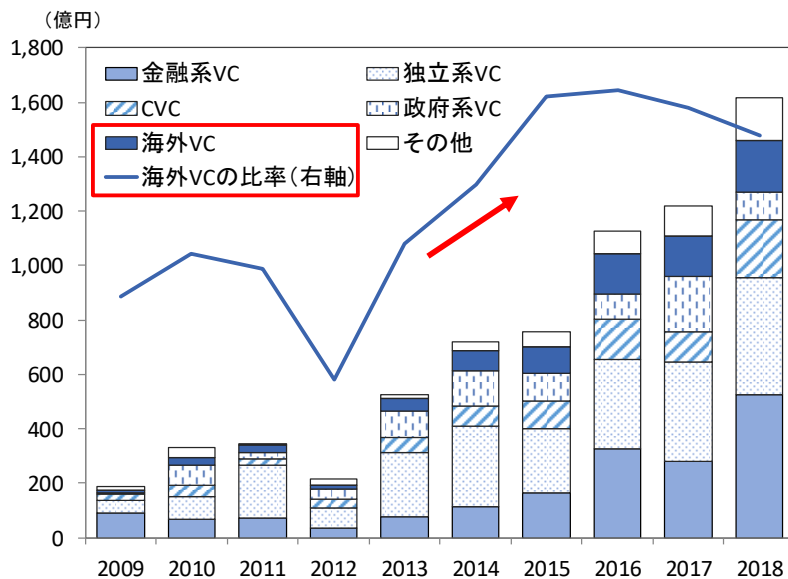
主要国の総合起業活動指数



[注]総合起業活動指数(Total Early-Stage Entrepreneurial Activity: TEA)とは、成人(18-64歳)人口100人に対して、実際に起業準備中の人と起業後3年半未満の人の合計が何人であるかという指標。

[資料]Global Entrepreneurship Monitor 2018/2019から作成

属性別VC投資額と海外VCの比率



[資料]「Japan Startup Finance 2018」(アントレペディア)から作成

外資系CVCによる日本のスタートアップ支援事例

時期	企業名	国	対象分野	事例
2018年5月	セールスフォース、ドライバー・ネクサスベンチャーズほか	米国	クラウドサービス	クラウドを使った営業活動支援システムを開発するUPWARDに出資、人工知能を活用した機能強化などを推進。
2018年5月	セールスフォース・ベンチャーズ、500スタートアップス・ジャパン、ドライバー・ネクサス・ベンチャー・パートナーズほか	米国	ライフサイエンス	調剤薬局での次世代電子薬歴システム「Musubi」を展開するカケハシに出資、薬局のIT化を推進する。
2018年6月	サムスンベンチャー・インベストメントコーポレーションほか	韓国	電子機器システム	暗闇でもカラー撮影を可能にする「赤外線カラー暗視技術」を実装したイメージセンサーと、同技術を搭載した暗視カメラ等の開発・設計・製造を行う産総研技術移転ベンチャー、ナノルクスへ出資。
2018年8月	セールスフォース・ベンチャーズ	米国	クラウドサービス	1億ドルの「Japan Trailblazer Fund」の設立を発表。同社はこれまでに、ウフル、sansan、freee、チームスピリットに出資している。
2018年11月	エアバスベンチャーズほか	フランス	航空機	遠隔制御ロボットの開発を行う東大発ベンチャーのテレイジスタンスに出資。
2019年2月	アフラック・インコーポレーテッド	米国	金融/保険	インシュアテックやヘルステックの分野への投資案件に従事する「アフラック・イノベーション・パートナーズ合同会社」を新たに設立。
2019年3月	500スタートアップス・ジャパン	米国	アクセラレータ	日本向けファンドを担当していたチームが独立し、新たなVC「コーラル・キャピタル」を設立。

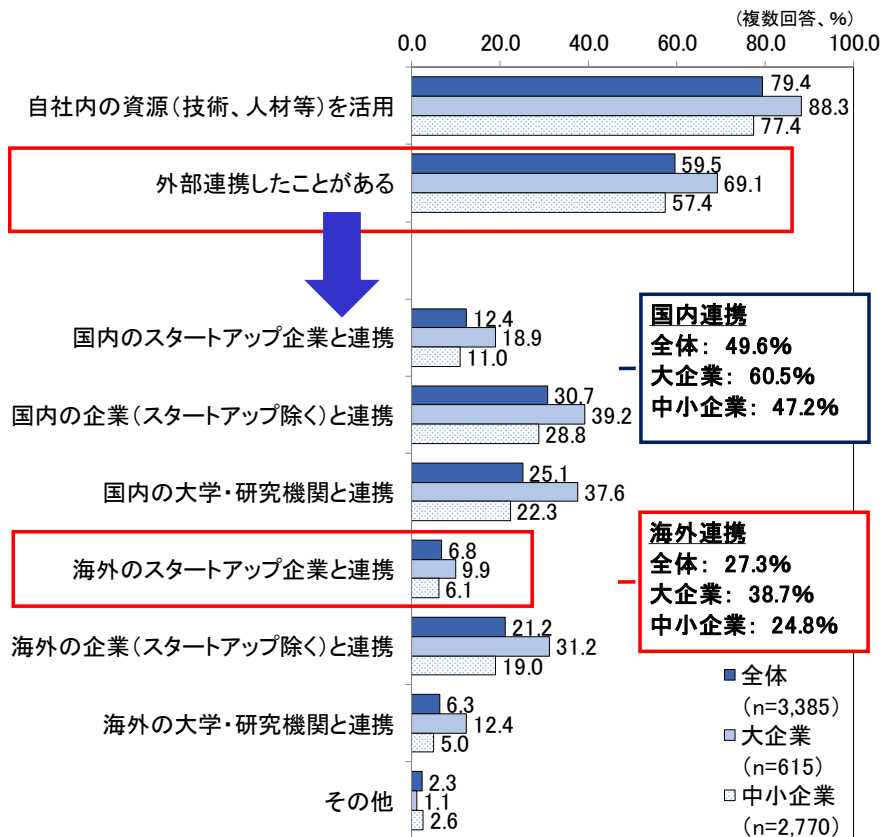
[資料]各社プレスリリース、ホームページから作成

Copyright (C) 2019 JETRO. All rights reserved.

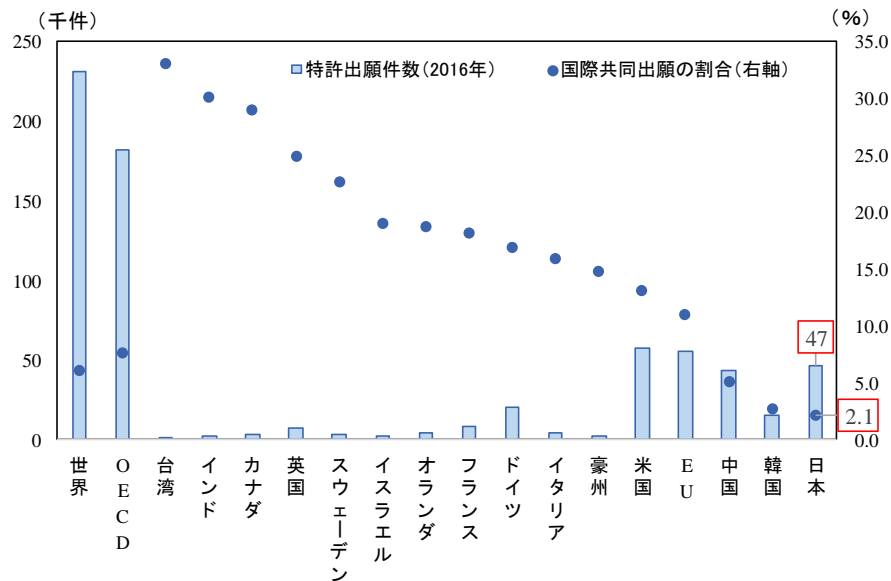
海外との連携が少ない日本企業

■ ジェトロのアンケート調査によると、日本企業のイノベーションに向けた取り組みでは、外部連携をしたことのある企業が約6割に上ったものの、海外企業や機関との連携経験は3割弱にとどまった。特許協力条約(PCT)に基づく特許出願件数における国際共同出願の割合をみると、世界平均が6.1%であるのに対し、日本は2.1%と極端に少ない。日本では海外の企業・機関、研究者との交流やネットワーク構築が比較的、遅れていることがわかる。

日本企業のイノベーションに向けた取り組み



主要国・地域の特許出願件数と国際共同出願の割合



[注]件数は、特許協力条約(PCT)に基づく国際出願制度を利用して提出された特許出願件数。
[資料]OECD統計から作成

[資料]「2018年度日本企業の海外事業展開に関するアンケート調査」(ジェトロ)から作成

連携を通じ新市場開拓や事業領域を拡大

- 一部の日本企業ではスタートアップなど海外の新興企業との連携をとおして、新たな市場開拓や既存事業とは異なる領域への参入を図る事例がみられる。他方、課題としては、適切な連携先探索に要するコスト、意思決定のスピードなどビジネス慣習の違い、情報漏洩などのリスクが挙げられた。経営幹部を含めどれほど全社的に強い意思をもって事業連携に取り組めるかが、これら課題克服のために重要となる。

日本企業の海外新興企業との連携事例

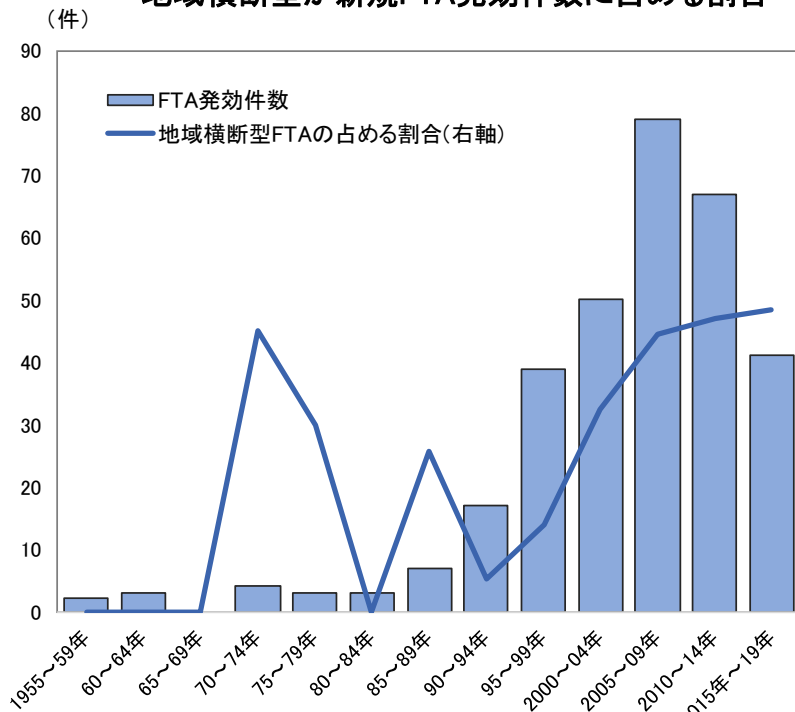
企業名	パートナー企業	きっかけ	事業内容	利点・効果
IDOM (イドム)	Uber Technologies 2009年設立 (米国) 配車サービス提供	新たな販売市場としてアフリカ地域への事業拡大のため、その足掛かりとなるビジネスモデルを模索。 ・(連携先)タンザニアにおける自社ライドシェアサービスの普及促進。	タンザニアにて、ウーバーに登録する運転手向けに日本の中古車をリース、一定以上の額になれば自身の所有とする。同国では富裕層が所有する車を借りる運転手が多かった。本スキームによりローンを組んで、日本中古車を自身の車として所有することで、現地運転手のより安定的な収入を実現しつつ、中古車販売の新たな販売経路を獲得。	市場開拓を行う上で、既存事業とは異なるビジネスモデルの展開の可能性を認識。これまでに得られなかったノウハウや、市場展開・顧客獲得につながった。新事業のスケールアップをとおして、他エリアでの横展開を目指す。 ・(連携先)現地で支持のある日本中古車の販売をとおして、運転手の確保を目指す。
オープンロジ	Shipper (物流) 2016年設立 Shopee・Tokopedia (EC) 2009年・2015年設立 (インドネシア) 現地中小EC事業者	国内で評価の高い同社の物流アウトソーシング事業の海外展開に向けた、新市場開拓のための第一歩。インドネシアは、EC市場の成長性が高い一方、現地民間物流企業のサービスには改善の余地があった。また、中小EC事業者の中には、在庫管理が不十分である場合が散見される。	インドネシアの配達手配一元化サービスおよび大手電子商取引(EC)サイトのシステムと連携、また中小EC事業者と連携することにより、より効率的で、確実性の高い在庫管理、商品発送ができるよう、 <u>物流アウトソーシング事業の実証実験を行った。</u>	1年にわたる実証の結果、約400件の発送で在庫や返品などの事故は一度も起きず、同社が国内で培ったサービスが、インドネシアで提供できることが証明できた。また、物流倉庫内の作業においては、国内、海外で大きな違いがないことが分かった。 <u>海外市場に展開する事業化の確認ができ、今後のインドネシアへのビジネス進出を見据える。</u>
富士通	Quantstamp 2017年設立 (米国) ブロックチェーンの活用を とあしてセキュリティサービスを提供	既存事業の枠を越えた新規事業を模索する中で、最先端の技術をおうスタートアップ企業の存在を認識。2015年より富士通アクセラレータプログラムを開催。同プログラムにQuantstampを採択。	ブロックチェーン技術の課題の1つとされるセキュリティの定義の策定のため、Quantstampが立ち上げた国際的なコンソーシアムに参画。将来的な事業連携も模索する。	<u>既存事業とは異なる領域で、将来的に需要が高まる分野において日本と連携することができた。</u> ・(連携先)日本企業は一度信頼関係が生まれると長期の事業連携を望めるため、日本市場の進出の観点では重要な連携となっている。
SBILレミット	BitPesa 2013年設立 (ケニア) ブロックチェーンを利用し、 安価で速い海外送金サービスを提供	将来的な成長が期待できるアフリカ地域に戦略的な関心を寄せており、同地域における顧客サービス向上のための革新的なソリューションを模索していた。	SBILレミットにとってはアフリカ地域で初めての事業提携。これまでアフリカ諸国から日本に送金する際は、一度外貨にしてから円建てする必要があったが、BitPesaとの連携により、アフリカ諸国と日本の間で、より迅速で安価な送金サービスを提供する。	既にアフリカ8カ国で展開し、世界85カ国への送金を可能とするBitPesaと連携することで、 <u>アフリカ諸国と日本をつなぐ送金サービスの提供が可能となった。</u>
三井物産	OMC Power 2011年設立 (インド) 小型太陽光発電所を設置し、 非電化地域に電気を提供	途上国への農村電化事業への貢献をとおし、資本や他地域への拡張性を見越し、出資を決定。	太陽光発電を蓄電し、送電網のない地域のビジネスや小学校、家庭に安価な電気を提供するOMC Powerへ10億円弱を出資し、分散型電源事業を支援。また、三井物産の多様な事業と連携することで、安定した電力を用いた高付加価値サービスの提供を目指す。 インドのほか、OMC Powerが既に事業を開始しているアフリカ地域や、アジアなどへの進出も目指す。	これまでエネルギーを化石燃料で賄っていた地域に太陽光エネルギーを供給することで、 <u>環境への負荷を低減しながら地域発展に貢献する。</u> さらに、安定した電力の供給により、野菜の冷蔵や肥料の販売など様々な付加価値サービス提供の基礎になることを期待。 ・(連携先)三井物産が出資したことで、これまで利益創出が難しいと疑問視されてきた分散型電源事業がビジネスモデルとなりうると評価されることにつながる。

第3章 世界の通商ルール形成の動向

地域横断型FTAの比率が拡大

- 2018年に新規発効したFTAは7件であり、世界の発効済み自由貿易協定(FTA)の件数は2019年6月末時点で314件と、前年同期の307件から増加した(ジェトロ調べ、関税同盟並びに特惠貿易協定を含む)。2000年以降活発になった地域横断的にFTAを結ぶ動きは継続している。2015~19年に発効したFTAのうち地域横断型FTAが占める比率は53.7%に上る。
- TPP11が発効したことにより、加盟国のいずれの国でもTPP11のFTAカバー率が上位となり、同協定が創出する経済圏の大きさが確認できる。

地域横断型が新規FTA発効件数に占める割合



[資料] WTO、各国政府・機関資料から作成

主要国・地域の発効済みFTAカバー率

	FTAカバー率			発効相手国・地域(往復)					
	往復貿易	輸出	輸入	第1位		第2位		第3位	
日本	36.7	34.8	38.7	ASEAN	15.2	TPP11	12.0	EU	11.5
米国	39.1	47.0	33.9	NAFTA	29.2	韓国	3.1	シンガポール	1.4
カナダ	83.3	89.2	78.0	NAFTA	66.1	EU	10.1	TPP11	7.7
メキシコ	78.1	88.9	67.5	NAFTA	63.9	EU	8.1	TPP11	6.1
チリ	83.8	86.3	81.0	中国	27.7	米国	16.4	EU	13.6
ブラジル	16.3	15.7	17.1	メルコスール	10.1	CAN	3.0	チリ	2.3
EU28	貿易総額	76.3	77.3	EU	63.8	スイス	2.5	トルコ	1.4
	域外貿易	34.4	36.9	31.9	スイス	6.7	トルコ	3.9	EEA
トルコ	50.2	59.0	43.6	EU	42.1	韓国	1.9	EFTA	1.5
中国	30.6	23.2	39.2	ASEAN	12.6	韓国	6.8	台湾	4.9
韓国	67.8	72.5	62.5	中国	23.6	ASEAN	14.0	米国	11.5
ASEAN	59.6	57.2	62.0	ASEAN	22.7	中国	17.3	日本	8.4
シンガポール	78.6	74.0	81.1	ASEAN	23.8	中国	13.1	TPP11	10.3
マレーシア	62.4	61.6	63.3	ASEAN	27.2	中国	16.7	日本	7.1
ベトナム	63.6	51.3	76.4	中国	22.7	韓国	14.0	TPP11	13.1
タイ	60.8	59.2	62.3	ASEAN	23.3	中国	16.0	日本	12.0
インドネシア	66.6	64.0	69.0	ASEAN	23.9	中国	19.7	日本	10.1
インド	16.9	16.8	16.9	ASEAN	11.1	韓国	2.5	日本	2.1
オーストラリア	72.8	75.9	69.3	中国	29.6	TPP11	20.8	ASEAN	13.8
ニュージーランド	63.0	65.3	60.7	TPP11	26.1	中国	21.9	ASEAN	12.2

[注]①FTAカバー率は、FTA発効済み国・地域(2019年6月末時点)との貿易が全体に占める比率。金額は2018年の貿易統計に基づく。

②略語は、アンデス共同体(CAN)、欧州経済地域(EEA)。

③中国のカバー率には、香港とマカオを含まない。

④ASEANのカバー率には、香港を含まない。

⑤カナダ、シンガポールは再輸出分を除いた輸出統計を採用。

⑥TPP11は批准国のみをカバー率に含める。

[資料]各国政府資料、各国貿易統計、「DOTS(2019年6月29日版)」(IMF)から作成

日本の発効済みFTAカバー率は36.7%へと大幅に上昇

- 日本の発効済みFTAカバー率はTPP11、日EU・EPAの発効に伴い前年の23.4%から36.7%まで大幅に上昇した。交渉中のRCEPは、2019年の妥結に向けた共同声明が採択されている。発効すれば日本の発効済みFTAカバー率は63.8%に拡大する。

日本の貿易構造と発効済み、交渉中のFTA(物品貿易協定を含む)

品別	世界 (100万ドル)	発効済													
		計	豪州	ASEAN	インド	モンゴル	スイス	メキシコ	ペルー	チリ	TPP11			EU	
											計	カナダ	NZ		
輸出	輸送機器	172,672	33.2	4.7	8.3	0.3	0.2	0.2	2.0	0.2	0.6	12.6	3.0	0.9	12.7
	一般機械	148,003	34.2	1.2	14.5	2.1	0.0	0.1	1.8	0.0	0.1	8.2	0.8	0.2	13.3
	電気機器	109,352	33.4	0.4	19.4	1.2	0.0	0.1	1.5	0.0	0.0	9.8	0.5	0.0	10.3
	化学品	97,843	29.9	1.0	14.0	2.1	0.0	0.7	0.7	0.1	0.2	6.8	0.5	0.1	10.6
	鉄鋼	40,227	43.1	0.5	30.2	3.7	0.0	0.0	4.4	0.3	0.2	12.4	0.6	0.1	3.0
	輸出総額	738,143	34.8	2.3	15.5	1.5	0.1	0.5	1.6	0.1	0.3	10.9	1.3	0.4	11.3
輸入	鉱物性燃料	174,532	29.9	18.1	9.3	0.5	0.0	0.5	0.3	0.0	20.1	1.0	0.0	0.3	
	機械機器	236,851	35.4	0.1	16.4	0.3	0.0	1.5	1.3	0.0	6.9	0.4	0.0	15.4	
	化学品	88,551	51.3	0.4	14.6	1.3	0.0	3.5	0.3	0.0	7.2	1.3	0.3	29.4	
	食料品類	66,315	48.5	6.2	13.9	1.1	0.0	1.1	1.8	0.4	2.8	17.3	4.1	2.2	15.1
	繊維製品	37,721	33.5	0.1	26.1	1.2	0.0	0.1	0.1	0.0	0.0	13.1	0.2	0.0	5.5
	輸入総額	748,487	38.7	6.1	15.0	0.7	0.0	1.0	0.8	0.3	1.0	13.0	1.6	0.4	11.8
往復貿易	1,486,631	36.7	4.2	15.2	1.1	0.0	0.8	1.2	0.2	0.6	12.0	1.4	0.4	11.5	

品別	交渉中						合計	(参考) 米国	(参考) 合計 (米国含む)	
	RCEP			トルコ	コロンビア	GCC				
	計	中国	韓国							
輸出	輸送機器	23.2	8.1	0.9	0.5	0.4	7.1	50.0	31.8	81.8
	一般機械	49.8	23.8	8.0	0.7	0.1	1.2	68.0	20.8	88.8
	電気機器	51.3	24.5	5.9	0.5	0.0	0.6	64.9	14.1	79.0
	化学品	56.1	26.5	12.5	0.2	0.1	1.0	70.2	12.8	83.0
	鉄鋼	67.6	17.9	15.1	0.6	0.5	2.3	79.5	7.3	86.8
	輸出総額	46.3	19.5	7.1	0.4	0.2	2.4	64.4	19.0	83.4
輸入	鉱物性燃料	31.5	0.8	2.9	0.0	0.2	48.7	82.5	5.5	88.0
	機械機器	58.9	37.7	4.3	0.1	0.0	0.0	77.6	14.1	91.7
	化学品	40.9	18.1	6.2	0.1	0.0	1.0	76.8	15.6	92.4
	食料品類	39.9	13.1	3.5	0.3	0.5	0.0	66.0	20.2	86.2
	繊維製品	86.9	58.0	1.3	0.4	0.0	0.0	93.3	1.1	94.4
	輸入総額	49.7	23.2	4.3	0.1	0.1	11.7	78.1	10.9	89.0
往復貿易	48.0	21.4	5.7	0.3	0.1	7.1	71.3	14.9	86.2	

[注]米国とは物品貿易協定を交渉。TPP11とRCEPの合計には日本がすでに他の協定を結んでいる国も含まれる。

[資料]財務省貿易統計から作成

「収穫期」に突入した日本のFTA

- ジェトロのアンケート調査によると、日本企業のASEAN諸国向け輸出におけるFTA利用率が近年上昇している。また、インド向け輸出におけるFTA利用率の上昇幅が8.3%ポイントと、FTA発効国の中では最も高い。
- タイ・ベトナム向け輸出におけるFTA利用状況を業種別にみると、「医療品・化粧品」の利用率の増加幅が最大となった。ASEAN諸国における、美容に対する意識の高まり、日系ドラッグストアの進出や訪日観光客の急増などに加え、FTA税率の低下も日本からの輸出を後押ししている。
- FTAに基づく関税撤廃は、即時撤廃のほか、段階的に行われ、発効10年以上を経過して撤廃となる品目が少なくない。アジア諸国とのFTAは発効から概ね10年程度が経過し、FTAがいわば「収穫期」を迎えたと言えよう。

日本企業の輸出におけるFTA利用状況(主要FTA別、時系列)

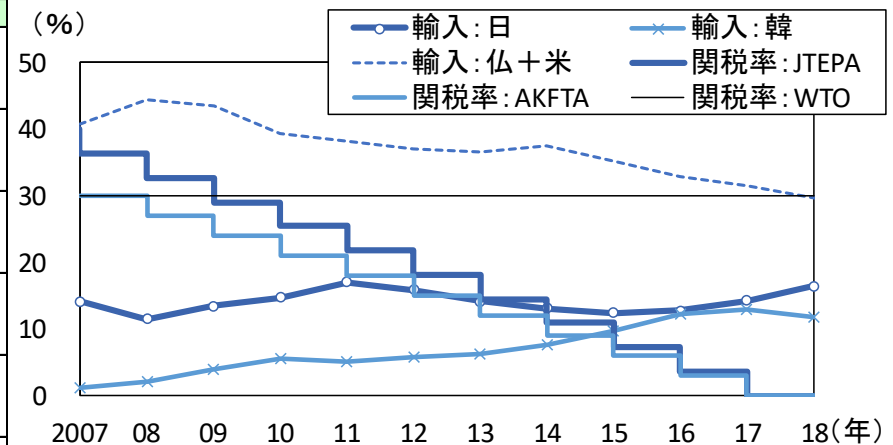
	調査年度		利用率		FY16→FY18
全体	FY16(n=1,234)		45.1		+3.1
	FY17(n=1,347)		44.9		
	FY18(n=1,472)		48.2		
タイ	FY16(n=824)		47.2		+1.8
	FY17(n=875)		46.7		
	FY18(n=957)		49.0		
ベトナム	FY16(n=575)		33.7		+6.4
	FY17(n=646)		32.8		
	FY18(n=727)		40.2		
インドネシア	FY16(n=554)		39.2		+5.4
	FY17(n=579)		41.3		
	FY18(n=597)		44.6		
マレーシア	FY16(n=532)		31.6		+1.7
	FY17(n=547)		29.3		
	FY18(n=580)		33.3		
フィリピン	FY16(n=383)		26.1		+3.9
	FY17(n=412)		26.2		
	FY18(n=466)		30.0		
インド	FY16(n=354)		29.1		+8.3
	FY17(n=376)		28.2		
	FY18(n=382)		37.4		

[注]① 全体の母数は、調査時点でFTAが発効済みの対象国・地域のいずれか一つ以上に輸出を行っている企業数。ただし、FTA利用状況について無回答・不明の企業を除く。

② 当該国・地域への輸出を行っている企業が多いFTAが発効(調査時点)している6カ国を掲載。

[資料] 「日本企業の海外事業展開に関するアンケート調査」(ジェトロ)から作成

タイにおける化粧品の一部(HS330499)の
輸入額シェアと関税率推移



[注]①18年の輸入上位4カ国(フランス、日本、韓国、および米国)で全体の58.1%を占める。

②JTEPAは日・タイ経済連携協定、AKFTAはASEAN韓国自由貿易協定を指す。

③関税引き下げは協定書記載ベース。

[資料] Global Trade Atlas (IHS Markit)、JTEPA協定書(外務省)、AKFTA協定書(ASEAN事務局)、タイ税関ホームページから作成

より利便性の高い原産地証明制度の導入が増加

- 特恵原産地規則の国際的な統合の動きはなく、各FTAの加盟国・地域がそれぞれ独自の原産地規則や証明方法を導入してきた。異なる原産地規則の充足やその証明は、FTA利用における課題として挙げられる。
- 従来、アジアやアフリカでは第三者証明制度、欧州では認定輸出者制度、米州では自己申告制度の導入傾向があったが、近年では、地域を問わず、より利便性の高い認定輸出者制度や自己申告制度の導入が増加している。

日本企業のFTA利用上の課題

(複数回答、%)

	FY13 (n=495)	FY18 (n=710)	FY13 →FY18
原産地規則を満たすための事務的負担	48.3	60.6	12.3
輸出の度に証明書発給申請が必要であり、手間	52.9	51.4	△ 1.5
品目ごとに原産地判定基準が異なり、煩雑	35.8	45.5	9.7
原産地判定/ 証明書発給までの時間が長い	19.6	26.8	7.2
原産地証明書発給にかかる手数料費用	28.7	25.4	△ 3.3
FTA/EPA の利用に関する情報が不足している	8.1	17.6	9.5
社内でFTA 利用の体制が整っていない	11.3	15.2	3.9
輸入国通関で、FTA 適用上のトラブルを経験	8.5	8.0	△ 0.5
特に問題はない	18.2	15.9	△ 2.3
その他	3.8	3.1	△ 0.7

〔注〕集計対象は、輸出においてFTAを利用している企業。

〔資料〕「日本企業の海外事業展開に関するアンケート調査」各年度(ジेटロ)

主要FTAの原産地証明制度と事後確認方法

FTA	原産地証明制度	事後確認 担当国
ATIGA	第三者証明制度	書面確認: 輸出国 訪問確認: 輸入国
太平洋同盟	第三者証明制度	書面確認(輸入者): 輸入国 書面確認(輸出者): 輸出国 訪問確認(輸出者): 輸入国
EAC	第三者証明制度 認定輸出者制度 (2015年改正で追加)	輸出国
日本・メキシコ	第三者証明制度 認定輸出者制度 (2012年改正で追加)	書面確認: 輸出国、輸入国 訪問確認: 輸出国(輸入国は立会いが可能)
EU・韓国	認定輸出者制度	輸出国
NAFTA	自己申告制度	輸入国
TPP11	自己申告制度	輸入国
日本・EU	自己申告制度	書面確認(輸入者): 輸入国 書面確認(輸出者): 輸出国 訪問確認(輸出者): 輸出国

〔注〕①「事後確認担当国」は、「輸入国」の場合は輸入国当局による直接確認、「輸出国」の場合は輸入国当局からの依頼に基づいて輸出国当局が事後確認を行う間接確認を指す。②各FTAの略称は以下のとおり: ATIGA(ASEAN物品貿易協定)、EAC(東アフリカ経済共同体関税同盟)、NAFTA(北米自由貿易協定)、TPP11(環太平洋パートナーシップに関する包括的および先進的な協定)。

〔資料〕各FTA協定文から作成

各国で異なる事後確認(検認)の運用

- 日本が締結、あるいは交渉を行っているFTA相手国の税関や専門家へのヒアリングなどによると、FTA特恵税率申請の事後確認を行う対象の選択基準としては、申告内容に疑義のある場合や、取扱い物品・企業のリスクが高い場合、ランダム抽出などが挙げられた。
- 各国における事後確認の実績をみると、書面による確認は一定程度行われているものの、輸入国当局による訪問確認はまれであることがわかった。特恵税率の申告で散見される誤りとしては、必須項目の記入漏れ、原産地証明書の失効、通し船荷証券の不備などがあつた。利便性の高い証明制度の導入が増加する中、今後はより丁寧に書類作成や手続きに取り組む必要がある。

事後確認対象の選択基準

事後確認対象の実施実績、散見される誤り

事後確認対象申告の選択基準
<p>1) <u>申告内容に疑義がもたれる場合</u>：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原産地証明書の記載に矛盾のある場合 ・原産地証明書と、その他の書類の原産地などが異なる場合 ・特恵関税適用申告のあつた輸入品の原産地規則が厳しい場合、など
<p>2) <u>リスクが高い輸入品・企業</u>：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特恵関税適用を受ける輸入品が多い場合 ・過去に誤りなどのあつた物品・企業による輸入申告の場合 ・節税額が大きい場合、など
<p>3) <u>ランダムによる抽出</u></p>

地域	国	事後確認実施の実績・頻度	特恵税率否認事例・散見される誤り
アジア 大洋州	インドネシア	-	原産地証明書とその他の商業書類の記載事項の不一致、通し船荷証券の記載不備、協定で必要とされる期間に原産地証明書が発給されていない。
	インド	実績はあるが、輸入申告の多くは細かな書類の確認などは行っていない。輸出国への訪問による確認は日本では実績がないが、東南アジア諸国では実績がある。	-
	ベトナム	日ASEAN・FTAや日ベトナムFTAでは、ほとんど事後確認は実施していない。	原産地証明書の必要項目の記入漏れ。
	ニュージーランド	事後確認対象の選定のためにランダム抽出を行うが、割合は1%程度。	輸出地からの直送でないにもかかわらず、通し船荷証券などが添付されていない。
	中国	事後確認の実施は不定期で、対象となる特恵輸入申告の期間も一定ではない。	-
米州	メキシコ	日メキシコFTAでは、直近では2018年に実施した。通常、事後確認を行うのは3年前の輸入申告(2019年の対象は2016年の輸入申告分)。日本からの輸入は、全確認の2%程度。TPP11利用の事後確認はまだ実績がない。	-
	チリ	リスクが高いとされる貨物の場合、頻繁に事後確認が実施される。	原産地証明書の効力が失効している、証明書が当該協定の書式に準拠していない。
	米国	FTAを結ぶ各国において、毎年1度は訪問確認を実施している。	原産性を満たすことを証明する書類が不十分。
欧州	スイス	事後確認の件数は少なく、多く見積もっても数パーセント程度。	スイスが結ぶ異なるFTAの書式での申告、EUが結ぶFTAと勘違いし、EUの協定に沿った書式での申告。

より幅広く、新しいルールをカバーする近年のFTA

- 近年締結されたFTAには、これまでにない新たな分野のルールを規定する協定もみられる。例えば、加盟国・地域内で新たな規制が策定される際に、推奨される慣行を規定する規制協力に関するルールや、SDGsの1つでもあるジェンダーの平等に関連した「ジェンダー章」の設置が挙げられる。
- 世界的に注目の集まる電子商取引については、米国のみならず、日本、欧州、中国などが様々な協定でルール形成を行う。

近年のFTAにみられるルール

	該当FTA	内容
規制の整合性	CETA(第21章) TPP11(第25章) 日EU・EPA(第18章)など	<u>加盟国が自国・地域内に課す規制について、その透明性の向上などを目的として設けられた規定。新たな規制が導入される際に、他の加盟国への通知や、該当規制の影響評価などについて、主に努力目標としてルールを規定。</u>
地理的表示(GI)	CETA(第20章) TPP11(第18章) 日EU・EPA(第14章) EUベトナムFTA(第12章)など	地域名をブランドとして扱うGIについて定める規定。TPP11では現状のTRIPS協定の追認と各国のGI申請などに関し、充足すべき最低基準を設けるにとどまる。他方、 <u>EUは積極的にGIをFTAに盛り込んでおり、日EU・EPAでも相互保護の規定を盛り込む。</u>
ジェンダー	チリ・ウルグアイFTA(第14章) カナダ・チリ改定FTA(第N章bis) カナダ・イスラエル改定FTA(第13章)など	以前はFTAの前文や条項の一部として言及されるにとどまっていたが、 <u>2018年12月に発効したチリ・ウルグアイFTAなど、世界に先駆けて当該分野を独立した章としたFTAがみられる。</u> ジェンダー章はいずれも同分野や関連国際協定の重要性の確認、関連分野における協力などを取扱う。カナダ・イスラエル改定FTAでは、加盟国による同分野での紛争解決手続きも盛り込まれた。
電子商取引	USMCA(第19章) CETA(第16章) TPP11(第14章) 中国・シンガポールFTAなど	<u>米国をはじめとしてEUや日本、豪州などのFTAで多く関連ルールが規定されてきたが、昨今のFTAではその範囲が拡大傾向にある。</u> また、これまで同分野のルールが少なかった中国のFTAでも、シンガポールとの協定のグレードアップで章を新設するなど、注目が高まっている。
投資	CETA(第8章) USMCA(第14章) EUベトナム(投資保護協定第3章)など	ISDS(投資家と国の間の紛争解決)の懸念点とされる投資家権利の増大や上訴手続きの不在について、近年のFTAでは具体的な進展が見られない。 <u>USMCAではISDSの適用範囲が大幅に狭められた。EUは常設の投資仲裁廷(ISC)の設立に対し意欲的であるものの、まだ実現には至っていない。</u>

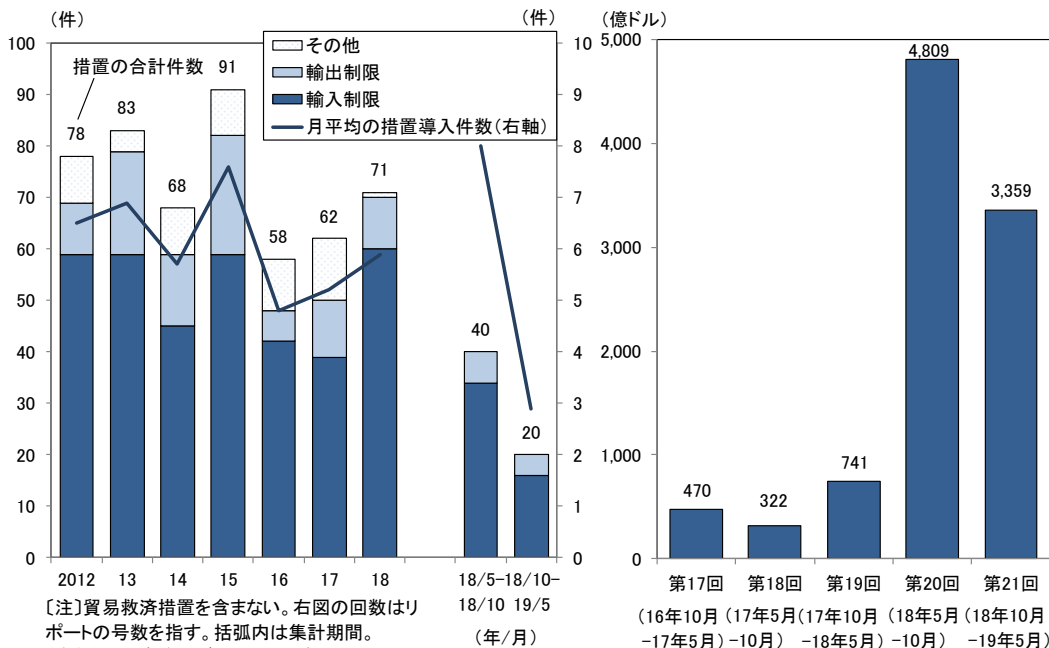
[注]①該当FTAは、各項目を規定する主な最近のFTAを指しており、当該項目を取扱う全ての貿易協定を網羅するわけではない。②章番号がない協定は、協定文が公開されていない協定。③TPP11の章番号は、TPPを参照。

[資料]各FTA協定文、政府発表、関連資料から作成

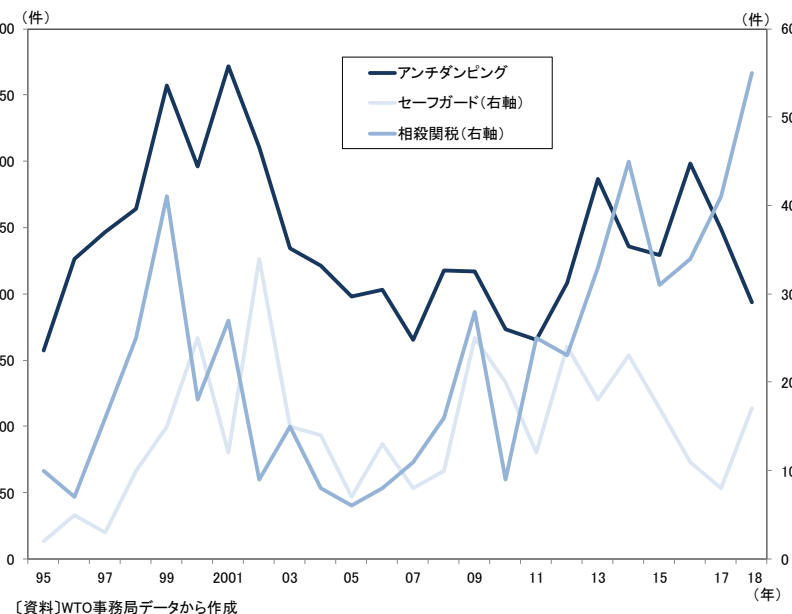
世界で拡大する貿易制限的措置の影響

- WTOの貿易監視レポートによると、G20諸国が2018年に導入した貿易制限的措置は71件となり、2年連続で増加した。また、2018年10月から2019年5月までに貿易制限的措置の対象となった貿易額は3,359億ドルと、前回集計期間(4,809億ドル)に次ぐ過去2番目の規模であった。
- 貿易救済措置(アンチダンピング、補助金相殺関税、セーフガード)の調査開始件数も高水準を維持している。最もよく利用されるアンチダンピングが減少する一方、相殺関税の調査開始件数は過去最多の55件に上った。米国による調査が、2年連続で年間24件行われたことによる。セーフガードも4年ぶりに増加に転じた。

G20諸国による貿易制限的措置件数とその対象となった貿易額の推移



貿易救済措置の調査開始件数



保護貿易主義の継続がもたらす負の影響

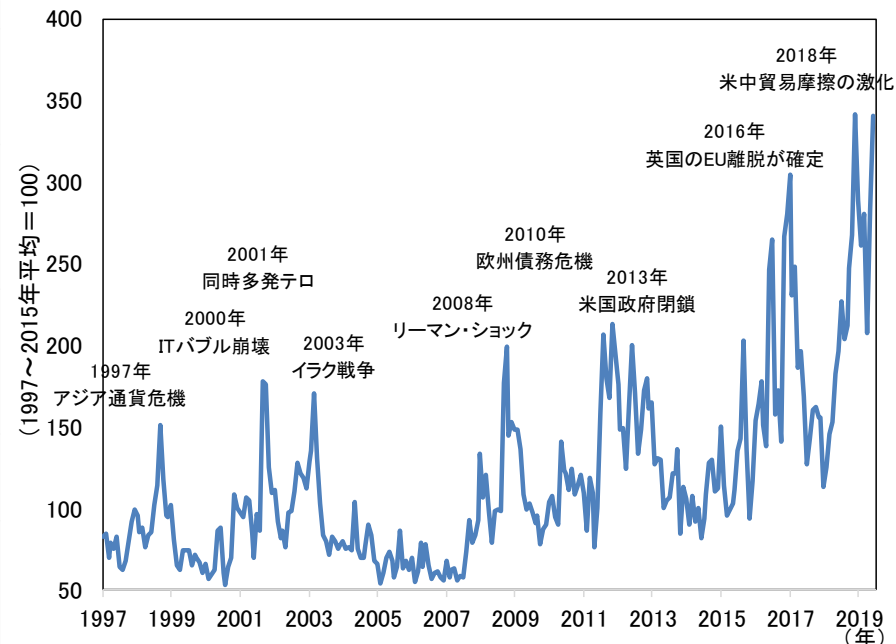
- 過去にも幾度か保護貿易主義の気運が高まり、各国・地域は、関税引き上げ、国産品利用奨励、強制規格導入といった、様々な貿易制限的措置を導入した。2018年以降の米国による一方的措置に対し、多くの国は、貿易救済措置の利活用やWTO提訴など、国際貿易ルールに整合的な手法で比較的冷静に対応している。
- 一方、主要国による措置の応酬は、WTOルールに沿わないものも含むため、現代の国際貿易秩序を揺るがす恐れもある。経済への影響として、具体的には、①貿易制限的措置の累積、②世界貿易の縮小、③消費者の負担増、④産業の弱体化、⑤サプライチェーンの阻害、⑥予見可能性の低下、等が懸念される。

過去の保護貿易主義気運の高まり

時期	貿易制限的措置の発動状況	対応
第1次石油ショック (1973年)	世界不況で貿易制限が拡大。先進国による鉄鋼、自動車、家電、繊維等での関税引き上げや輸入割当、一部途上国による国際収支悪化を背景とした輸入制限があった。	1974年にOECDが貿易制限「自粛宣言」を採択。
第2次石油ショック (1979年)	長引く景気低迷の下、欧米を中心とした先進国で保護主義圧力が強まる。「相互主義」あるいは「利益の均衡」の名の下に、輸出自主規制、輸入数量制限、アンチダンピング、輸入手続き複雑化など様々な形態の貿易制限措置が拡大。	1986年にウルグアイラウンドが開始され、後に1995年のWTO発足へ。
アジア通貨危機 (1997年)	東アジアにおける貿易投資の自由化が、競争力がある外資系多国籍企業と脆弱な地場企業という二重構造を生んだ。通貨危機以降の経済停滞を背景に、一部の国が関税引き上げ、国産品利用奨励、輸入規制などを実施。	ASEANは1996年にASEAN産業協力(AICO)スキームを開始。後のAFTAへ。
ITバブル崩壊 (2000年)	米国でのITバブル崩壊により世界貿易が急激に減速、2001年にはアンチダンピング、2002年にはセーフガードの発動件数が過去最多を記録。	—
リーマン・ショック (2008年)	先進国・途上国問わず、世界全体で国内産業保護のための施策を採用。特定品目の関税引き上げ、鉄鋼製品を中心とした強制規格の導入、現地調達要求、政府による特定産業への支援など、様々な形態の貿易制限的措置が導入された。	WTO、G20、OECDなどが保護主義の回避を宣言し、WTO等が「貿易監視レポート」を開始。
欧州債務危機 (2010年)	G20のような影響力の強い国による措置の増加、関税措置から非関税措置への移行、措置の長期化が問題に。鉄鋼製品や化学品などを中心に、途上国による貿易制限も増加。	G20サミットなどで、繰り返し保護主義の回避を宣言。

[資料]「ジェトロ白書・貿易編」「ジェトロ世界貿易投資報告」各年版(ジェトロ)などから作成

世界の経済政策不確実性指数



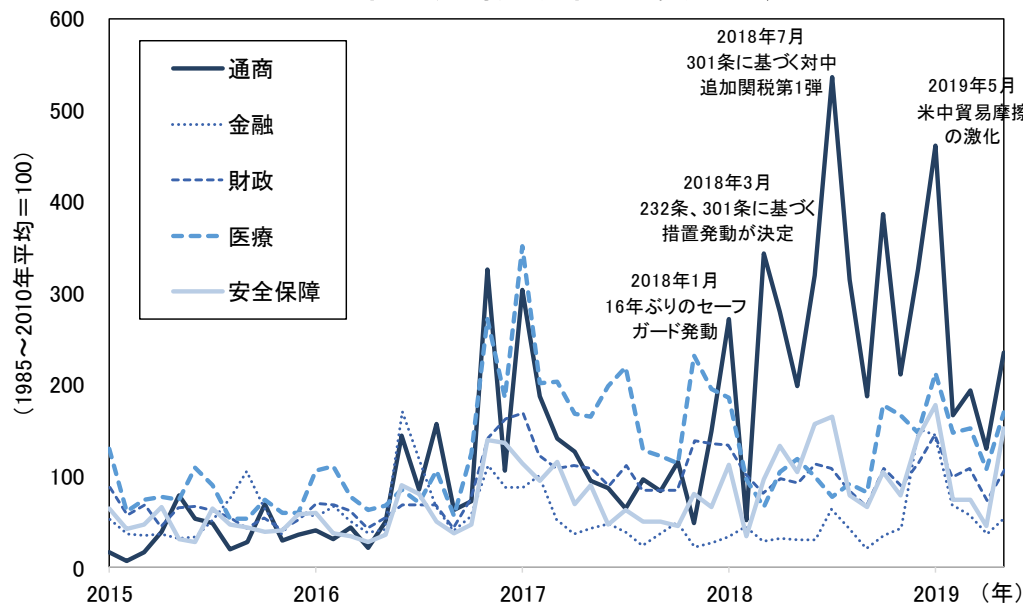
[注]米スタンフォード大等が開発した指数。20カ国の主要紙から、一定の用語を含む記事を月単位で収集したデータを基に作成。数値が大きいかほど不確実性が高い。

[資料]“Economic Policy Uncertainty Project”(Policy Uncertainty.com)データから作成

米国の通商政策：持てるすべてのツールを活用

- 米国の現政権は、発足直後は、職権による調査開始や16年ぶりのセーフガード発動など、貿易救済措置を積極的に活用してきた。2018年のアンチダンピングと相殺関税の合算発動件数は、過去最多の59件であった。
- 一方2018年以降は、国内法に基づく一方的措置の利用が活発となった。通商拡大法232条のような長年利用実績のなかった措置の発動や、度重なる中国製品への関税引き上げに、通商政策に対する不確実性が高まっている。

米国の分野別政策不確実性指数



〔注〕米スタンフォード大等が開発した指数。米主要10紙に掲載された記事の中から、一定の用語を含む記事を月単位で収集したデータを基に作成。数値が大きいほど不確実性が高い。

〔資料〕“Economic Policy Uncertainty Project” (Policy Uncertainty.com) データから作成

トランプ政権下での主な通商関連動向(2018年以降)

年	月日	概要
2018年	1月23日	太陽光パネルと大型洗濯機に対するセーフガード発動を決定
	3月8日	1962年通商拡大法232条調査結果に基づき、鉄鋼・アルミニウム輸入に対する追加関税賦課を決定
	3月22日	1974年通商法301条調査結果に基づき、中国からの輸入に対する追加関税賦課、および対米投資に対する規制強化を決定
	3月27日	米国・韓国FTA見直し交渉の大筋合意を発表
	5月23日	1962年通商拡大法232条に基づき、自動車・同部品の国家安全保障への影響調査を指示
	7月6日	通商法301条に基づく対中追加関税第1弾発動
	8月13日	2019会計年度国防権限法(NDAA)が成立。CFIUSを強化するFIRRMAや輸出管理規制を強化するECRA、中国製通信機器の政府調達を禁止する条項などが含まれる
2019年	8月23日	通商法301条に基づく対中追加関税第2弾発動
	9月24日	通商法301条に基づく対中追加関税第3弾発動
	11月30日	米国・メキシコ・カナダ協定(USMCA)に署名
	2月17日	商務省が自動車・同部品に関する232条調査報告書を大統領に提出
	3月1日	2019年通商政策アジェンダおよび2018年通商協定等に関する年次報告書を議会に提出
	4月15日	日米物品貿易協定(TAG)の交渉を開始
	5月10日	通商法301条に基づく対中追加関税第3弾の税率引き上げ
	5月13日	通商法301条に基づく対中追加関税第4弾の対象品目を発表
	5月15日	商務長官が安全保障上の懸念があると判断した場合、外国の敵対者が関わる情報通信技術やサービスの取引を禁止する大統領令に署名
	5月16日	華為技術(ファーウェイ)と関連68社を輸出規制の対象に
	5月17日	トルコを一般特惠関税制度(GSP)の対象から除外
	5月17日	自動車・同部品に関する232条措置の大統領判断を最大180日間延期すると発表
	5月20日	232条に基づくカナダとメキシコの鉄鋼・アルミニウムに対する追加関税を撤廃
5月23日	商務省が通貨安誘導国の製品への相殺関税賦課を検討	
5月30日	1977年国際緊急経済権限法に基づき、メキシコからの輸入品への追加関税賦課を発表→6月7日に措置を無期限延期	
6月5日	インドを一般特惠関税制度(GSP)の対象から除外	

〔資料〕米大統領府ウェブサイト、ジェトロ「ビジネス短信」などから作成

安全保障と関連付けられる現政権の一方的措置

- 現政権による一方的措置は、経済問題を安全保障と関連付けて発動されることが特徴である。1962年通商拡大法232条に基づく鉄鋼・アルミニウムの関税率引き上げや、1974年通商法301条に基づく中国製品に対する追加関税の賦課など、導入される措置は関税に関わるものが多い。
- 従来の政権が232条利用に慎重であったのに対し、現政権は16年ぶりに調査を、しかも職権で開始するなど調査・発動ともに積極的である。米国の貿易相手国・地域は措置に対し迅速に反応し、対抗措置を講じている。
- 非関税措置としては、2019年国防権限法に基づく米国市場アクセスの規制がある。同法には、外国投資リスク審査現代化法(FIRMA)、輸出管理改革法(ECRA)、政府調達制限が盛り込まれた。

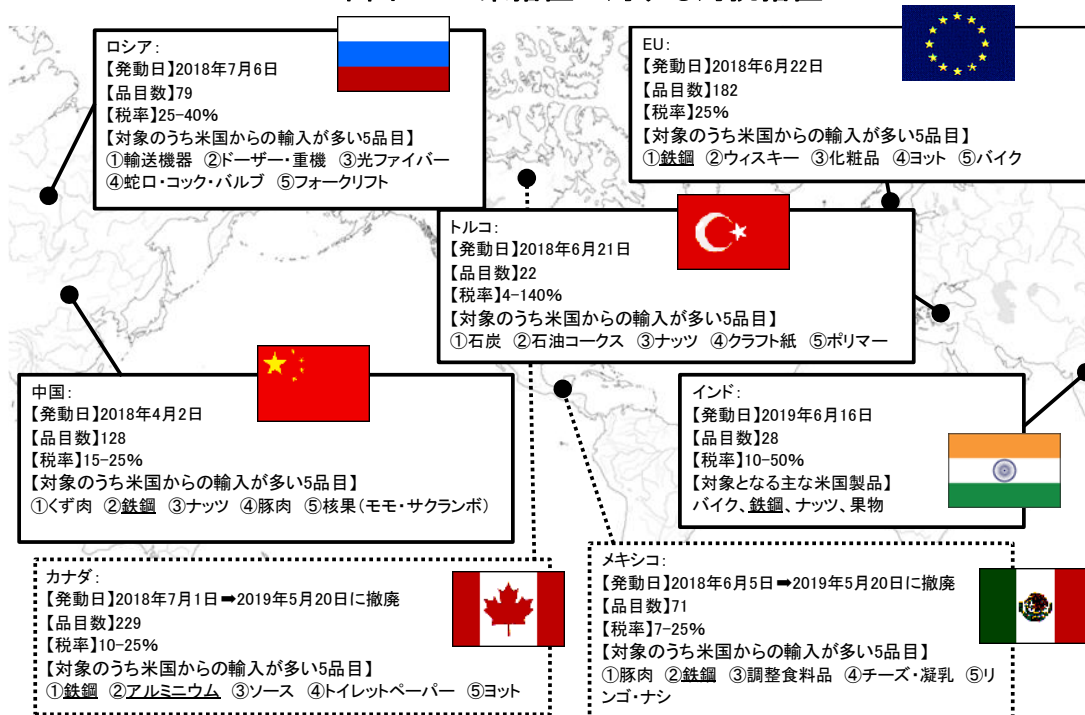
米国が232条に基づき措置を発動した案件および トランプ政権下で調査を開始した案件

実施年	大統領	対象品目	申請者	発動された措置
1973年	ニクソン(共)	石油	鉱物性燃料政策委員会	輸入割当制度を免許料金制に変更。
1979年	カーター(民)	イラン産原油	財務長官	イラン産原油の禁輸。
1982年	レーガン(共)	リビア産原油	財務長官	リビア産原油の禁輸。
2017年	トランプ(共)	鉄鋼	商務長官	すべての国・地域からの輸入品に25%の追加関税賦課。
2017年	トランプ(共)	アルミニウム	商務長官	すべての国・地域からの輸入品に10%の追加関税賦課。
2018年	トランプ(共)	自動車、同部品	商務長官	大統領による判断待ち。
2018年	トランプ(共)	ウラン鉱石、同製品	ウル・エナジー、エネルギー・フュエルズ	大統領は輸入制限措置を見送る方針を表明。
2019年	トランプ(共)	スポンジチタン(②)	チタニウム・メタルズ・コーポレーション(TIMET)	調査中

[注]①網掛けは232条に基づき輸入制限に踏み切った案件。②スポンジチタンのみ調査が継続中。調査を要請したTIMETは米国で唯一この製品を製造しており、2017年に同製品のアンチダンピング調査を要請。国際貿易委員会(USITC)は国内産業への損害を認めず、結果アンチダンピングによる関税賦課に至らなかったため、232条調査を要請。

[資料]米国議会調査局報告書から作成

米国の232条措置に対する対抗措置



[注]米国による措置発動品目である鉄鋼およびアルミニウムに下線。

[資料]米国議会調査局、各国政府ウェブサイト、「ビジネス短信」(ジェトロ)、各種報道から作成

米中貿易摩擦：通商問題は覇権争いの一部

- 貿易赤字削減を目標とする現政権にとって、最大の貿易赤字国である中国の優先順位は高い。しかし米中の対立は、安全保障や先端技術競争なども含めた覇権争いであり、貿易摩擦はその一部である。
- 米国の一方的措置に対し中国も相応の報復措置で対抗している。特に2019年5月以降再び対立が激化した。

各論点に対する米中の主張

論点	米国→中国	中国→米国
貿易不均衡	対中貿易赤字が米国の雇用最大化の妨げとなっている	貿易赤字は両国の経済構造や産業構造で決定するものであり、政府が調整するものではない
市場開放	金融やクラウドコンピュータ事業分野における参入規制の存在を批判	中国はこれまでも自主的に規制緩和を進めてきた
産業補助金	国有企業への補助金制度はWTOルールに抵触、全廃を要求	地方企業や金融機関への影響から、補助金の撤廃は受け入れがたい
技術移転	中国企業との合併や出資比率規制により、中国政府は米国企業に対する技術移転を強要	米国の主張するような技術移転の強要は存在しないとしつつも、こうした強制を外商投資法で明示的に禁止
知的財産権	中国企業が米国において、先端技術や知的財産権を保有する企業を買収できるような不正な支援を実施	知的財産権保護の強化を重視し、法整備を着実に実行中
中国製造2025	「中国製造2025」は米国の知的財産権を侵害し中国の先端技術の振興を図る戦略であり、公平な競争を歪める	「中国製造2025」は開放、発展、協力という理念の下に実行。公正性と透明性を有しており、国際経済ルールにも合致

米国の措置に対する中国の対応

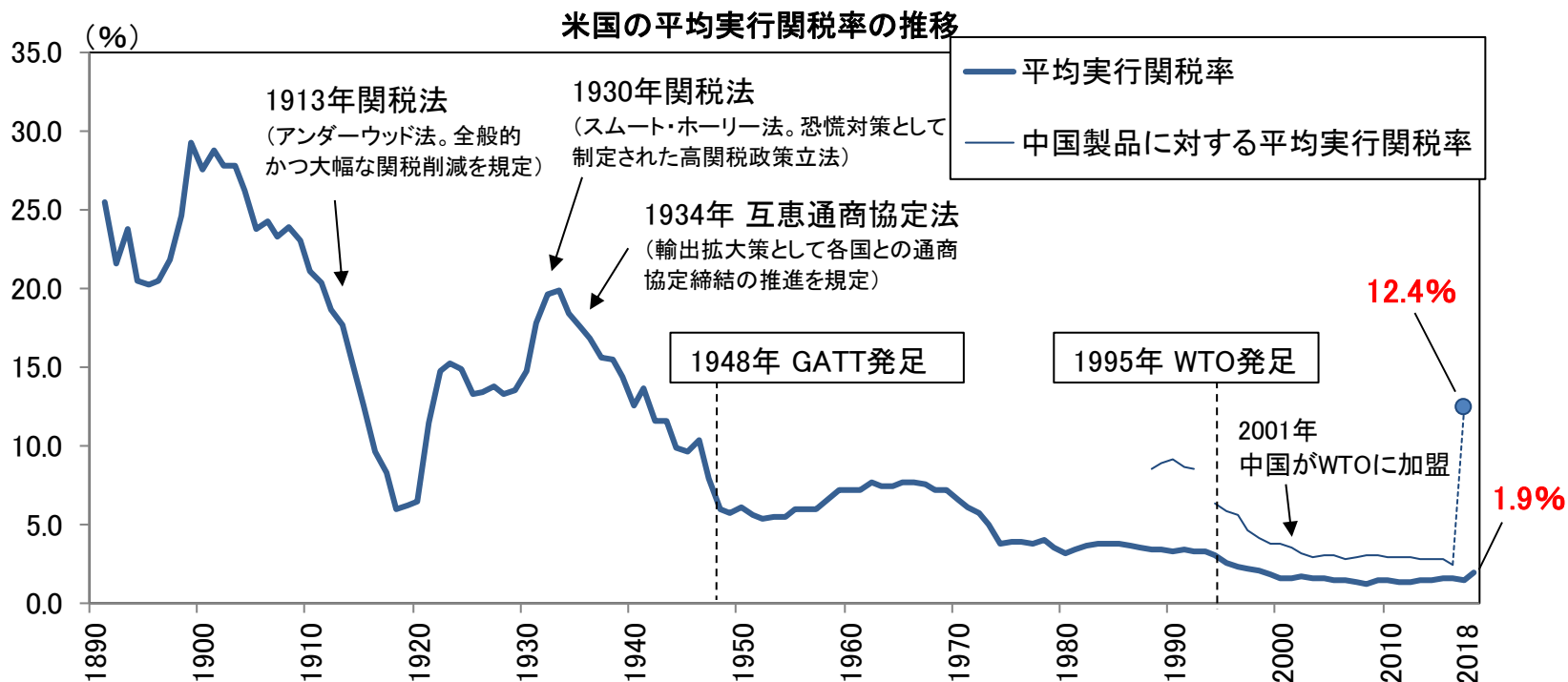
年月	米国 (貿易依存度: 20.5% 対中輸入額: 5,395億ドル)[注①]	年月	中国 (貿易依存度: 34.3% 対米輸入額: 1,536億ドル)[注①]								
18年2月	1974年通商法201条に基づき、太陽光パネルと大型洗濯機へのセーフガードを発動	18年2月	米国産ソルガムへのアンチダンピング調査を開始→4月仮決定、5月撤廃								
3.3%		18年8月	WTO提訴(DS562)								
18年3月	1962年通商拡大法232条に基づき、鉄鋼、アルミニウムへの追加関税賦課	18年4月	・WTO提訴(DS544) ・果物、豚肉、鉄鋼製品、アルミニウム製品など128品目に最大25%の追加関税賦課								
3.9%	[注②]	18年4月、8月	WTO提訴(DS543、565)								
18年3月	1974年通商法301条に基づき、中国からの輸入に対する追加関税賦課(以下詳説)と対米投資への規制強化を決定	18年7月	対抗措置第1弾								
18年7月	追加関税第1弾	18年7月	対抗措置第2弾								
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>対象品目</th> <th>追加税率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>818品目 (乗用車、ポンプ、電子部品など約320億ドル分)</td> <td>25%</td> </tr> </tbody> </table>	対象品目	追加税率	818品目 (乗用車、ポンプ、電子部品など約320億ドル分)	25%		<table border="1"> <thead> <tr> <th>対象品目</th> <th>追加税率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>545品目 (農産物、畜産物、自動車、水産物など約340億ドル分)</td> <td>25%</td> </tr> </tbody> </table>	対象品目	追加税率	545品目 (農産物、畜産物、自動車、水産物など約340億ドル分)	25%
対象品目	追加税率										
818品目 (乗用車、ポンプ、電子部品など約320億ドル分)	25%										
対象品目	追加税率										
545品目 (農産物、畜産物、自動車、水産物など約340億ドル分)	25%										
18年8月	追加関税第2弾	18年8月	対抗措置第3弾								
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>対象品目</th> <th>追加税率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>279品目 (プラスチック、半導体、鉄道車両など約140億ドル分)</td> <td>25%</td> </tr> </tbody> </table>	対象品目	追加税率	279品目 (プラスチック、半導体、鉄道車両など約140億ドル分)	25%		<table border="1"> <thead> <tr> <th>対象品目</th> <th>追加税率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>333品目 (乗用車、化学工業品、エネルギー製品など約140億ドル分)</td> <td>25%</td> </tr> </tbody> </table>	対象品目	追加税率	333品目 (乗用車、化学工業品、エネルギー製品など約140億ドル分)	25%
対象品目	追加税率										
279品目 (プラスチック、半導体、鉄道車両など約140億ドル分)	25%										
対象品目	追加税率										
333品目 (乗用車、化学工業品、エネルギー製品など約140億ドル分)	25%										
18年9月	追加関税第3弾<発動>	18年9月	対抗措置第3弾<発動>								
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>対象品目</th> <th>追加税率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5,745品目 (家具、衣類、雑貨類など約1,900億ドル分)</td> <td>10%</td> </tr> </tbody> </table>	対象品目	追加税率	5,745品目 (家具、衣類、雑貨類など約1,900億ドル分)	10%		<table border="1"> <thead> <tr> <th>対象品目</th> <th>追加税率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5,207品目 (液化天然ガス、電気製品、食料品など約530億ドル分)</td> <td>5%、10%</td> </tr> </tbody> </table>	対象品目	追加税率	5,207品目 (液化天然ガス、電気製品、食料品など約530億ドル分)	5%、10%
対象品目	追加税率										
5,745品目 (家具、衣類、雑貨類など約1,900億ドル分)	10%										
対象品目	追加税率										
5,207品目 (液化天然ガス、電気製品、食料品など約530億ドル分)	5%、10%										
19年5月	追加関税第3弾<税率引き上げ>	19年6月	対抗措置第3弾<税率引き上げ>								
	25%		25%								
発動時期未定	追加関税第4弾	-	-								
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>対象品目</th> <th>追加税率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3,805品目 (携帯電話、ノートパソコン、玩具など約2,600億ドル分)</td> <td>25%</td> </tr> </tbody> </table>	対象品目	追加税率	3,805品目 (携帯電話、ノートパソコン、玩具など約2,600億ドル分)	25%						
対象品目	追加税率										
3,805品目 (携帯電話、ノートパソコン、玩具など約2,600億ドル分)	25%										
27.8%											

[資料]「ビジネス短信」(ジェトロ)、各種報道等から作成

[注]①2018年データに基づく。②ピーターソン国際経済研究所の推計による、各措置発動後の米国の対中平均関税率。2017年時点のMFN税率(3.1%)を基に、同年の品目別貿易額で加重平均して税率を算出。
[資料]米大統領府ウェブサイト、ピーターソン国際経済研究所、各国貿易統計から作成

米中貿易摩擦：対中措置の強化により関税率に変化

- 米国は、1974年通商法301条に基づき2018年3月に対中制裁を決定した後、同7月以降3回に分けて中国製品に対して関税を上乘せしてきた。
- 対中追加関税の拡大を主因に、米国の平均実行関税率は2000年代の1.4%程度から2018年には1.9%へ上昇した。これは、WTO発足後間もない1998年(2.0%)以来の水準である。ピーターソン国際経済研究所の推計によると、対中追加関税第3弾の発動により、米国の中国製品に対する平均実行関税率は12.4%に達した可能性がある。



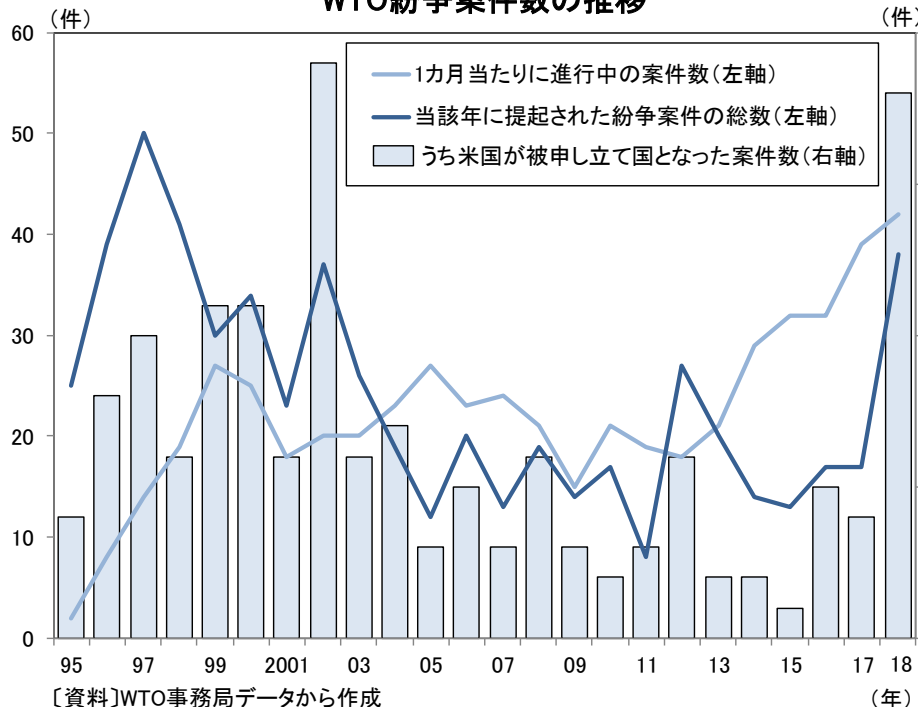
[注]中国製品に対する平均実行関税率は、1989～2017年までは実際に課された税率、2018年のみ米ピーターソン国際経済研究所が推計した、追加関税の影響を加味した税率。

[資料]米国国際貿易委員会 (USITC)、World Integrated Trade Solution (世界銀行)、ピーターソン国際経済研究所から作成

WTOルールを基盤とした自由貿易体制は正念場に

- 2018年にWTOに提起された紛争案件数は、1997年(50件)、1996年(39件)に次ぐ水準(38件)に急増した。特に米国の通商拡大法232条に基づく措置に関しては、多くの国・地域が紛争を付託した。米国の措置を安全保障を目的とした貿易制限として認めるかどうか論点となる(GATT21条)。この条文を取り扱った別の案件(DS512)では、安全保障目的の貿易制限を、加盟国の完全な自己判断で行うことはできないと判断された。
- 米国の措置やそれに対する報復は、いずれもWTOルールに違反する可能性がある。国際貿易ルールに沿わない措置の応酬は、WTOが発足後25年で築いた法の支配を揺るがす恐れもある。WTOルールを無視した措置が横行しないよう保護貿易主義への危機感を持ち、世界の自由貿易体制を維持できるかどうか論点となる。

WTO紛争案件数の推移



トランプ政権の措置に関するWTO紛争案件

DS番号	被申立国	申立国	協議要請 (すべて2018年)	問題となる措置	申立国が主張する、 WTO協定上の違反事項
542	中国	米国	3月23日	知的財産権侵害	TRIPS(内国民待遇、特許権の排他性)
543	米国	中国	4月4日	1974年通商法301条に基づく、中国製品への追加関税賦課	GATT(最恵国待遇) DSU(多角的体制の強化)
544	米国	中国	4月5日	1962年通商拡大法232条に基づく、鉄鋼・アルミニウムへの追加関税賦課	GATT(最恵国待遇、譲許、数量制限の禁止等) セーフガード協定(条件、調査、重大な損害の決定、措置の適用、適用期間、譲許の水準、通報・協議等)
547		インド	5月18日		
548		EU	6月1日		
550		カナダ※	6月1日		
551		メキシコ※	6月5日		
552		ノルウェー	6月12日		
554		ロシア	6月29日		
556		スイス	7月9日		
564		トルコ	8月15日		
545		米国	韓国		
562	中国		8月14日	大型洗濯機に対するセーフガード	
546	韓国		5月14日		
557	カナダ※	米国	7月16日	米国の232条措置に対して各国・地域が発動した対抗措置	GATT(最恵国待遇、譲許)
558	中国		7月16日		
559	EU		7月16日		
560	メキシコ※		7月16日		
561	トルコ		7月16日		
566	ロシア		8月27日		

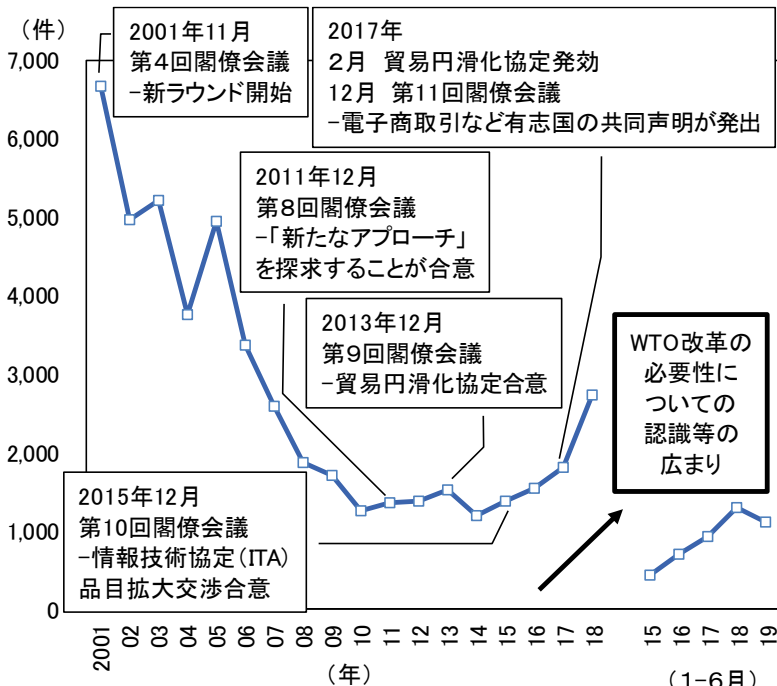
[注]※については後に、米国のカナダ・メキシコに対する措置撤廃に伴い、同三国間で相互に提訴を取り下げることに合意した。

[資料]WTO事務局、「不公正貿易報告書」(経済産業省)から作成

WTO改革の機運高まる

- 2017年12月に開催された第11回WTO閣僚会議の成果文書は全参加メンバーの合意による閣僚宣言ではなく、議長声明という形式になった。このことは先進国、途上国等立場が異なる多くの国の全会一致による合意の難しさを改めて示すこととなった。WTOが現状のままでは不十分であるという危機意識が広まっている。
- 新たなアプローチとして、電子商取引(EC)等の今日的課題に対して、加盟有志国による議論が行われている。ECに関する議論では、高い自由化水準を目指す米国、個人情報およびプライバシーの保護を「基本的権利」と定義するEU、サイバー空間に対する自主権を主張する中国など、各国・地域で思惑が異なる。

WTOをめぐる主な動きと関連記事掲載数



WTOにおける電子商取引にかかる主要国・地域による主な議案(概要)

国・地域	関税	個人情報保護	その他		
			情報の電子的手段による国境を越える移転	コンピューター関連設備の設置	ソースコード
米国	電子的な送信に関税を課さない。	デジタル取引の利用者の個人情報の保護について定める法的枠組みを採用。 相互で運用できるメカニズムを開発を奨励。 国境を越えた個人情報の流れに対するプライバシー関連の制限は、リスクに比例	基本的には禁止・制限しない。 公共政策の正当な目的を達成するための措置を採用することを妨げない。	当該領域においてコンピューター関連設備の利用・設置を要求しない。	基本的には、ソースコードの移転又は当該ソースコードへのアクセスを要求しない。 開示要求が企業秘密に悪影響を及ぼすと解釈しない。
EU	電子的な送信に関税を課さない。	個人情報とプライバシーの保護については、 ・ 基本的権利。 ・ 確保するのに適切と思われる対策を採用。	越境データ流通は、以下によって制限されない： ・ 処理について、当該領域のコンピューター関連設備等の使用を要求。 ・ 保管・処理に関し、当該領域におけるデータローカライゼーションの要求。 ・ 他の加盟国での保管・処理の禁止。	一部例外を除いて、基本的には、ソースコードの移転又は当該ソースコードへのアクセスを要求しない。	
日本	電子商取引の利用者の個人情報の保護について定める法的枠組みを採用。	電子商取引の利用者の個人情報の保護について定める法的枠組みを採用。	基本的には許可。 公共政策の正当な目的を達成するための措置を採用を妨げない。	当該領域においてコンピューター関連設備の利用・設置を要求しない。	基本的には、ソースコードの移転又は当該ソースコードへのアクセスを要求しない。
中国	次回の閣僚会議までは、電子的な送信に対する関税を課さない。	電子商取引の利用者を保護する措置を採用。	サイバーセキュリティの保証、サイバー空間の主権の保護、国民・法人・その他の団体の権利・利益の保護、ならびにその他公共政策の正当な目的の達成のための措置の採用を妨げない。 加盟国へ情報提供を要求しない、安全上の重要な利益を保護するために必要とされる行動を妨げない、また国際平和と安全の維持のための国連憲章に基づく義務を履行するための行動を妨げない。		

[注]2001年以降の記事が確認できる主要海外新聞/雑誌39紙誌にて、「WTO」という単語が掲載された記事数。

[資料]「ファクティブ(2019年7月2日時点)」(ダウ・ジョーンズ)、外務省ウェブサイトなど各種情報から作成

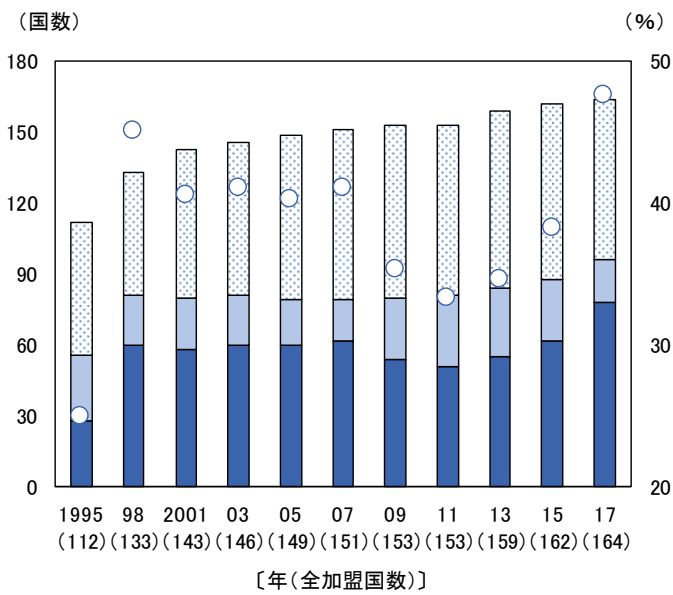
[注]論点と内容は一部であり、全ては網羅されていない。

[資料]WTO文書や報道から作成

監視機能強化の議論も進行

- 近年では、市場歪曲的な補助金が過剰生産能力問題を引き起こしているという共通認識が国際的に広がっている。WTO補助金協定では、特定性を有する補助金の通報義務を加盟国に課しているが、2017年通報では、通報がない国が78カ国(加盟国の48%)に上るなど、通報義務の履行が課題となっている。
- グローバルな競争条件平準化を確保するため、補助金等による過剰生産といった、第三国による市場歪曲的措置に対して、日米EUが連携して対応している。2018年11月には、アルゼンチンやコスタリカ等とともに、通報を怠ることにより加盟国に生じるコストを高めることで、加盟国に同規定の順守を促す提案を行った。

補助金通報の状況(1995~2017年)



主な通報機能改革案

国・地域(提案日)	主な提案内容等
日本、米国、EU、アルゼンチン、コスタリカ、台湾、オーストラリア (2018年11月)	<ul style="list-style-type: none"> 運営能力上、通報が難しい途上国は、WTO事務局に支援要請が可能。 通報が1年以上(2年未満)遅滞した場合、遅滞した加盟国は、WTOの各組織の議長へのノミネート禁止や予算負担の増額などの措置を受ける。 通報が2年以上(3年未満)遅滞した場合、遅滞した加盟国は、「活動停止国」(Inactive Member)として指定され、WTOの各種正式会合における発言は、他の全加盟国の後、オブザーバーの前とする。
日本、米国、EU、アルゼンチン、コスタリカ、台湾、オーストラリア、カナダ、ニュージーランド (2019年3月)	<ul style="list-style-type: none"> 上記の提案とほぼ同じ内容。カナダとニュージーランドが共同提案国・地域として加わった。 予算負担の増額分は、「通報義務を果たすための技術支援を加盟国に提供する目的で使用される可能性がある」といった文言等が追加された。 通報が2年以上(3年未満)遅滞した場合、「活動停止国」ではなく「通知遅滞国」として指定される。上記の提案と同様、WTOの各種正式会合における発言は、他の全加盟国の後、オブザーバーの前とする。
中国 (2019年5月)	<ul style="list-style-type: none"> 先進国が、包括的でタイムリーかつ正確な通報を先導すべき。 逆通報(当事国によって通報されるべき措置について他の加盟国が通報し、注意を喚起)の質を向上させるべき。 加盟国間で通報に関する経験の共有を増やすべき。 WTO事務局は、できるだけ早く通報に関する技術協力ハンドブックを更新し、研修を強化する必要がある。 途上国は、通報義務順守の向上に努めるべきである。途上国、特に後発開発途上国が期限内に通報義務を果たすことができない場合、技術支援と能力開発が提供されるべきである。
キューバ、インド、ナイジェリア、南アフリカ共和国、チュニジア、ウガンダ、ジンバブエ (2019年6月)	<ul style="list-style-type: none"> 資源制約を考慮すると、途上国は既存を超える義務に同意することはできない。また、通報・透明性義務を強制するための懲罰的アプローチは受け入れられない。 途上国、小規模で脆弱な経済圏、後発開発途上国には、レベルに見合った柔軟性が提供される必要がある。 一部の先進国は、とくにサービスの貿易に関する一般協定の下で、通報義務の履行水準が慢性的に低い。

[注]19年3月29日時点。

[資料]WTO文書(G/SCM/W/546/Rev.10)から作成

[資料] WTO文書(JOB/GC/204;JOB/CTG/14, JOB/GC/204/Add.1-2;JOB/CTG/14/Add.1-2,

JOB/GC/204/Rev.1;JOB/CTG/14/Rev.1,

WT/GC/773;JOB/GC/218;JOB/CTG/15;JOB/SERV/292;JOB/IP/33;JOB/DEV/58;JOB/AG/158)から作成

厳しい局面を迎えた紛争解決機能

- WTOの紛争解決制度の上級審にあたる上級委員会は、米国が退任した委員の後任選定プロセスに反対しているため、4名の欠員が生じている(定員7名)。3名の委員から構成される上級審が1つしか構成できないほか、在任3名のうち2名は2019年12月に任期を迎える。各国・地域から、米国が問題視する項目に沿って提案が出されるなど、解決に向けた模索が続いている。
- 上級委員選定を拒否する米国自身が改革案を提示しないなど、短期的に紛争解決機能の回復を見通すことが厳しい状況にある。上級委員会の停止が紛争解決機能の停止を意味しないものの、WTO体制になってから導入された上級委員会により紛争解決機能の公平性と信頼性が増しているだけに、適切に機能するよう早期解決が求められる。

上級委員会に対する米国の主張と各国・地域による主な改革提案

上級委員会に対する米国の主張	主要国・地域の提案・主張例
①上訴申立から報告書送付までの期限(最大90日)の無視	<ul style="list-style-type: none"> ・ 上級委員会が報告書発出までに90日以上要すると判断した場合には、当事国の同意を得る必要がある。 ・ 上級委員会は、報告書発出期限を厳守すること。
②上級委員任期後の業務継続	<ul style="list-style-type: none"> ・ 上級委員の任期中に口頭聴聞を終えた案件については、当該案件終了まで任期の延長を認める。 ・ 任期切れとなる上級委員は、後任委員が決まるまで、その職務を継続(延長期間は最大2年)する。
③紛争解決に必要ではない勧告的意見の発出	<ul style="list-style-type: none"> ・ 上級委員会は、当該事案の解決に必要な限りにおいてのみ判断を行う。 ・ 上級委員会の報告は、パネルの報告において対象とされた法的な問題およびパネルが行った法的解釈に限定される。 ・ 紛争解決機関(DSB)の勧告および裁定は権利・義務を加重・縮減することができない。
④上級委員会による加盟国の国内法の見直し審査	<ul style="list-style-type: none"> ・ 上級委員会は、加盟国の国内法の意味そのものは解釈できない。 ・ 上級委員会は、国内法などのパネルによる事実認定を法的問題として検討してはならない。
⑤上級委員会報告書を先例として取扱うべき旨の上級委員会の主張	<ul style="list-style-type: none"> ・ 上級委員会と加盟国による年次会合を設け、加盟国が上級委員報告書の内容について意見を述べる機会を設ける。 ・ 上級委員会による解釈は事後解釈の先例とならない。

WTOの機能とその評価

機能	2014年	18年	19年	
	〔世界貿易報告書(ジェトロ)掲載年〕			
	評価		課題	
立法 多国間貿易ルール形成と、貿易自由化交渉	×→△	△	△	全加盟国での意思決定の難しさ。米国のWTOへの関与のつなぎとめ。(18年と同様)
監視 現行貿易ルールの履行状況の調査・公表による保護主義の抑止	○	○→△	△	補助金などの市場歪曲的な措置の除去。全加盟国が通報義務を順守することを担保するための監視機能を改善。
司法 紛争解決機能による貿易紛争の司法的解決および履行確保	○	◎→△	▲	上級委員会の停止＝紛争解決機能の停止ではない(パネル手続きは残る)が、現状残る上級委員の3人のうち2人が19年12月に任期を迎える。

〔注〕 評価の記号(◎、○、△、▲)は、WTOがおかれている状況のイメージを示す目的で付したものであり、WTOの意義と機能を過小評価するものではない。

〔資料〕「世界貿易投資報告書」(ジェトロ、各年)および各種資料から作成

〔資料〕「2018年通商政策アジェンダおよび2017年通商協定等に関する年次報告書」(米国通商代表部)、「2019年版不正貿易報告書」(経済産業省)、およびWTO文書(WT/GC/W752/Rev.2、WT/GC/W753/Rev.1、およびWT/GC/W768/Rev.1)から作成

「ジェトロ世界貿易投資報告」2019年版～揺らぐ国際経済秩序とグローバルビジネスの今後～ 総論編概要

本レポートに関する問い合わせ先：
日本貿易振興機構(ジェトロ)
海外調査部国際経済課
〒107-6006 東京都港区赤坂1-12-32
TEL: 03-3582-5177
E-mail: ORI@jetro.go.jp

【注】単位未満を含むため、末尾が合わない場合がある。

【免責事項】本レポートで提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用下さい。ジェトロでは、できるだけ正確な情報の提供を心掛けておりますが、本レポートで提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、ジェトロは一切の責任を負いかねますので、ご了承下さい。

【禁無断転載】